

第10次埼玉県廃棄物処理基本計画

令和8年3月



持続可能で活力のある埼玉県の実現に向けて

～サーキュラーエコノミー（循環経済）システムの確立～



気候変動や生物多様性の損失、資源の枯渇や廃棄物による環境汚染など、深刻さを増す地球規模の環境問題の解決に向けて、本県では「カーボンニュートラル」「ネイチャーポジティブ」「サーキュラーエコノミー」の3つのアプローチで取組を進めています。

なかでも、サーキュラーエコノミーは、東日本随一の交通の要衝として、多種多様な生産活動が行われ、かつ大消費地を擁する本県の地域特性との親和性が高いことから、全国に先駆けて循環経済の構築に着手したところです。

天然資源を採掘してモノを作り、消費して捨てる一方通行のリニアエコノミー（線形経済）は、持続可能な経済システムとはいえません。

私の目指している、将来にわたり豊かさや利便性を県民誰もが実感できる、持続可能な社会を作るには、資源を何度も循環させて貴重な資源を最大限活用するとともに、製造過程や消費後の廃棄物の発生をできる限り抑制するサーキュラーエコノミーを、経済システムの中にしっかり組み込んでいくことが大切です。

環境問題は「総論賛成、各論反対」といわれるように、環境を守る重要性は理解できても、実践段階になると採算が折り合わず、断念するケースが散見されます。サーキュラーエコノミーを社会の中に根付かせていくには、経済性や採算性もきちんと考慮し、ビジネスとして成立するモデルを確立し、普及させていく必要があります。

こうした考えから、今回の新たな廃棄物処理基本計画には、目指すべき方向性として「限りある資源を有効活用・循環させつつ、新たな価値を創出するサーキュラーエコノミー（循環経済）システムの確立」を掲げました。

近年、大きな社会問題となっているリチウムイオン電池対策についても、火災事故の発生抑止の観点に加え、適切な回収・再資源化ルートの構築による循環利用の道筋を示しています。本県では3年前から、リチウムイオン電池をレアメタルに再生する独自の取組を官民連携で進めており、こうした取組の成果もサーキュラーエコノミーに反映させていきたいと考えています。

持続可能で活力のある循環型社会を構築するには、行政のみならず、民間事業者や県民の皆様と一体となった取組が欠かせません。今後も、御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和8年3月

埼玉県知事 大野元裕

目次

はじめに.....	1
1 計画の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間.....	1
4 対象とする廃棄物	2
第1章 現状と課題.....	3
第1節 排出状況及び再生利用状況等.....	3
第1項 一般廃棄物(ごみ)	3
第2項 一般廃棄物(し尿等).....	18
第3項 産業廃棄物.....	20
第4項 食品ロス.....	29
第5項 第9次計画の状況.....	30
第2節 本計画に影響を与える主な要素.....	35
第1項 循環経済への移行	35
第2項 人口減少・高齢化と地域社会の変容.....	35
第3項 食品ロスの削減.....	35
第4項 安定的・効率的な施設整備及び運営	35
第5項 災害廃棄物処理システムの強靱化	35
第6項 廃棄物・資源循環に関する法制度の改正・新制度の動向.....	36
第3節 将来予測.....	37
第1項 一般廃棄物	37
第2項 産業廃棄物.....	38
第3項 食品ロス量	40
第4節 課題	41
第2章 計画の基本的な方針	42
第1節 目指す方向性	42
第2節 基本方針	42
第3章 計画目標.....	43
第1節 数値目標.....	43
第1項 一般廃棄物	43
第2項 産業廃棄物.....	44
第3項 食品ロス.....	44
第4章 施策.....	46
第1節 施策体系.....	46
I サークュラーエコノミー(循環経済)の推進.....	46
II 3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進.....	46

Ⅲ 廃棄物の適正処理の推進	49
Ⅳ 災害廃棄物への対応力強化.....	52
Ⅴ 市町村のごみ処理体制の整備促進.....	53
第5章 計画の推進に向けて.....	55
第1節 役割分担.....	55
第2節 本計画の進行管理	55
資料	56
1 広域化ブロック別収集人口、面積、ごみ総排出量、中間処理量、施設数.....	56
2 令和32年度までの人口及びごみ総排出量等の算出方法.....	58
3 ごみ焼却施設の整備状況及び整備計画.....	59
4 資源化施設の整備状況及び整備計画.....	61
5 最終処分場の整備状況及び整備計画.....	63
6 埼玉県清掃行政研究協議会における地域ブロック	64

はじめに

1 計画の趣旨

本県では、埼玉県廃棄物処理基本計画に基づく様々な取組により、分別・リサイクルの進展や最終処分量の抑制などに一定の成果を上げてきました。一方、全国屈指の人口を擁する本県は排出される廃棄物の量が元来多いことに加え、水害等を含む非常災害時の大量発生への備え、最終処分場の確保、廃棄物の収集・処理部門における労働力不足や高齢化への対応など、克服すべき課題はなお残されています。

また、近年は、資源価格の高騰、プラスチック資源循環の要請、食品ロス削減の推進、リチウムイオン電池等に起因する火災リスクへの対処など、廃棄物を取り巻く環境が大きく変化しています。さらに、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、再生材・再生可能素材の活用拡大、水平リサイクルの推進、エネルギー回収の取組も求められています。

本計画は、廃棄物を取り巻く環境の変化や課題に対応し、廃棄物の発生抑制から適正処理・資源循環まで総合的かつ計画的に推進するとともに、環境と経済の両立を図るサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を加速することを目的として策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、次の法律等に基づく計画として位置付けます。

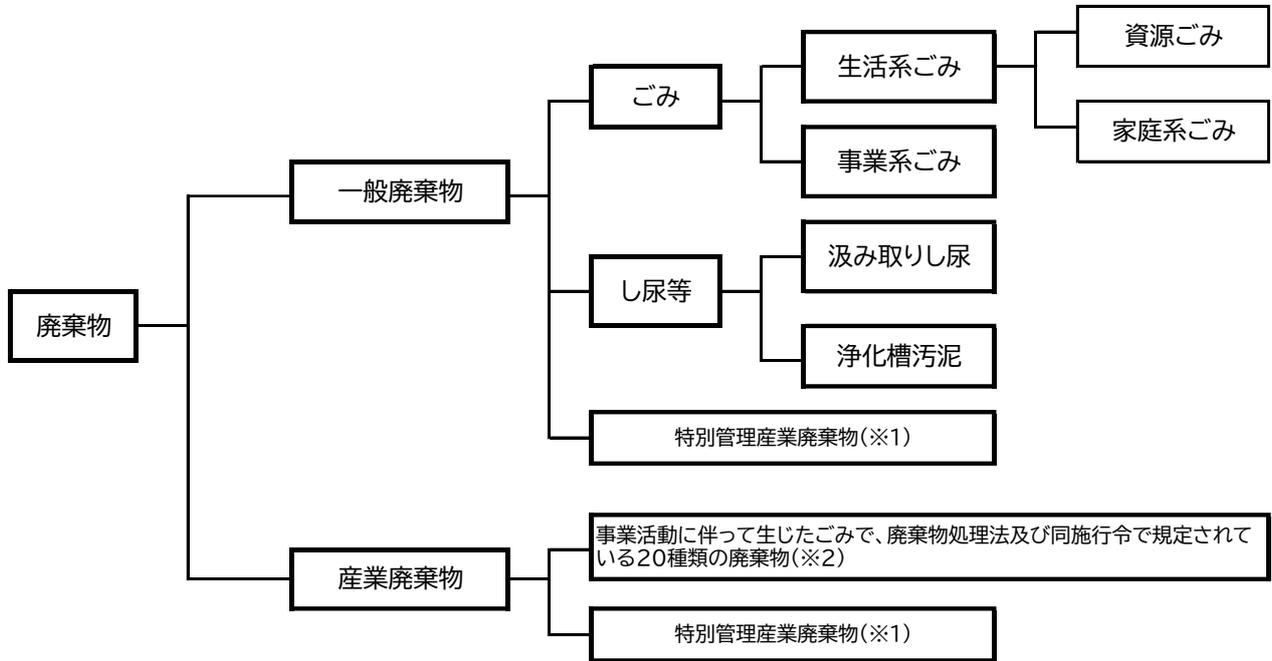
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)第5条の5に基づき策定する計画
- ・食品ロスの削減の推進に関する法律(以下「食品ロス削減推進法」という。)第12条に基づき策定する計画
- ・埼玉県生活環境保全条例第18条に基づき策定する計画

3 計画の期間

計画期間は令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

4 対象とする廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、廃棄物処理法に規定する一般廃棄物及び産業廃棄物とします。



※1 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの

※2 1 燃え殻、2 汚泥、3 廃油、4 廃酸、5 廃アルカリ、6 廃プラスチック類、7 紙くず、8 木くず、9 繊維くず、10 動植物性残さ、11 動物系固形不要物、12 ゴムくず、13 金属くず、14 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、15 鋳さい、16 がれき類、17 動物のふん尿、18 動物の死体、19 ばいじん、20 上記1～19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの、輸入された廃棄物

図 1 本計画が対象とする廃棄物

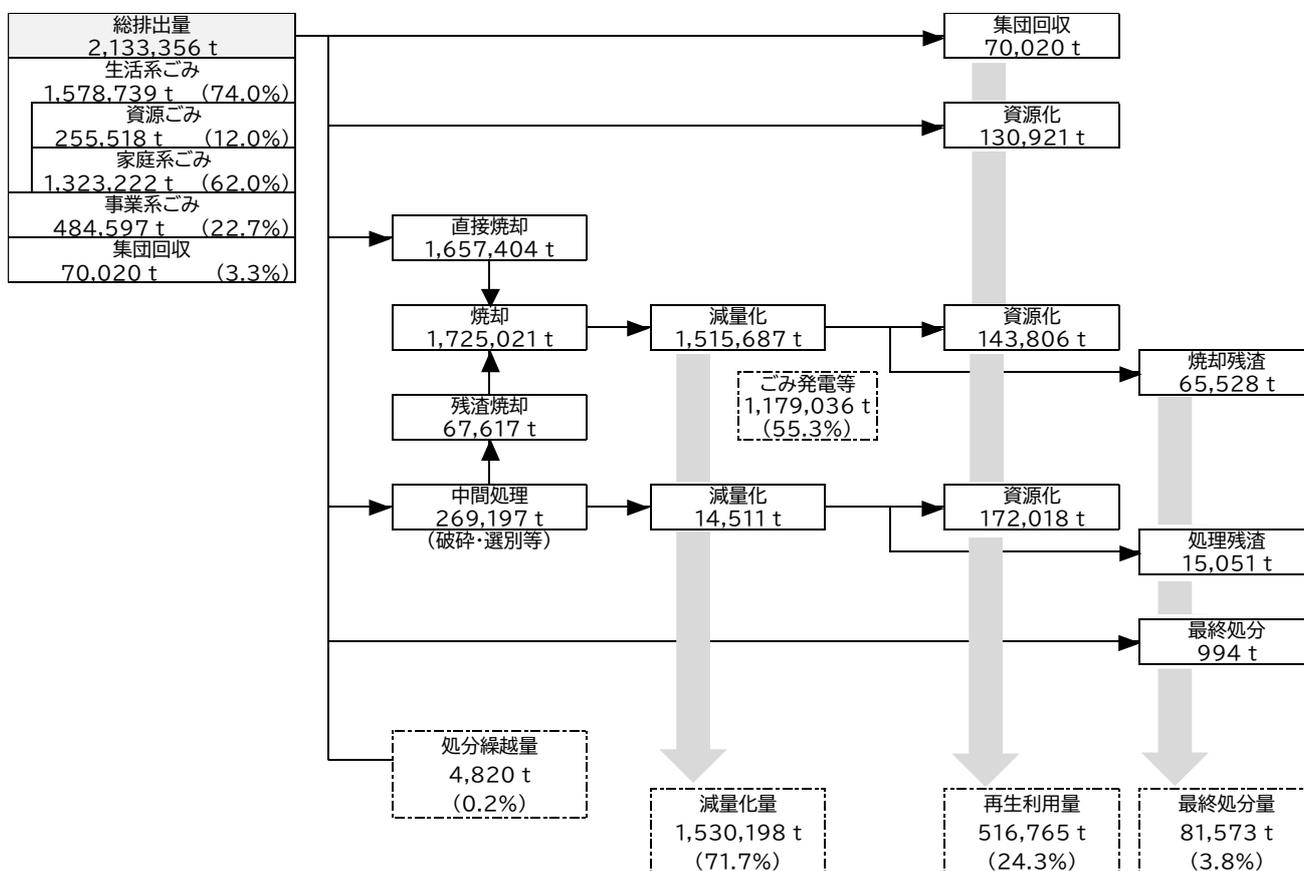
第1章 現状と課題

第1節 排出状況及び再生利用状況等

第1項 一般廃棄物(ごみ)

1 処理・処分フロー

令和5年度に本県で排出されたごみ総排出量は2,133千tで、このうち生活系ごみは1,579千t(74.0%)、事業系ごみは485千t(22.7%)、集団回収は70千t(3.3%)です。総排出量のうち1,530千t(71.7%)は、焼却や破碎・選別等の中間処理により減量化されており、その過程において1,179千t(55.3%)はごみ発電等が行われています。このほか、517千t(24.3%)は再生紙、金属原料及びセメント原料等に再生利用され、82千t(3.8%)は最終処分されています。



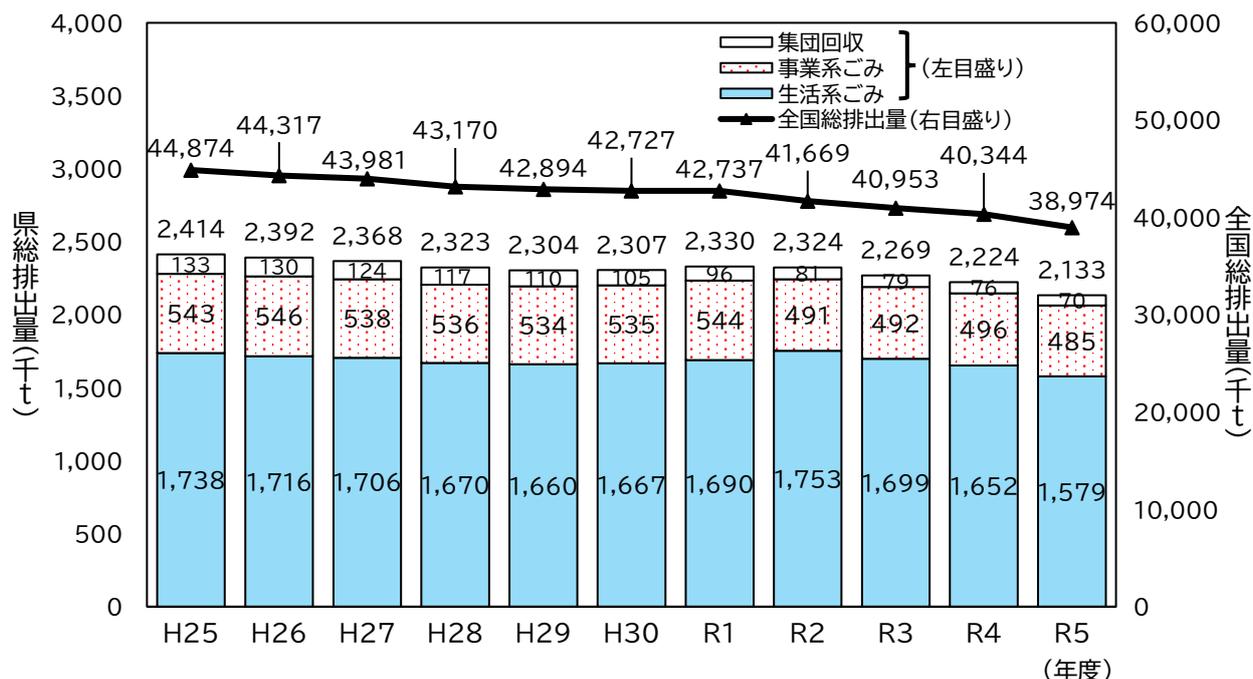
出典：一般廃棄物処理事業の概況(埼玉県)

図 2 ごみの処理・処分フロー(令和5年度)

2 ごみ総排出量

本県の令和5年度のごみ総排出量は2,133千tであり、10年前(平成25年度)から11.6%、5年前(平成30年度)から7.5%、前年度から4.1%減少しています。全国のごみ総排出量は、10年前から13.1%、5年前から8.8%、前年度から3.4%減少しています。

本県の生活系ごみの排出量は1,579千tであり、10年前から9.1%、5年前から5.3%、前年度から4.4%減少しています。事業系ごみの排出量は485千tであり、10年前から10.8%、5年前から9.5%、前年度から2.2%減少しています。集団回収量は70千tであり、10年前から47.5%、5年前から33.5%、前年度から8.2%減少しています。



※端数処理の関係で本文中の値とグラフから計算した値が一致しない場合がある。

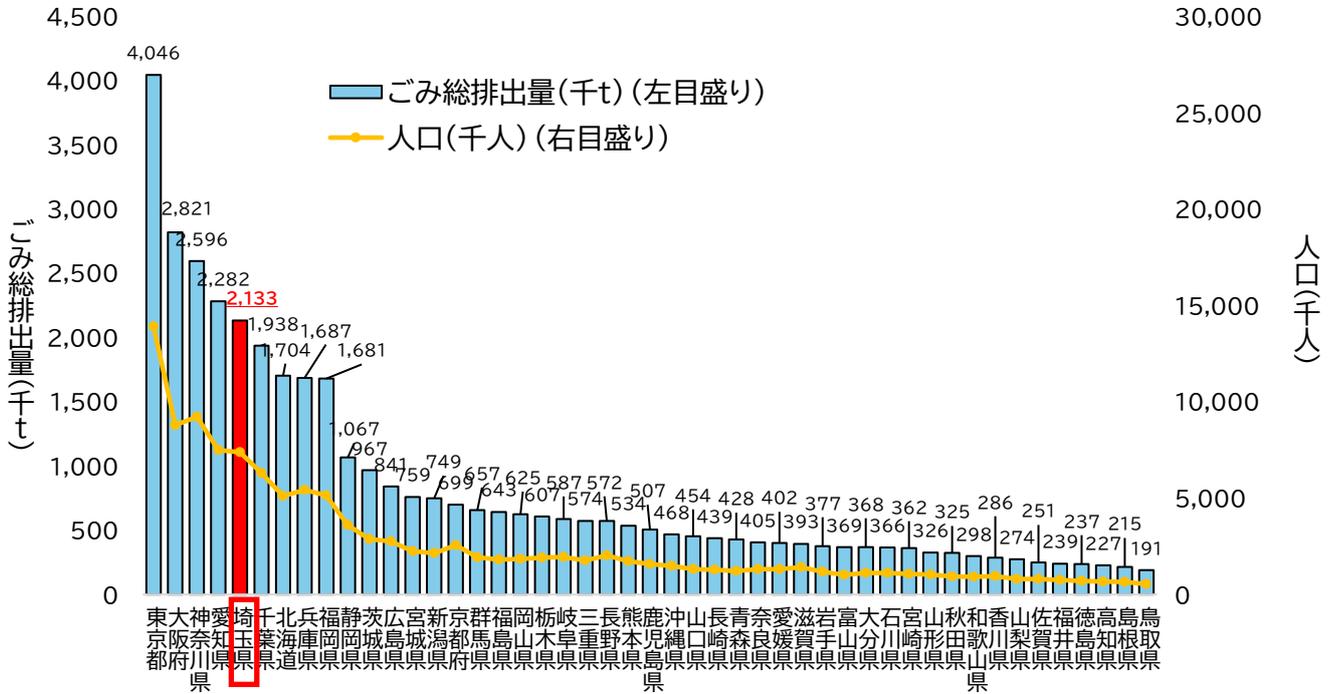
出典：一般廃棄物処理事業の概況(埼玉県)、一般廃棄物処理事業実態調査の結果(環境省)

図3 年間ごみ総排出量の推移

本県のごみ総排出量は、平成25年度の2,414千tから令和5年度の2,133千tへ281千t減少しましたが、内訳を見ると、減少幅(▲281千t)の5割強を生活系ごみ(1,738→1,579千t、▲159千t)が占め、約4分の1を事業系ごみ(543→485千t、▲59千t)が、残りの約4分の1を集団回収量(133→70千t、▲63千t)が占めています。減少の主な要因は生活系ごみの着実な低下であり、これに事業系ごみの縮減と集団回収量の減少が加わった形です。

令和2年度に生活系ごみが一時的に増加(1,753千t)し、事業系ごみが減少(491千t)した理由として、新型コロナウイルス感染症の影響による在宅時間の増加・内食化・通販梱包材の増加等が生活系ごみを押し上げ、外食・観光・オフィス活動の停滞が事業系ごみを押し下げたと考えられます。その後は経済活動の回復と分別・資源化の定着により、生活系ごみ・事業系ごみいずれも減少基調へ戻り、令和5年度は生活系ごみ・事業系ごみいずれも前年度比で減少しました。これは、①人口動態の変化(高齢化・世帯規模の縮小)、②住民や排出事業者の分別徹底等による発生抑制の進展、③製造・販売事業者による省資源・省包装化、④紙媒体需要の減少・デジタル化の進展に伴う古紙回収量の減少などの影響が表れていると考えられます。

都道府県別のゴミ総排出量と人口の比較を見ると、本県のゴミ総排出量は、人口と同様に全国第5位です。ゴミ総排出量は概して人口規模に比例する傾向が見られ、上位5都府県(東京都・大阪府・神奈川県・愛知県・埼玉県)で全国の36%、上位10都道府県で56%を占めています。

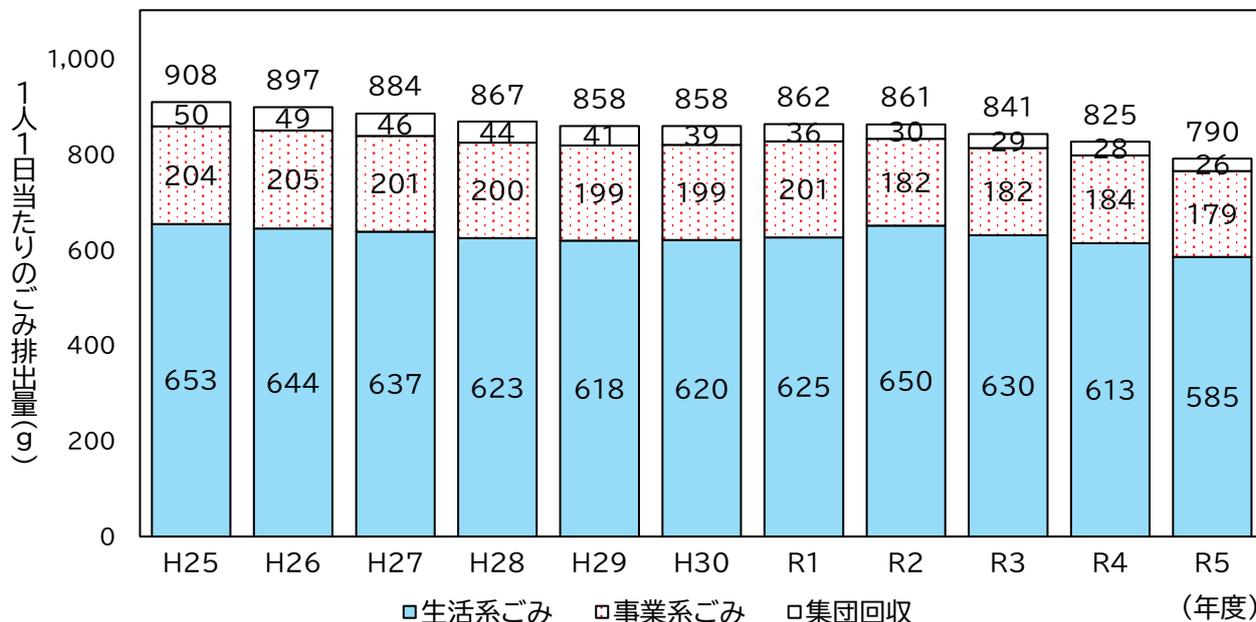


出典:一般廃棄物処理事業実態調査の結果(環境省)

図 4 ゴミ総排出量と人口(都道府県別)との関係(令和5年度)

3 1人1日当たりのごみ排出量

令和5年度の1人1日当たりごみ排出量は790gで、10年前(平成25年度)から13.0%、5年前(平成30年度)から7.9%、前年度から4.3%減少しています。令和5年度の内訳は、生活系ごみ585g、事業系ごみ179g、集団回収量26gとなっています。

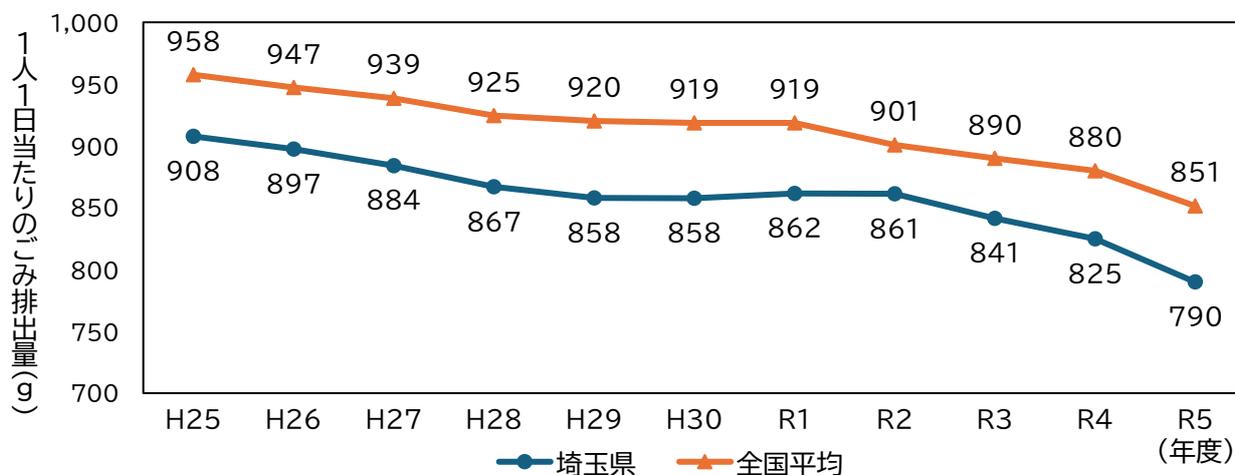


※端数処理の関係で本文中の値とグラフから計算した値が一致しない場合がある。

出典：一般廃棄物処理事業の概況(埼玉県)

図5 1人1日当たりのごみ排出量の推移

全国平均は令和5年度851g/人・日で、10年前から11.1%、5年前から7.3%、前年度から3.2%減少しています。本県は期間を通じて全国平均を下回っており、令和5年度は全国第5位で、全国平均より62g(7.2%)低水準でした。両者の差は40~62gの範囲で推移しています。



※端数処理の関係で本文中の値とグラフから計算した値が一致しない場合がある。

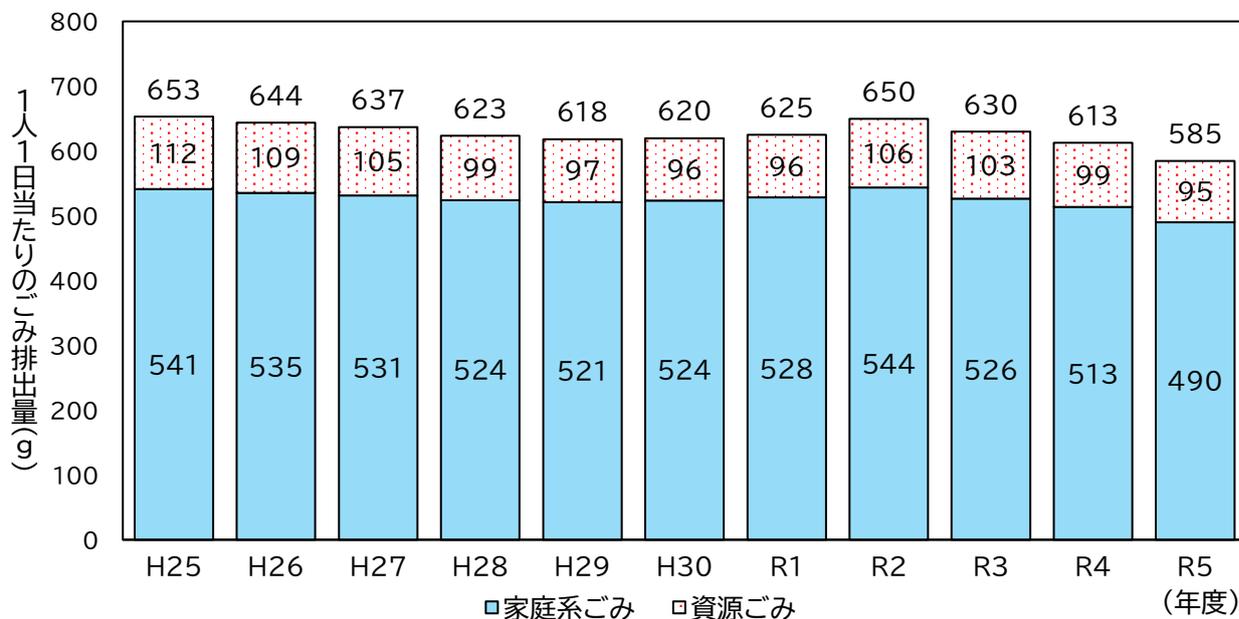
出典：一般廃棄物処理事業の概況(埼玉県)、一般廃棄物処理事業実態調査の結果(環境省)

図6 1人1日当たりのごみ排出量の推移(全国との比較)

4 1人1日当たりの生活系ごみ排出量及び家庭系ごみ排出量

令和5年度の生活系ごみは585g/人・日で、10年前(平成25年度)から10.5%、5年前(平成30年度)から5.7%、前年度から4.6%減少しています。

令和5年度の家庭系ごみは令和5年度490g/人・日で、10年前から9.4%、5年前から6.4%、前年度から4.6%減少しています。

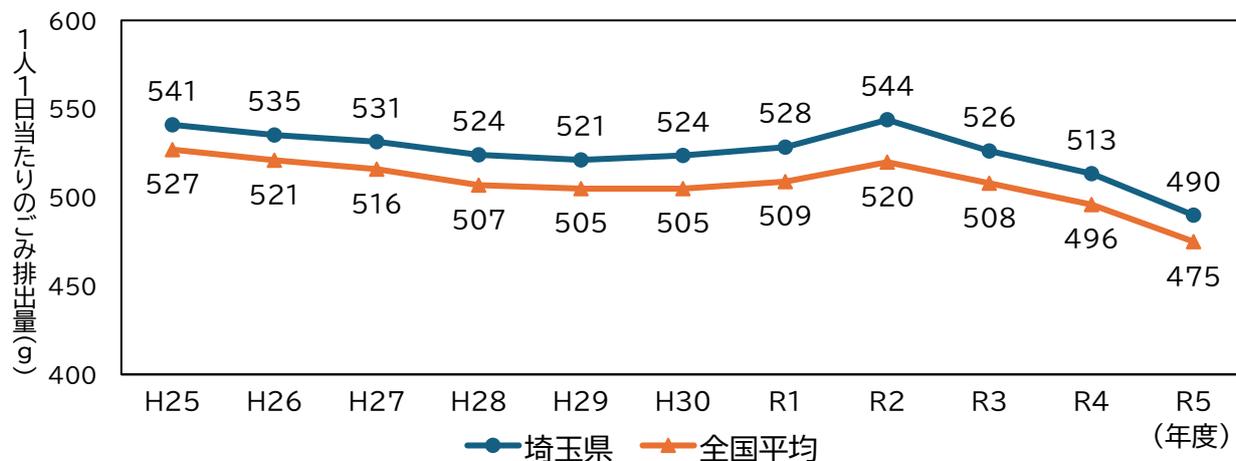


※端数処理の関係で本文中の値とグラフから計算した値が一致しない場合がある。

出典：一般廃棄物処理事業の概況(埼玉県)

図7 1人1日当たりの生活系ごみ排出量の推移

全国平均(家庭系ごみ)は令和5年度475g/人・日で、10年前から9.8%、5年前から5.9%、前年度から4.2%減少しています。本県は期間を通じて全国平均を上回っており、令和5年度は全国第21位で、全国平均より15g(3.1%)高水準でした。両者の差は14~24g程度の範囲で推移しています。



※端数処理の関係で本文中の値とグラフから計算した値が一致しない場合がある。

出典：一般廃棄物処理事業の概況(埼玉県)、一般廃棄物処理事業実態調査の結果(環境省)

図8 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の推移(全国との比較)

本県の1人1日当たりの生活系ごみは、平成25年度の653gから令和5年度の585gへと着実に減少しました。減少幅(▲69g)の約4分の3は家庭系ごみ(541→490g、▲51g)が占め、残る約4分の1は資源ごみ(112→95g、▲18g)の縮小によるものです。令和元年度から2年度にかけて一時的に増加(625→650g)したのは、新型コロナの影響により在宅時間と内食・通販が増えたためと考えられますが、その後は分別・発生抑制の定着により減少基調へ回帰しました。

家庭系ごみの減少には、食品ロス削減の浸透、容器包装の見直しや買い過ぎ抑制など家計側の行動変容、自治体の分別徹底等の誘導策が重なって作用したとみられます。

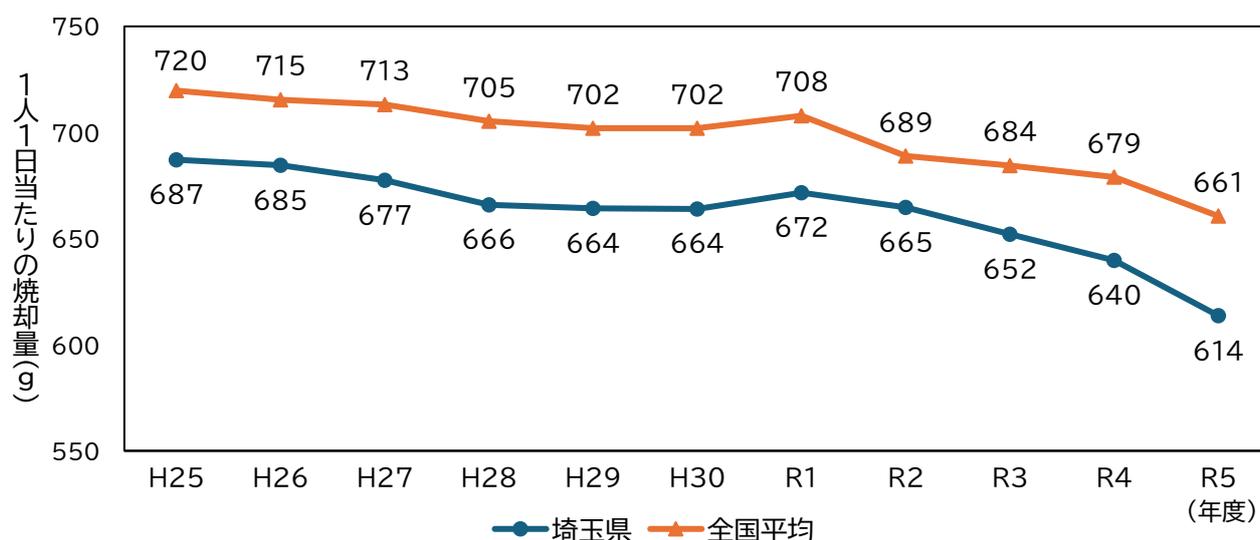
資源ごみが減っているのは、資源化が後退したというより、紙媒体の需要減やデジタル化の進展、容器包装の軽量化・簡素化、メーカーや小売の店頭回収・リサイクル(環境省の一般廃棄物処理事業実態調査で把握されていない工程)の拡大などによる、排出量自体の減少による影響が大きいと考えられます。

全国平均との比較では、令和5年度の家系系ごみは本県490g/人・日、全国475g/人・日で本県がやや高めですが、10年前からの減少率は本県も全国も同程度で推移しています。このわずかな差は、世帯構成や住宅形態、排出区分の違い、店頭回収等の比率差といった地域特性に由来する可能性があります。

5 焼却処理の状況

令和5年度の1人1日当たりの焼却量は614gとなっており、10年前(平成25年度)から10.7%、5年前(平成30年度)から7.6%、前年度から4.1%減少しています。焼却量の減少の主な原因は、排出量自体の減少による影響が大きいと考えられます。

全国平均は661g/人・日となっており、10年前から8.2%、5年前から5.9%、前年度から2.7%減少しています。本県は期間を通じて全国平均を下回っており、令和5年度は全国第7位で、全国平均より47g(7.1%)低水準でした。両者の差は24~47g程度の範囲で推移しており、近年はこの差がやや拡大傾向となっています。



※端数処理の関係で本文中の値とグラフから計算した値が一致しない場合がある。

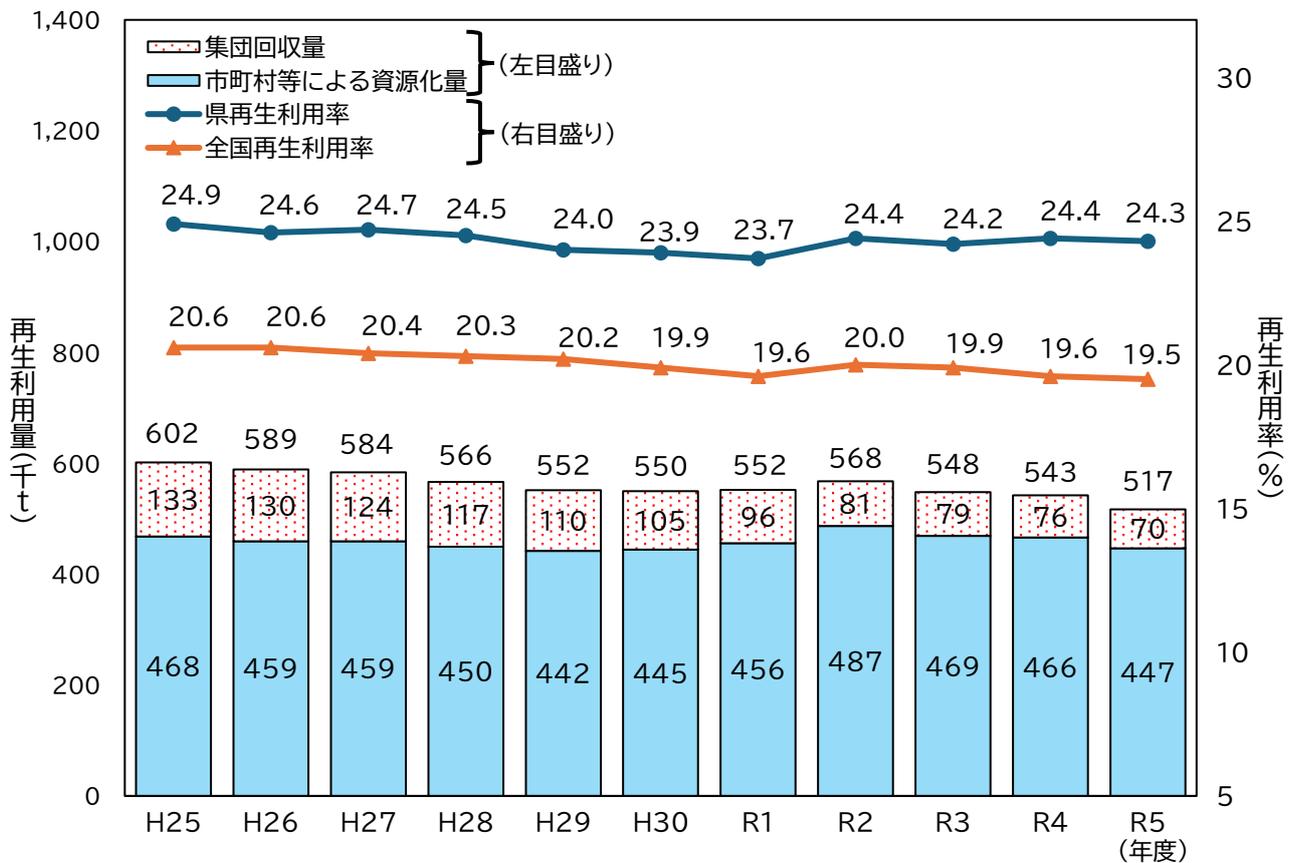
出典：一般廃棄物処理事業の概況(埼玉県)、一般廃棄物処理事業実態調査の結果(環境省)

図9 1人1日当たりの焼却量の推移(全国との比較)

6 再生利用状況

令和5年度の再生利用量は517千tであり、10年前(平成25年度)から14.1%、5年前(平成30年度)から6.0%、前年度から4.8%減少しています。再生利用量の減少の主な原因は、排出量自体の減少による影響が大きいと考えられます。

また、令和5年度の再生利用率は24.3%となっており、10年前から0.6ポイント減少しています。令和5年度の全国再生利用率は19.5%となっており、10年前から1.1ポイント、5年前から0.4ポイント、前年度から0.1ポイント減少しています。本県は期間を通じて全国再生利用率を上回っており、令和5年度は全国第4位で、全国再生利用率より4.8ポイント高水準でした。両者の差は3.8~4.8ポイント程度の範囲で推移しており、近年はこの差がやや拡大傾向となっています。



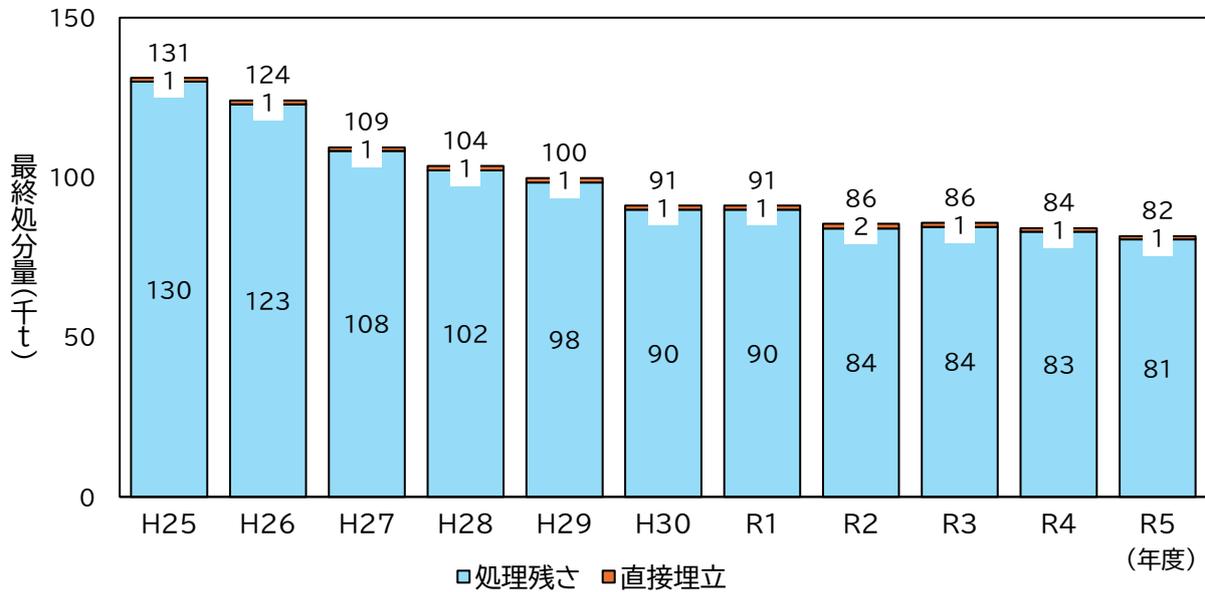
※端数処理の関係で本文中の値とグラフから計算した値が一致しない場合がある。

出典：一般廃棄物処理事業の概況(埼玉県)、一般廃棄物処理事業実態調査の結果(環境省)

図 10 再生利用量及び再生利用率の推移

7 最終処分状況

令和5年度の最終処分量は82千tで、10年前(平成25年度)から37.8%、5年前(平成30年度)から10.5%、前年度から3.0%減少しています。内訳を見ると、直接埋立は1~2千t程度で推移しており、最終処分量の大半は焼却灰等の処理残さです。

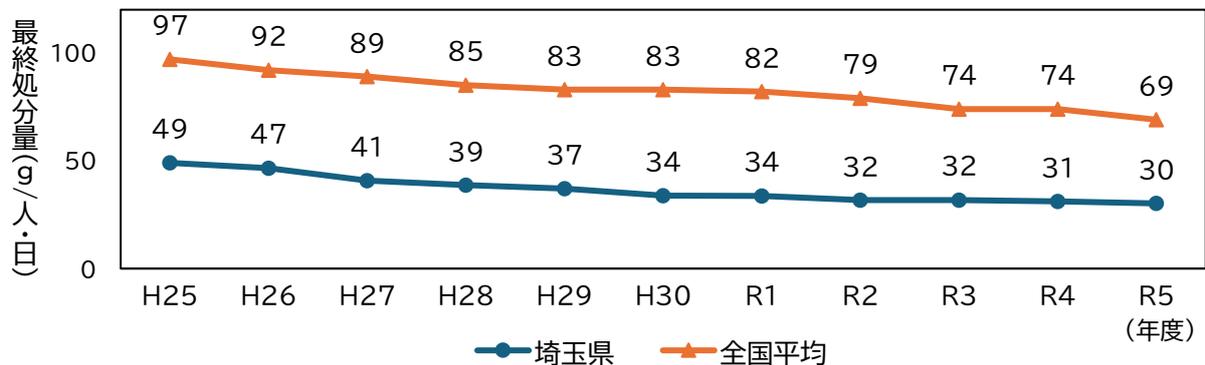


※端数処理の関係で本文中の値とグラフから計算した値が一致しない場合がある。

出典：一般廃棄物処理事業の概況(埼玉県)

図 11 最終処分量の推移

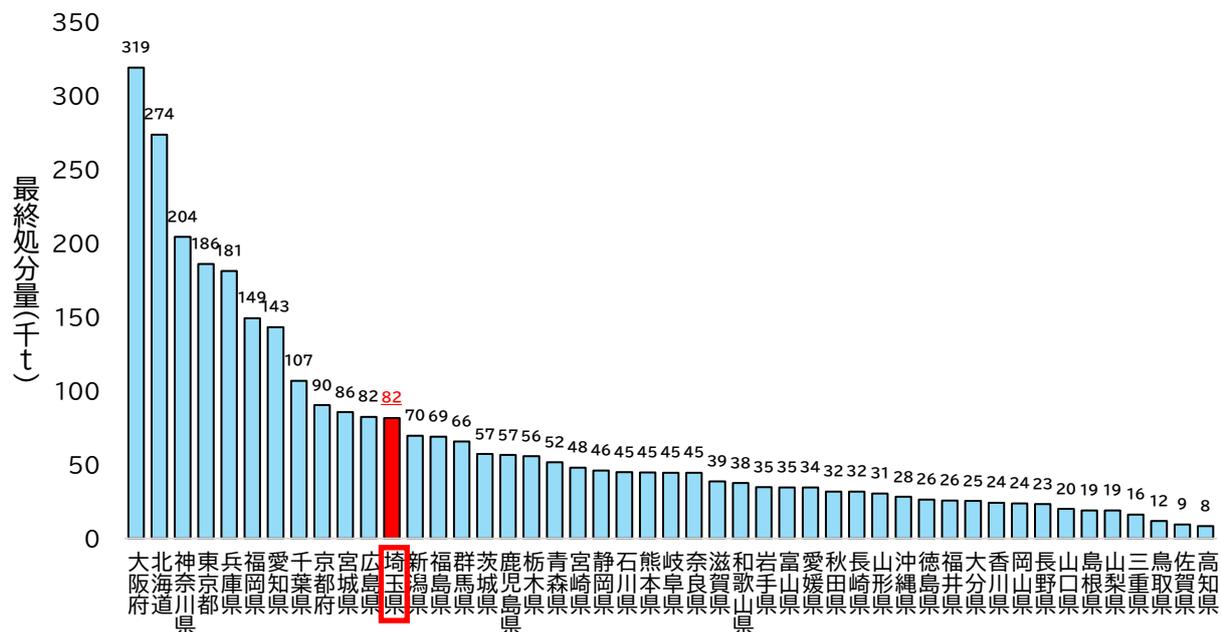
また、令和5年度の1人1日当たりの最終処分量は30gで、10年前49gから38.7%減少しています。令和5年度の全国平均は69g/人・日となっており、10年前から28.9%、5年前から16.5%、前年度から6.3%減少しています。本県は期間を通じて全国平均を下回っており、令和5年度は全国第2位で、全国平均より39g(56.2%)低水準でした。両者の差は39~49g程度の範囲で推移しています。



※端数処理の関係で本文中の値とグラフから計算した値が一致しない場合がある。

出典：一般廃棄物処理事業の概況(埼玉県)、一般廃棄物処理事業実態調査の結果(環境省)
 図 12 1人1日当たりの最終処分量の推移(全国との比較)

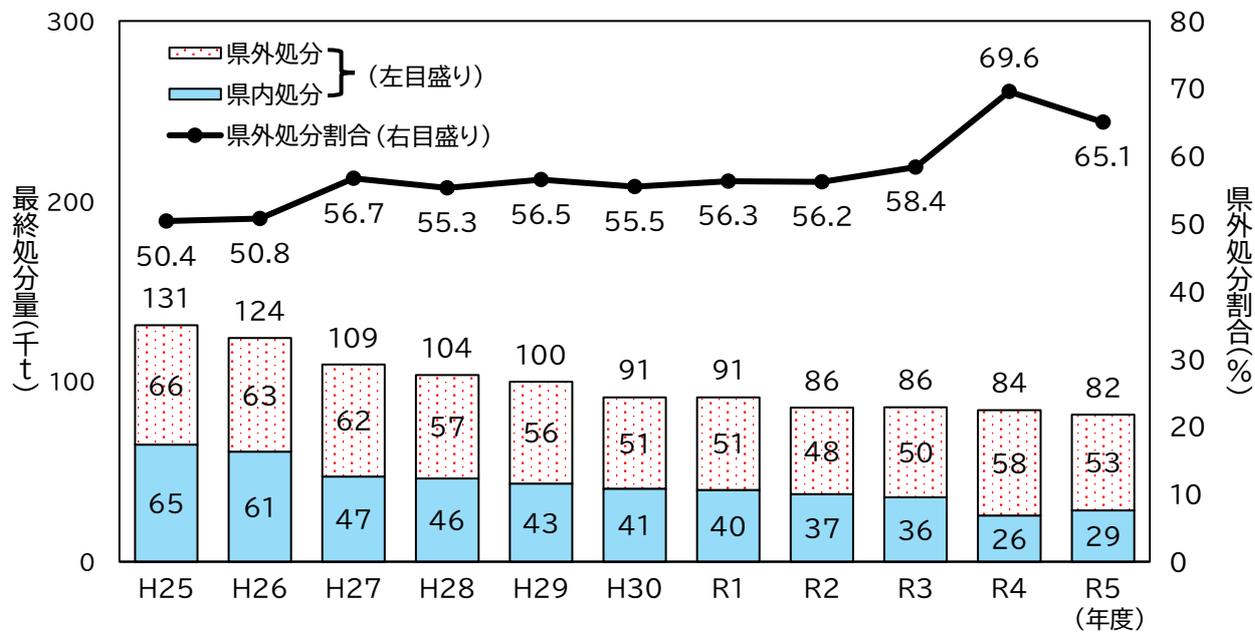
本県の最終処分量は全国第12位であり、ごみ総排出量が全国第5位である一方、発生抑制や資源化の進展等により最終処分量は相対的に抑制されているといえます。



出典：一般廃棄物処理事業実態調査の結果(環境省)

図 13 都道府県別の最終処分量(令和5年度)

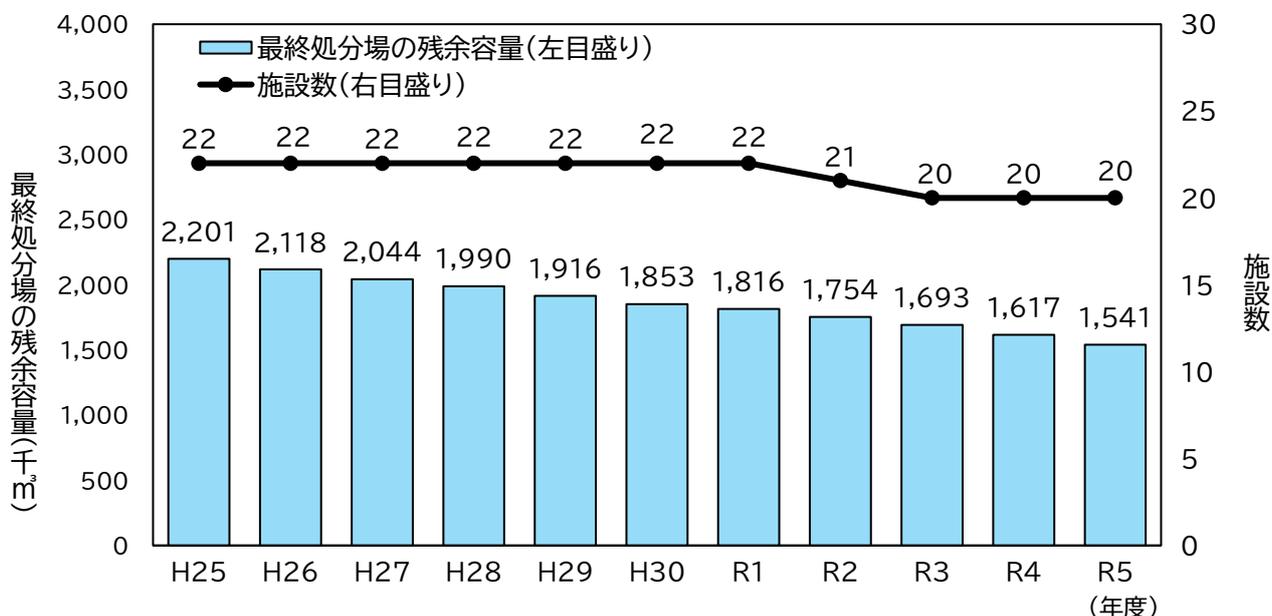
令和5年度は53千t(65.1%)を県外で処分しており、10年前(平成25年度、50.4%)と比べて14.7ポイント増となっており、令和4年度には69.6%まで上昇していることから、県外依存度が高まりつつあります。



出典：一般廃棄物処理事業の概況(埼玉県)

図 14 最終処分量の推移(県内県外)

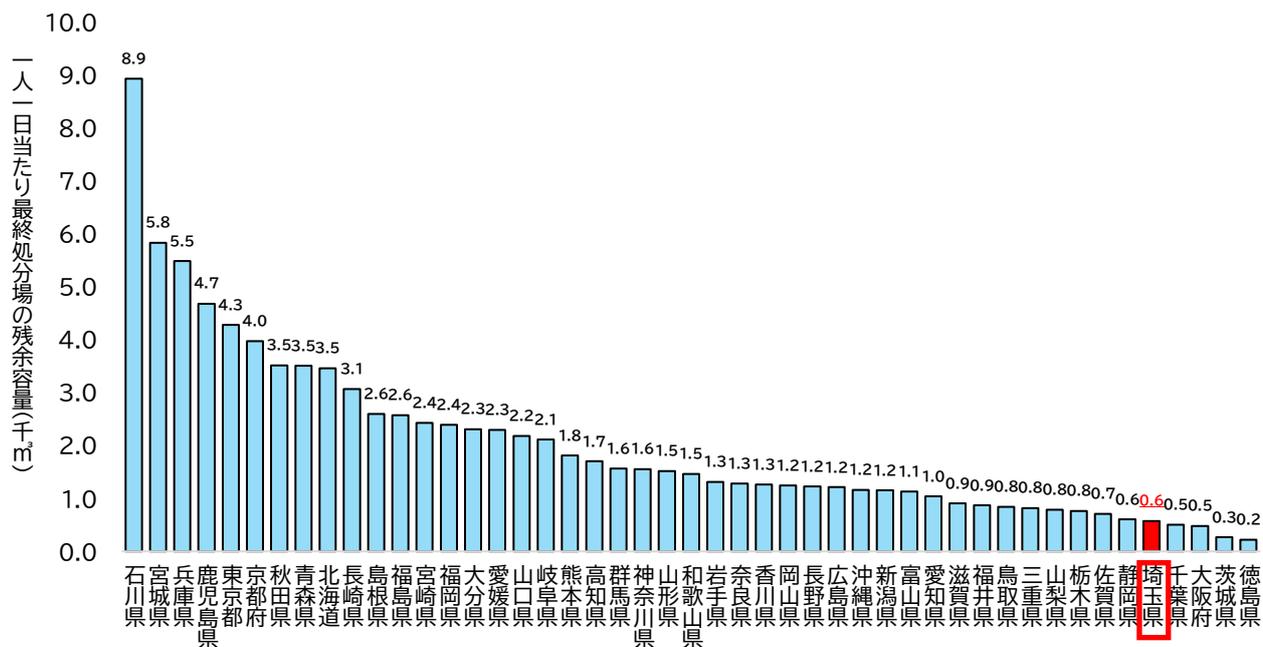
令和5年度における県及び市町村の埋立中の最終処分場は20施設、残余容量は1,541千 m^3 で、平成25年度(2,201千 m^3 、22施設)以降、残余容量・施設数ともに緩やかな減少傾向にあります。



出典：一般廃棄物処理事業の概況(埼玉県)

図 15 最終処分場の残余容量及び施設数の推移

また、1人1日当たりの最終処分場の残余容量は0.6千 m^3 で、全国でも下位に位置しており、最終処分量そのものは抑えられているものの、長期的には埋立余裕度の確保と最終処分量の一層の削減を進める必要があります。



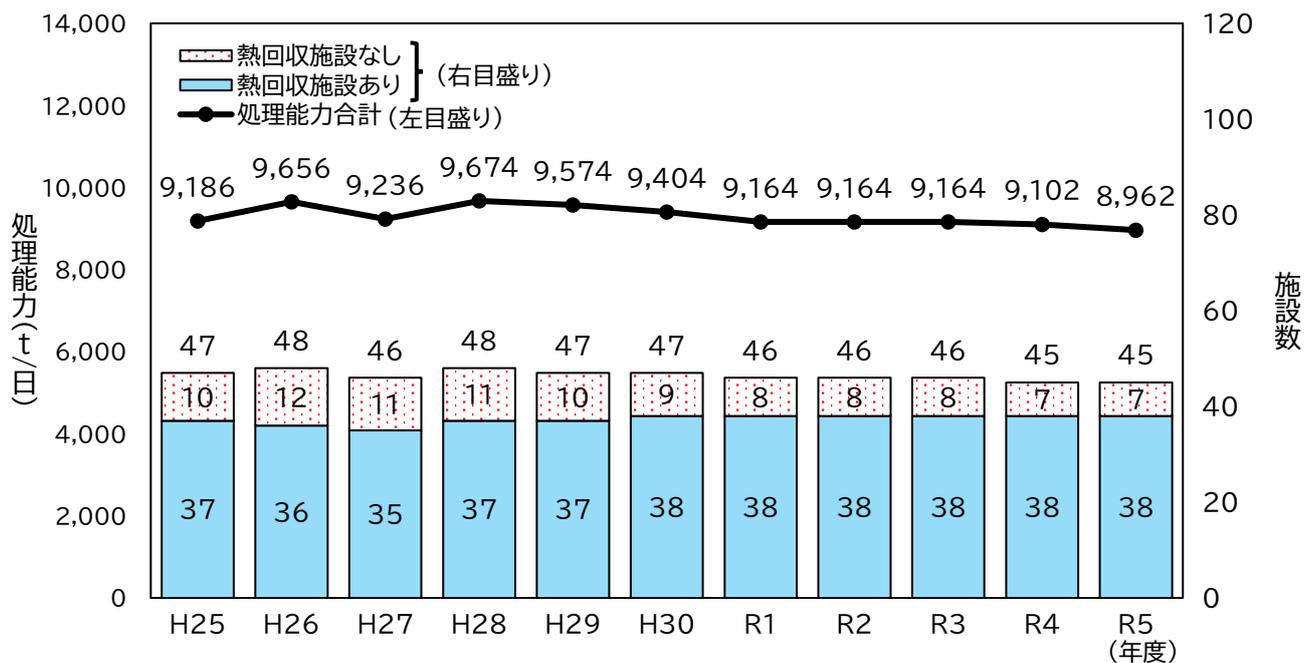
出典：一般廃棄物処理事業実態調査の結果(環境省)

図 16 都道府県別の1人1日当たり最終処分場の残余容量(令和5年度)

8 焼却施設の状況

令和5年度の焼却施設は45施設で、10年前(平成25年度)の47施設から2施設減少しました。処理能力の合計は8,962t/日で、10年前から2.4%、5年前(平成30年度)から4.7%、前年度から1.5%減少しました。また、熱回収施設(発電・余熱利用等)を有する焼却処理施設は38施設で、10年前から1施設増加しています。一方、熱回収なしの施設は7施設まで減少しています。

ごみ発生量の減少見通しに合わせて過剰能力を抑えつつ更新を進めてきた結果、熱回収ありの施設比率が上昇していることから、質の高度化(熱回収の標準化)が進展していると評価できます。

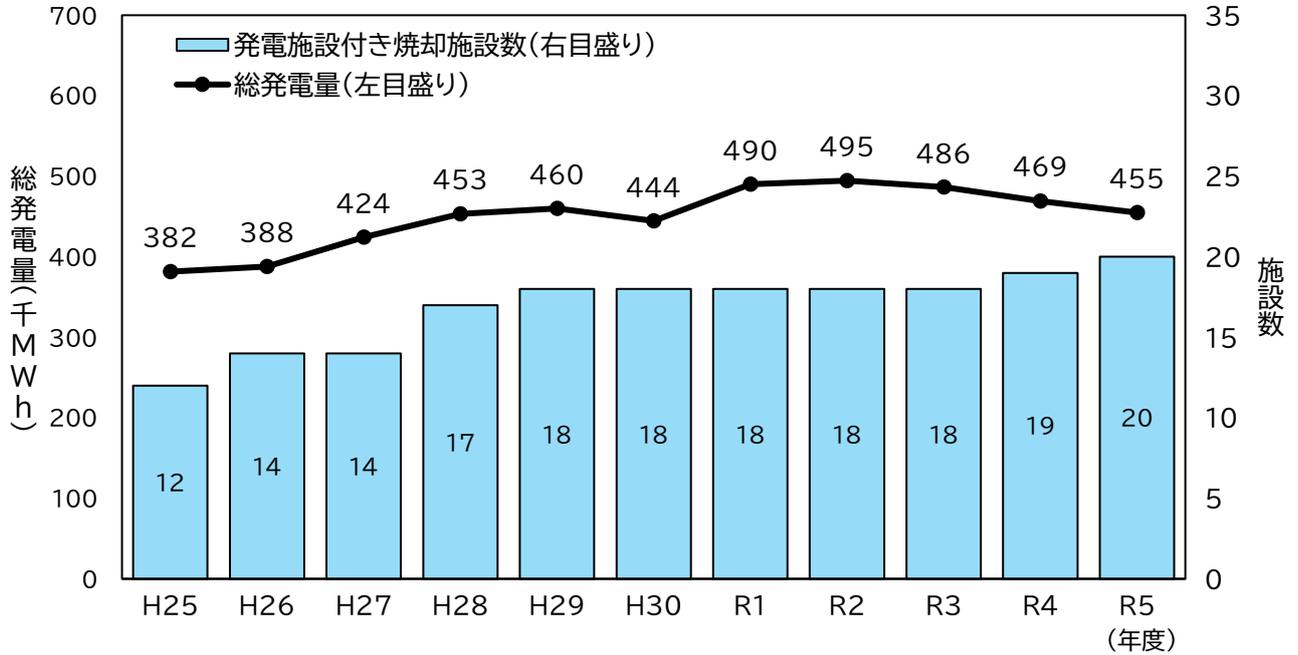


出典:一般廃棄物処理事業の概況(埼玉県)

図 17 焼却施設及び処理能力の推移

広域化・集約化の観点でも、現時点で施設数の微減と能力の最適化が順調に進捗していると考えます。今後も将来の人口・排出量を見据えたブロック単位の再編を着実に進める必要がありますが、過度な集約は輸送距離の増大につながり、災害時などにおける廃棄物処理のリスク分散の観点からも、①複線化(相互受入・代替処理協定)、②多炉構成や小規模予備炉の確保、③民間の廃棄物処理施設の活用連携等でレジリエンスを担保することが重要です。

令和5年度の発電施設付き焼却施設は20施設で、10年前から8施設、5年前から2施設、前年度から1施設増加しました。総発電量は455千MWhで、10年前から19.3%、5年前から2.4%増加、前年度からは3.1%減少しています。これはおおむね15.3万世帯分の年間電力使用量に相当します(試算条件：一世帯当たり247.8kWh/月)。



※端数処理の関係で本文中の値とグラフから計算した値が一致しない場合がある。

出典：一般廃棄物処理事業の概況(埼玉県)

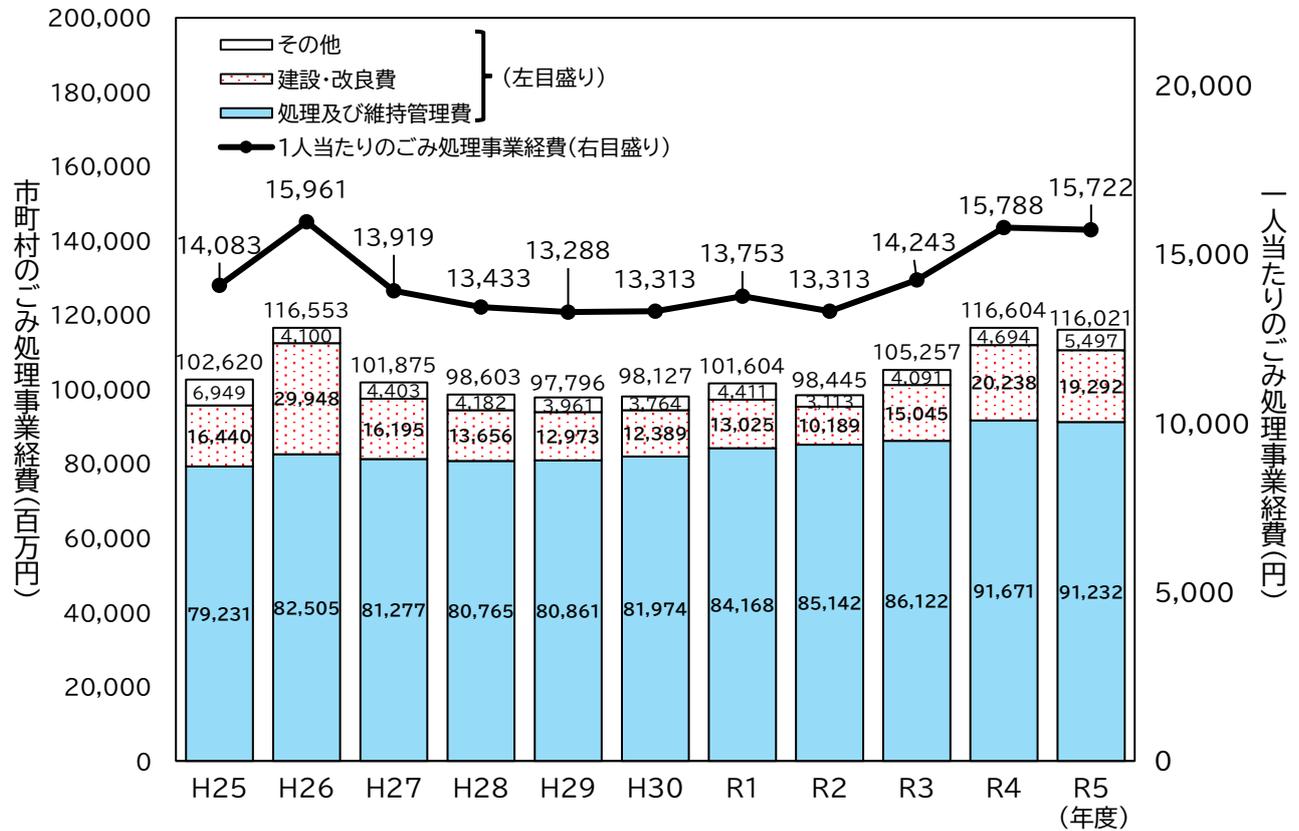
図 18 発電施設付き焼却施設数及び総発電量の推移

発電施設付き焼却施設は12から20施設に増え、設備面の拡充は進みましたが、総発電量は令和2年度の495千MWhをピークに令和5年度は455千MWhとやや減少しています。これは、①焼却投入量の逡減(ごみの焼却量の減少・広域運用での負荷分散)、②施設更新に伴う定期改修・運転条件の変化、③発電偏重から熱供給(温水・蒸気)併用へのシフト等が重なった結果と考えられます。

9 ごみ処理経費の現状

令和5年度の市町村のごみ処理経費の合計は1,160億円で、10年前(平成25年度)から13.1%、5年前(平成30年度)から18.2%増加し、前年度から0.5%減少しました。

令和5年度の年間1人当たりのごみ処理事業経費は15,722円で、10年前から11.6%、5年前から18.1%増加し、前年度から0.4%減少しました。



※端数処理の関係で本文中の値とグラフから計算した値が一致しない場合がある。

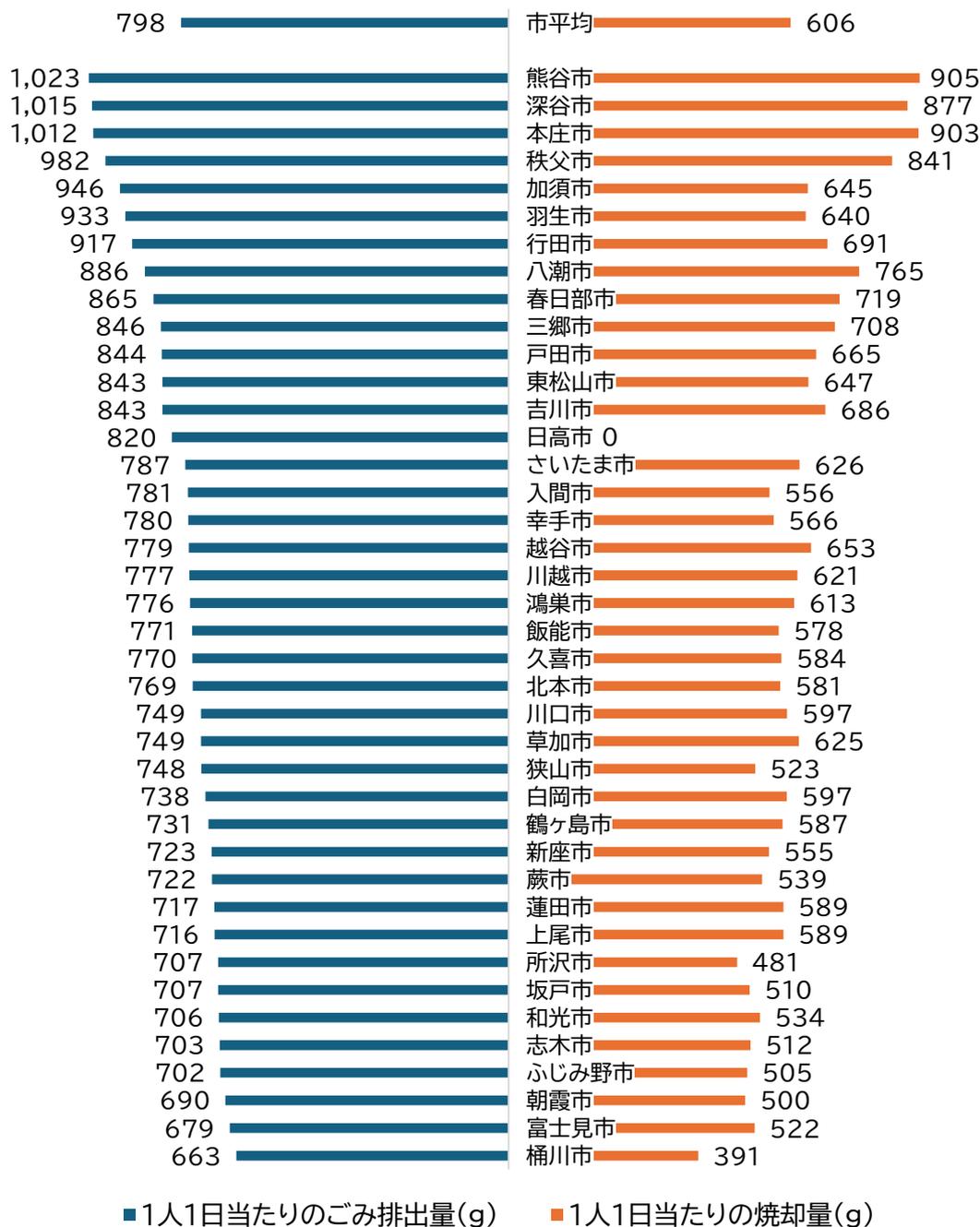
出典：一般廃棄物処理事業の概況(埼玉県)

図 19 ごみ処理経費の推移

10 市町村別の処理状況

市部では、排出量は663～1,023g/人・日(市平均798g/人・日)、焼却量は0(日高市)～905g/人・日(同606g/人・日)の範囲となっています。

なお、日高市は可燃ごみを民間セメント資源化施設に委託しているため、焼却を行っておらず、市平均を押し下げています。日高市を除くと、市部の焼却量は391～905g/人・日(平均621g/人・日)です。

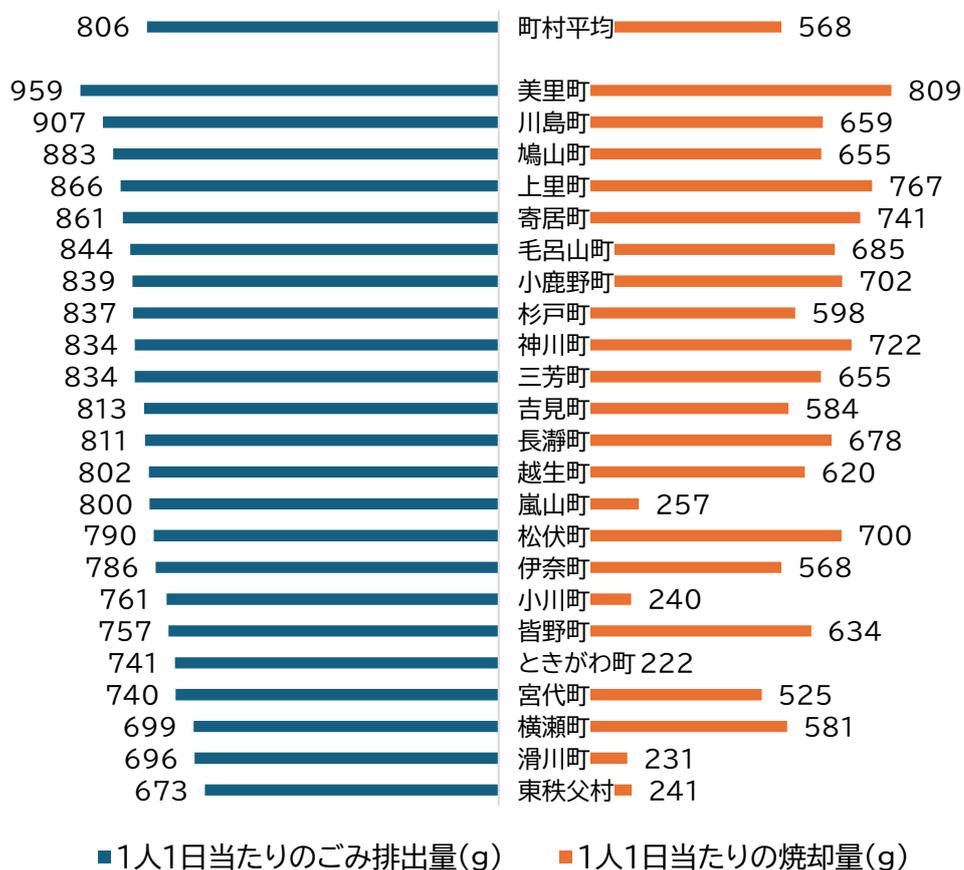


出典：一般廃棄物処理事業の概況(埼玉県)

図 20 1人1日当たりのごみ排出量と焼却量(市部、排出量の多い順)(令和5年度)

町村部では、排出量は673～959g/人・日(町村平均806g/人・日)、焼却量は222～809g/人・日(同568g/人・日)の範囲となっています。

なお、滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町・東秩父村は、可燃ごみを民間バイオガスプラントに委託しているため、焼却量が200g台と特異的に低く、町村平均を押し下げています。これら5町村を除くと、町村部の焼却量は525～809g/人・日(平均660g/人・日)です。



出典：一般廃棄物処理事業の概況(埼玉県)

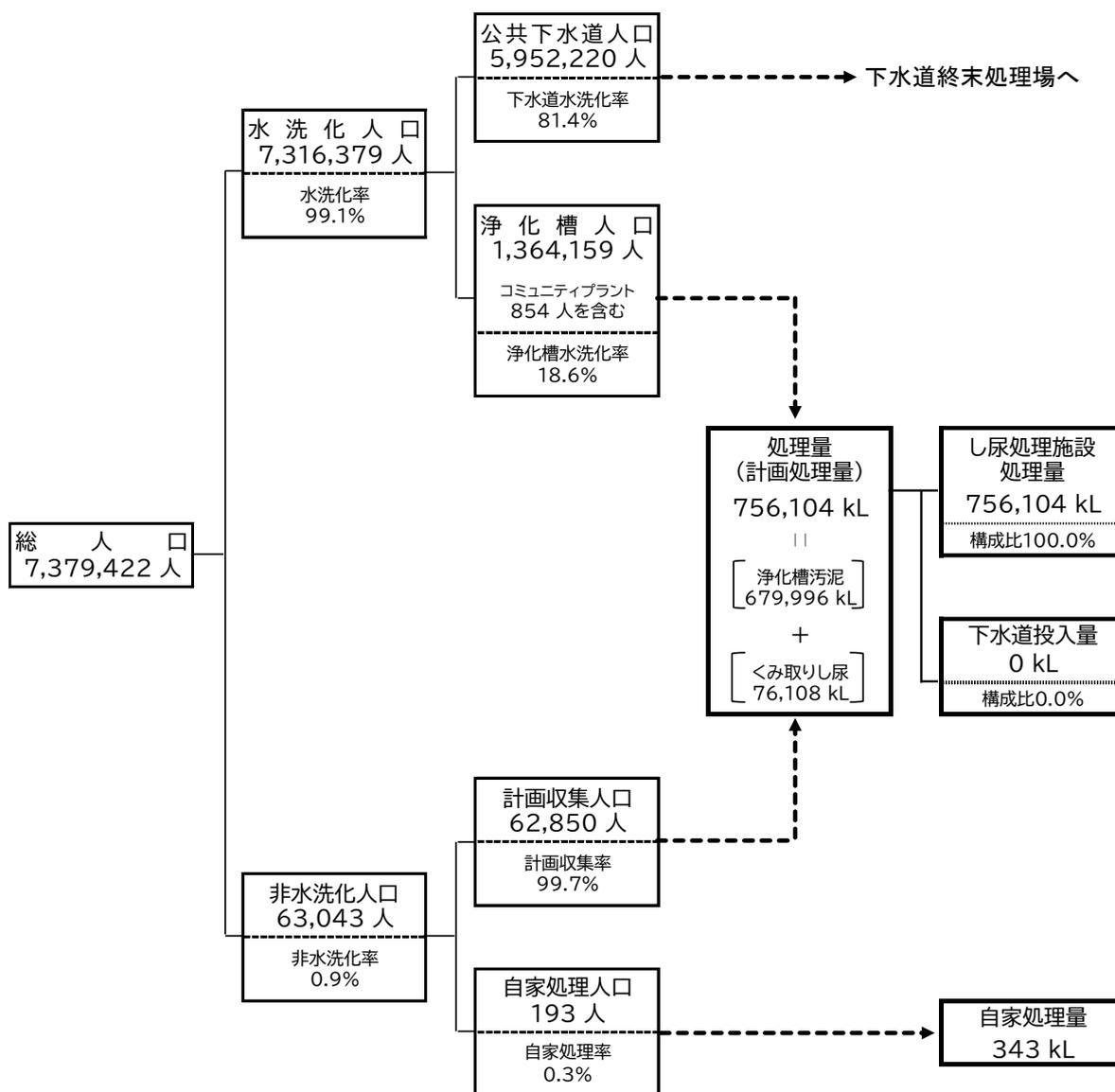
図 21 1人1日当たりのごみ排出量と焼却量(町村部、排出量の多い順)(令和5年度)

第2項 一般廃棄物(し尿等)

1 処理・処分フロー

本計画における「し尿等」とは、汲み取りし尿に加え、生活排水を処理する浄化槽(コミュニティプラント、農業集落排水処理施設を含む)から発生する汚泥をいいます。し尿等は、県内のし尿処理施設で適正に処理されています。

生活排水の処理については、公共下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水処理施設、コミュニティプラント等により実施されています。県では、「埼玉県生活排水処理施設整備構想」に基づき、地域の人口密度や地形条件等に応じて公共下水道の整備と合併処理浄化槽等の整備を計画的に推進しています。



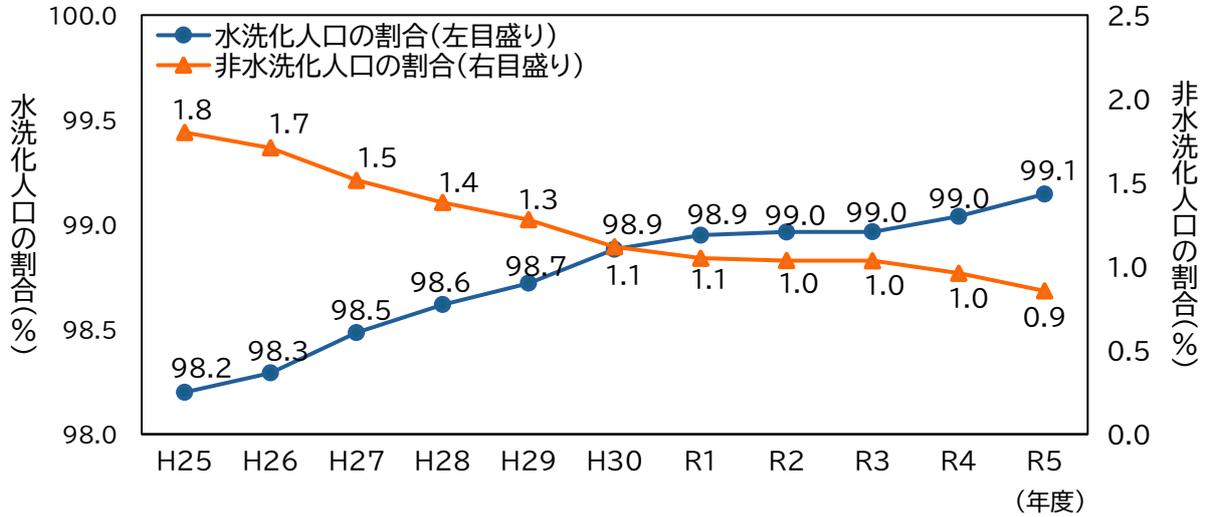
出典：一般廃棄物処理事業の概況(埼玉県)

図 22 し尿等の処理の状況(令和5年度)

2 排出状況

(1)水洗化及び非水洗化の状況

令和5年度の水洗化人口の割合は99.1%で、公共下水道や合併処理浄化槽の普及により、10年前(平成25年度)から0.9ポイント、5年前(平成30年度)から0.2ポイント、前年度から0.1ポイント増加しています。非水洗化人口の割合は0.9%で、着実な低下傾向にあります。



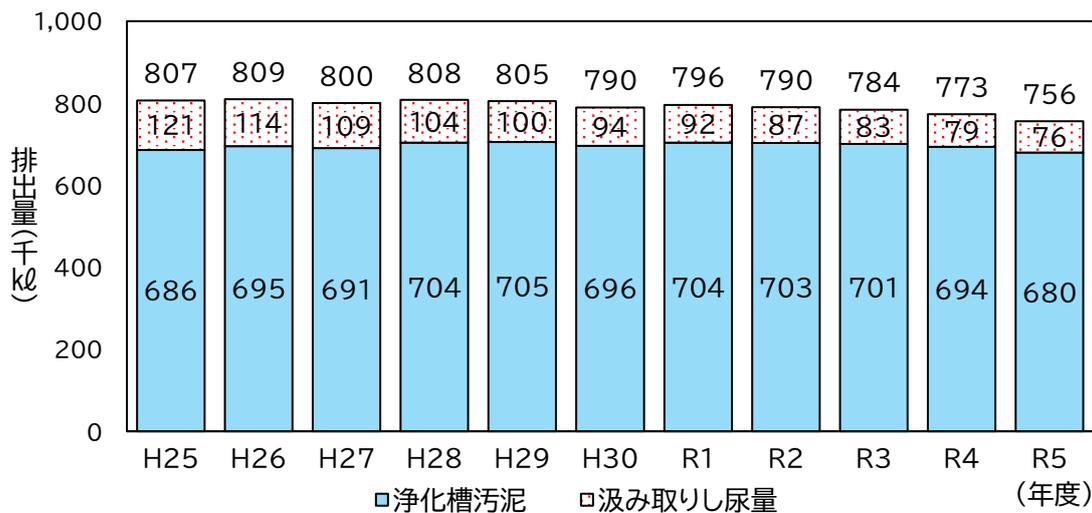
出典：一般廃棄物処理事業の概況(埼玉県)

図 23 水洗化及び非水洗化人口の割合の推移

(2)し尿等の排出状況

市町村が収集・処理するし尿等は、公共下水道や合併処理浄化槽の普及に伴い、おおむね減少傾向です。

令和5年度のし尿等排出量は756千kℓ(内訳：浄化槽汚泥680千kℓ、汲み取りし尿76千kℓ)で、10年前(平成25年度)から6.3%、5年前(平成30年度)から4.2%、前年度から2.2%減少しました。浄化槽汚泥が約9割、汲み取りし尿が約1割を占めています。



※端数処理の関係で本文中の値とグラフから計算した値が一致しない場合がある。

出典：一般廃棄物処理事業の概況(埼玉県)

図 24 し尿等の排出量の推移

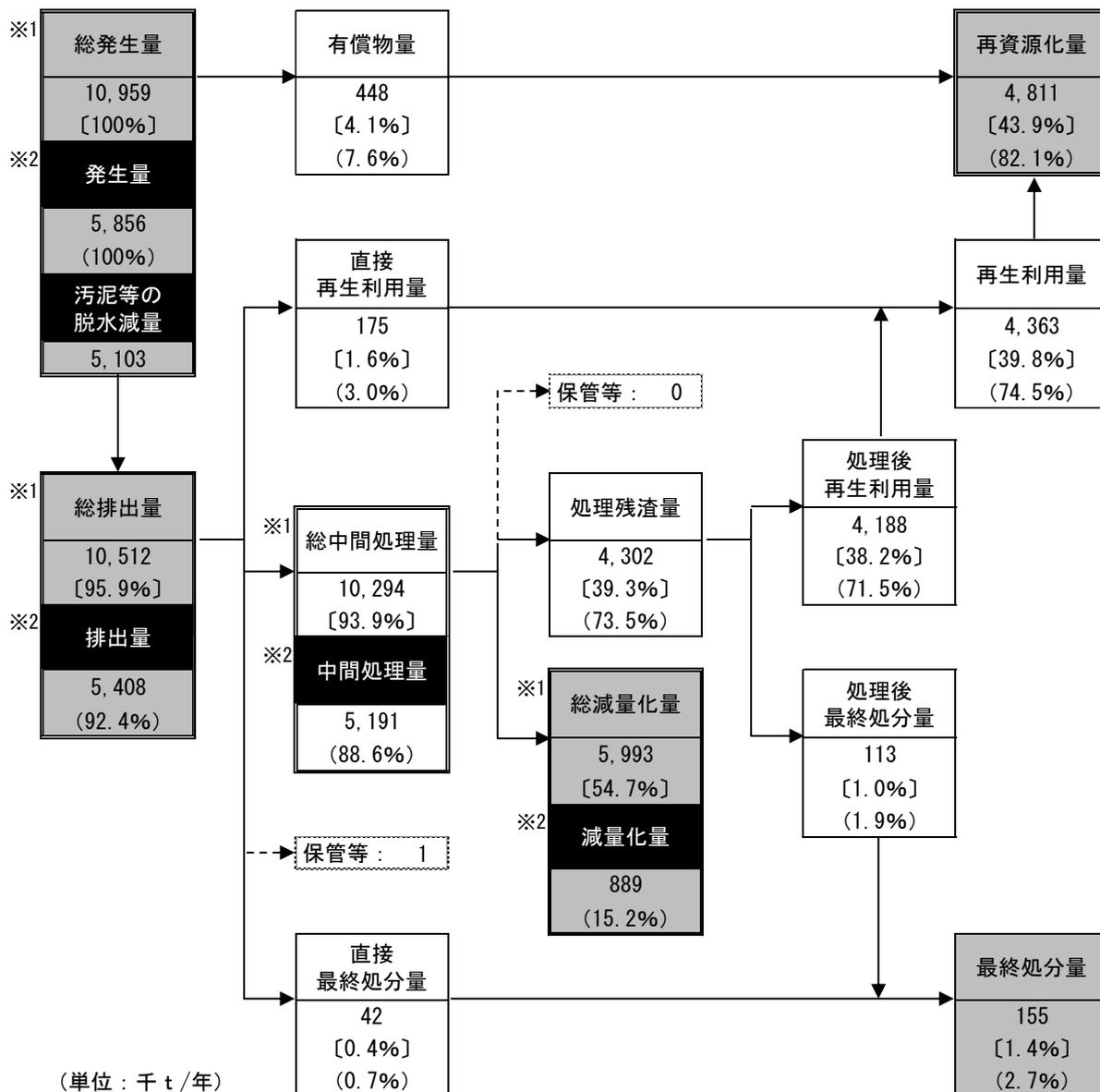
第3項 産業廃棄物

1 処理・処分フロー

令和5年度に本県の事業所から発生した産業廃棄物の総発生量は10,959千tで、このうち有償売却等で直接資源化された量(有償物量)は448千t(4.1%)、これを除いた総排出量は10,512千t(95.9%)です。

総排出量のうち10,294千t(93.9%)は、脱水や破碎等の中間処理により減量化されます。また、4,363千t(39.8%)は再生利用され、155千t(1.4%)は最終処分されます。

なお、有償物量を含めた再資源化量(有償物量+再生利用量)は4,811千t(43.9%)です。



※1 [] : 排出事業所内での汚泥等の脱水処理による減量を含めたもの。

※2 () : 排出事業所内での汚泥等の脱水処理による減量を除いたもの。

出典:埼玉県産業廃棄物処理実態調査報告書(埼玉県)

図 25 産業廃棄物の処理・処分フロー(令和5年度)

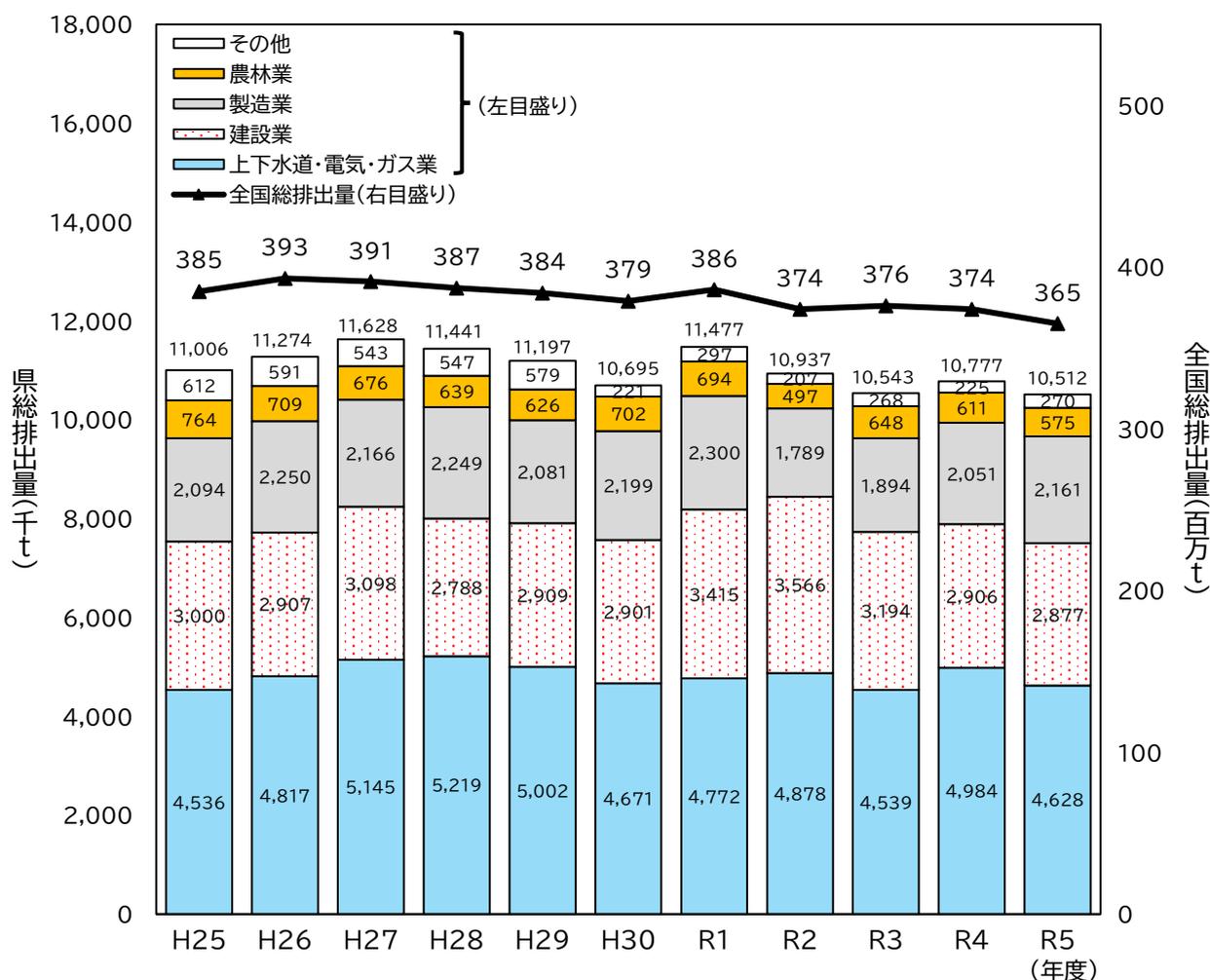
2 排出状況

令和5年度の総排出量は10,512千tで、10年前(平成25年度)から4.5%、5年前(平成30年度)から1.7%、前年度から2.5%減少しました。全国の総排出量は、10年前から5.1%、5年前から3.6%、前年度から2.4%減少しています。

全国の総排出量は増減を伴いながらも長期的には減少傾向にあります。本県も変動幅は全国より小さいものの、同様に緩やかな減少基調で推移しています。

(1)業種別排出状況

令和5年度の業種別では、上下水道・電気・ガス業が最も多く、次いで建設業、製造業、農林業の順となっています。



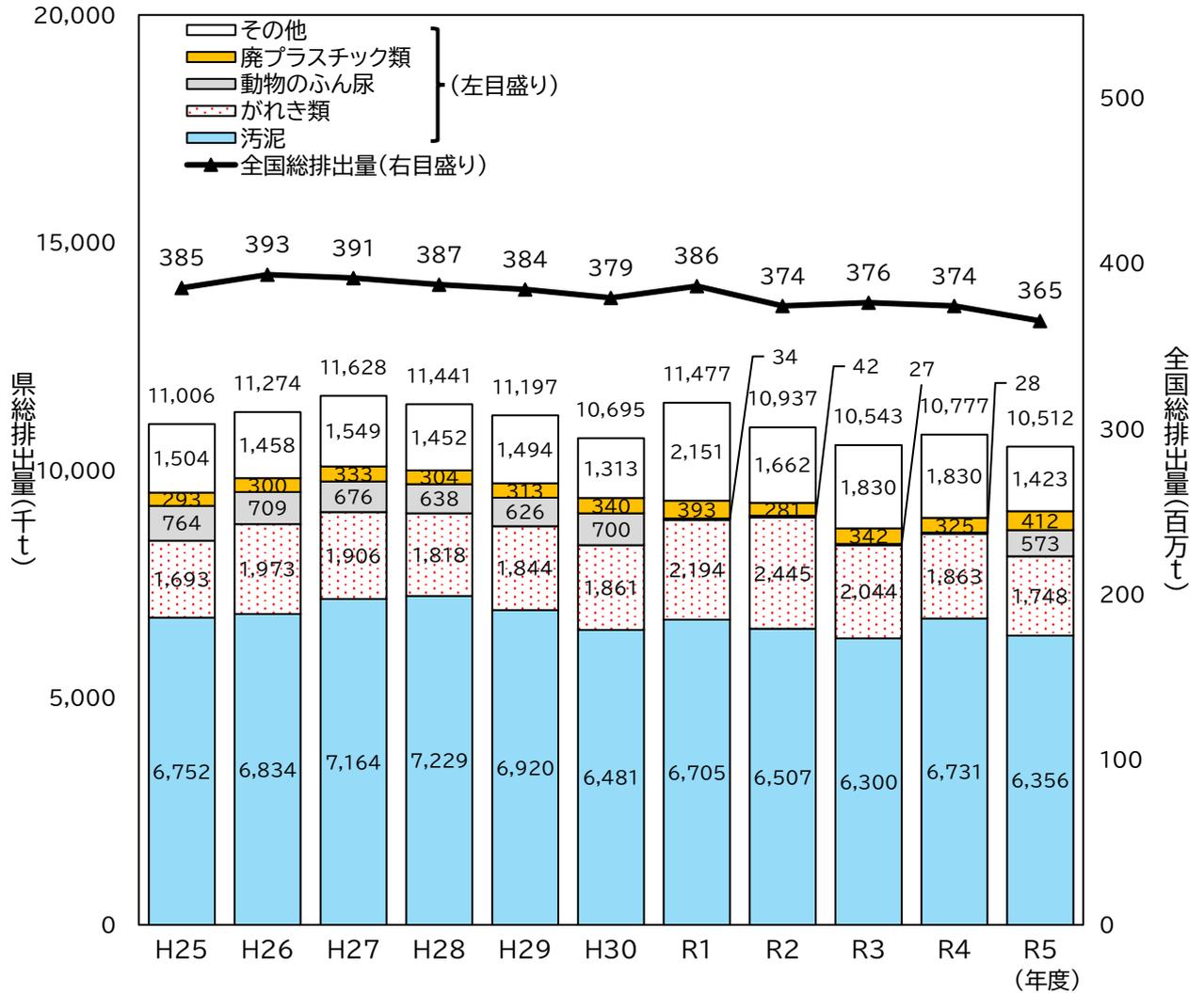
※端数処理の関係で本文中の値とグラフから計算した値が一致しない場合がある。

出典:埼玉県産業廃棄物処理実態調査報告書(埼玉県)、埼玉県産業廃棄物処理実績報告等集計業務報告書(埼玉県)、産業廃棄物排出・処理状況調査報告書(環境省)

図 26 業種別排出量の推移

(2)種類別排出状況

令和5年度の種類別では、汚泥が最も多く、次いでがれき類、動物のふん尿、廃プラスチック類の順です。



出典:埼玉県産業廃棄物処理実態調査報告書(埼玉県)、埼玉県産業廃棄物処理実績報告等集計業務報告書(埼玉県)、産業廃棄物排出・処理状況調査報告書(環境省)

図 27 種類別排出量の推移

(3)業種別・種類別の排出量

業種別・種類別にみると、排出量が最も多い上下水道・電気・ガス業では、汚泥が4,616千t/年(99.7%)とほぼ全量を占めています。

建設業では、がれき類が1,697千t/年(59.0%)と最も多く、次いで汚泥795千t/年(27.6%)となっています。

製造業では、汚泥が921千t/年(42.6%)の割合が高くなっています。

表 1 業種別・種類別の排出量(令和5年度)

		(単位：千t/年)														
業種 種類	合計	農林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	上下水道・電気・ガス業	情報通信業	運輸業	卸・小売業	物品賃貸業	学術研究 専門サービス業	飲食業	生活関連 サービス業	医療・福祉	サービス業
合計	10,512 (100%)	575 (5%)	0 (0%)	0 (0%)	2,877 (27%)	2,161 (21%)	4,628 (44%)	0 (0%)	32 (0%)	114 (1%)	3 (0%)	10 (0%)	34 (0%)	10 (0%)	46 (0%)	21 (0%)
燃え殻	6 (0%)	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚泥	6,356 (60%)	0	0	0	795	921	4,616	0	1	6	0	1	5	8	1	1
廃油	85 (1%)	0	0	0	2	66	0	0	5	7	0	0	3	0	0	2
廃酸	62 (1%)	0	0	0	0	62	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃アルカリ	69 (1%)	0	0	0	0	65	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0
廃プラスチック類	412 (4%)	0	0	0	73	222	1	0	12	59	0	2	25	1	6	10
紙くず	91 (1%)	0	0	0	23	68	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木くず	190 (2%)	1	0	0	135	44	0	0	6	2	1	0	0	0	0	0
繊維くず	4 (0%)	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動植物性残さ	87 (1%)	0	0	0	0	87	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動物系固形不要物	0 (0%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ゴムくず	0 (0%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金属くず	147 (1%)	0	0	0	23	86	7	0	1	18	1	1	1	0	1	7
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	453 (4%)	0	0	0	92	354	0	0	0	6	0	0	0	0	1	0
鉱さい	98 (1%)	0	0	0	0	98	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
がれき類	1,748 (17%)	0	0	0	1,697	33	5	0	3	8	0	1	0	0	0	0
ばいじん	17 (0%)	0	0	0	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
コンクリート固化物	0 (0%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動物のふん尿	573 (5%)	573	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動物の死体	0 (0%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
混合廃棄物等	113 (1%)	0	0	0	31	32	0	0	3	5	1	4	1	0	35	1

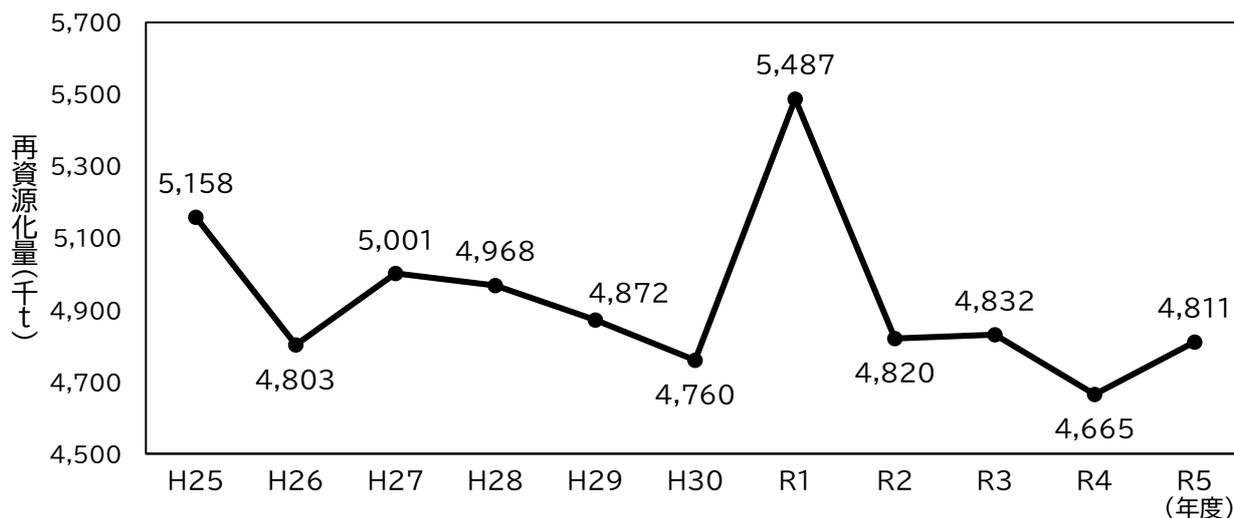
出典：埼玉県産業廃棄物処理実態調査報告書(埼玉県)

3 処理・処分状況

(1)再資源化量

令和5年度の再資源化量(再生利用量+有償物量)は4,811千tで、10年前(平成25年度)から6.7%減少しています。5年前(平成30年度)からは1.1%、前年度からは3.1%増加しています。

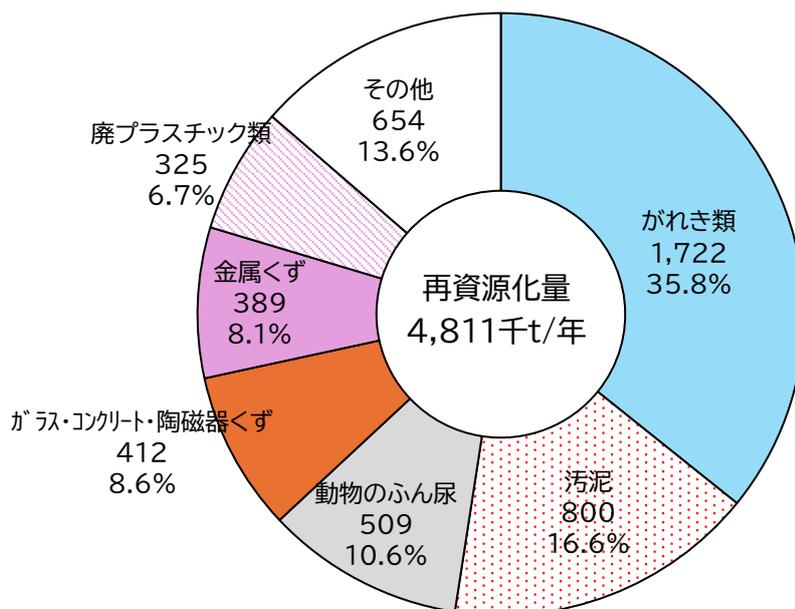
種類別では、がれき類1,722千t(35.8%)で最も多く、次いで汚泥800千t(16.6%)、動物のふん尿509千t(10.6%)、ガラス・コンクリート・陶磁器くず412千t(8.6%)、金属くず389千t(8.1%)、廃プラスチック類325千t(6.7%)の順となっています。



※端数処理の関係で本文中の値とグラフから計算した値が一致しない場合がある。

出典:埼玉県産業廃棄物処理実態調査報告書(埼玉県)、埼玉県産業廃棄物処理実績報告等集計業務報告書(埼玉県)

図 28 再資源化量の推移



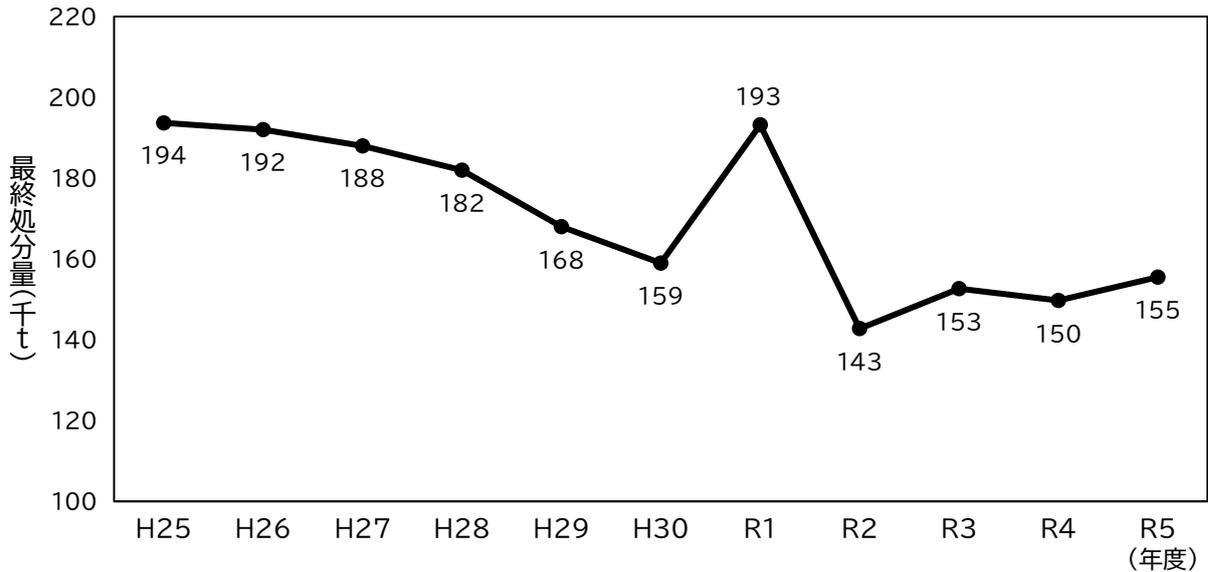
出典:埼玉県産業廃棄物処理実態調査報告書(埼玉県)

図 29 種類別の再資源化量及び割合(令和5年度)

(2)最終処分量

令和5年度の最終処分量は155千tで、10年前(平成25年度)から19.7%、5年前(平成30年度)から2.1%減少しています。前年度からは3.8%増加しています。

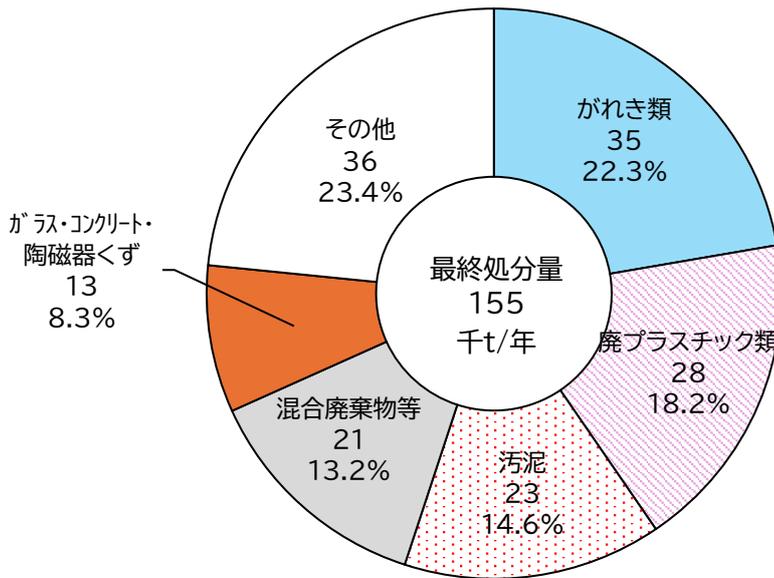
種類別では、がれき類35千t(22.3%)が最も多く、次いで廃プラスチック類28千t(18.2%)、汚泥23千t(14.6%)、混合廃棄物等21千t(13.2%)、ガラス・コンクリート・陶磁器くず13千t(8.3%)の順となっています。



※端数処理の関係で本文中の値とグラフから計算した値が一致しない場合がある。

出典:埼玉県産業廃棄物処理実態調査報告書(埼玉県)、埼玉県産業廃棄物処理実績報告等集計業務報告書(埼玉県)

図 30 最終処分量の推移



出典:埼玉県産業廃棄物処理実態調査報告書(埼玉県)

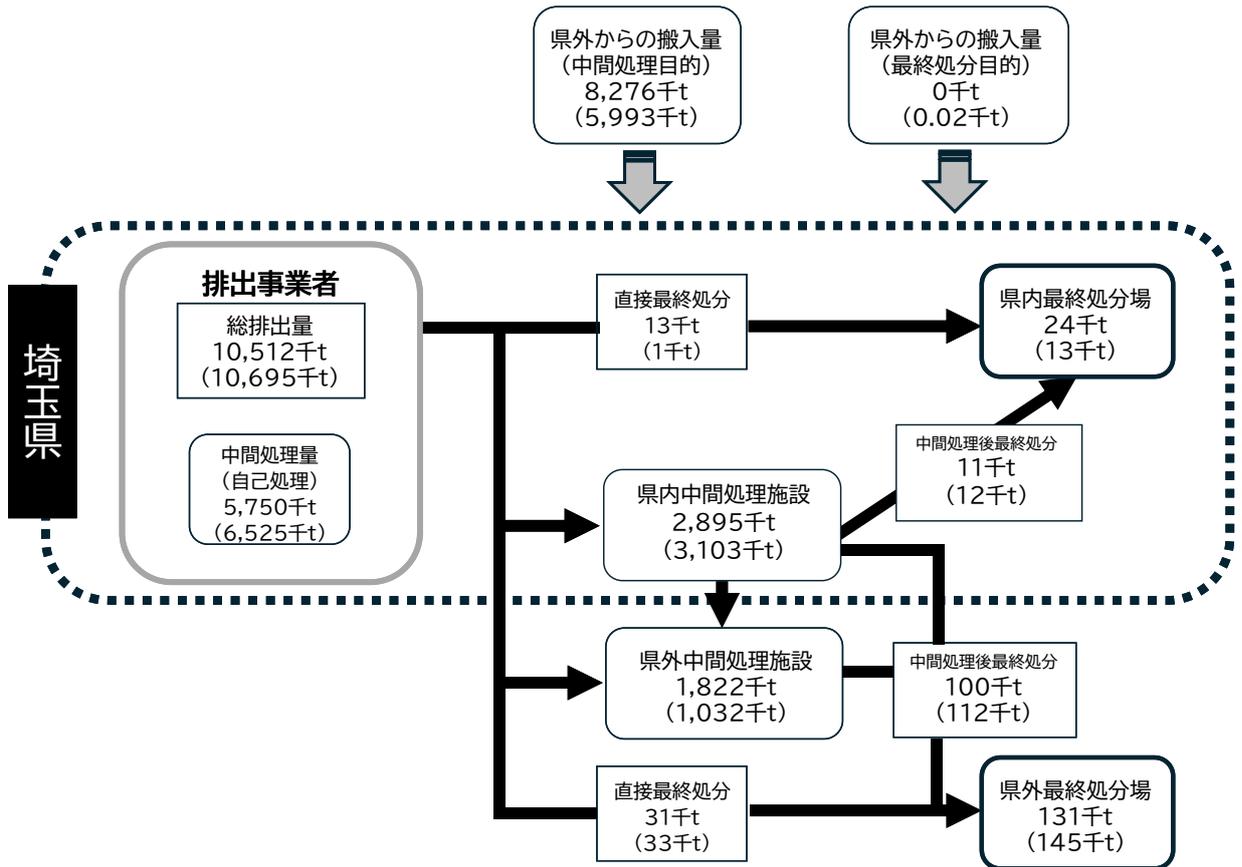
図 31 種類別の最終処分量及び割合(令和5年度)

(3) 広域移動状況

令和5年度の総排出量10,512千tのうち、排出事業所内での中間処理量(自己処理)は5,750千t、県内の中間処理業者への委託量は2,895千t、県外の中間処理施設へ搬出された量は1,822千tとなっています。

県内での最終処分量は、排出事業所からの直接最終処分13千t、中間処理施設からの最終処分11千tの計24千tとなっています。一方、県外最終処分場へ直接搬出は31千t、県内・県外中間処理施設を経由して県外最終処分場へ搬出は100千tの計131千tとなっています。

また、県外から処理目的で搬入された量は8,276千tでした。



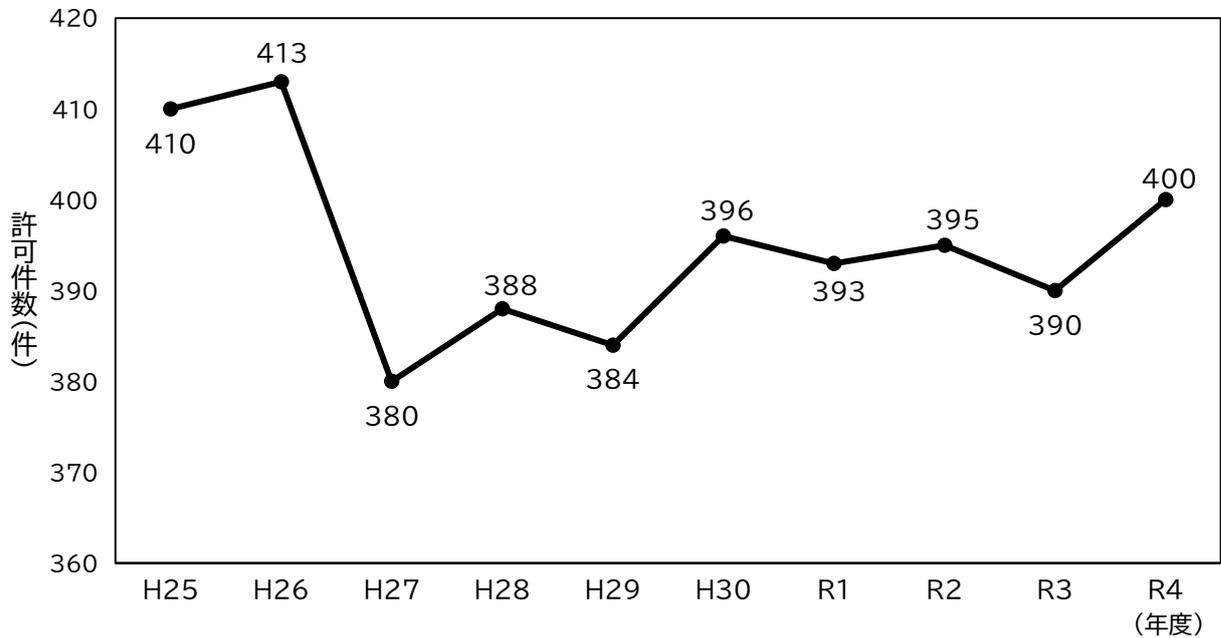
※()内は平成30年度値

出典: 埼玉県産業廃棄物処理実態調査報告書(埼玉県)

図 32 産業廃棄物の広域移動状況(令和5年度)

(4)産業廃棄物中間処理業許可及び処理施設の設置状況

令和4年度の産業廃棄物処理業の許可件数(中間処理業者数)は400件で、平成25年度からは10件減少、平成30年度から4件増加、前年度から10件増加しています。



出典:産業廃棄物行政組織等調査報告書(環境省)

図 33 産業廃棄物処理業の許可件数(中間処理業者数)の推移

令和4年度の産業廃棄物処理施設(中間処理施設)数は648施設で、平成25年度から39施設、平成30年度から29施設、前年度から7施設増えています。

処理方法別では、令和4年度は破碎施設が374施設(57.7%)と最も多く、次いで脱水132施設(20.4%)、焼却101施設(15.6%)の順となっています。

表 2 中間処理施設設置状況の推移

処理方法	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
焼却	122	117	89	105	103	104	104	103	101	101
破碎	325	332	290	339	346	352	351	361	367	374
中和	9	9	5	9	9	9	9	9	17	17
脱水	114	122	93	126	126	132	132	131	132	132
乾燥	23	25	11	1	1	1	2	2	2	2
油水分離	6	9	10	11	11	11	11	11	11	11
その他	10	10	2	10	10	10	10	10	11	11
合計	609	624	500	601	606	619	619	627	641	648

出典:産業廃棄物行政組織等調査報告書(環境省)

(5)最終処分場の状況

平成23年度に安定型最終処分場(1施設)が廃止後、令和5年度まで県営の管理型最終処分場(埼玉県環境整備センター*)が1施設です。

* 埼玉県環境整備センターは、一般廃棄物の最終処分場でもある。

表 3 最終処分場の施設数等の推移

	区分	施設概要	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
安定型 最終処分場	公共	施設数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		埋立面積 (㎡)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		埋立容量 (㎡)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	民間	施設数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		埋立面積 (㎡)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		埋立容量 (㎡)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
管理型 最終処分場	公共	施設数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		埋立面積 (㎡)	282,500	282,500	282,500	282,500	282,500	282,500	282,500	282,500	282,500	282,500	282,500	
		埋立容量 (㎡)	2,758,000	2,758,000	2,758,000	2,758,000	2,758,000	2,758,000	2,758,000	2,758,000	2,758,000	2,758,000	2,758,000	
	民間	施設数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		埋立面積 (㎡)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		埋立容量 (㎡)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

出典:埼玉県資源循環推進課作成

(6)不法投棄の状況

不法投棄については、毎年数件の不法投棄が新たに確認されている状況です。また、令和5年度末の残存量は約94万tとなっており、平成25年度から横ばいで推移しています。

表 4 不法投棄等残存量の推移

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
残存件数(件)	96	95	96	95	101	102	103	108	107	106	113
残存量(t)	927,792	925,539	923,559	917,058	931,458	932,374	943,177	944,756	938,973	933,185	941,265

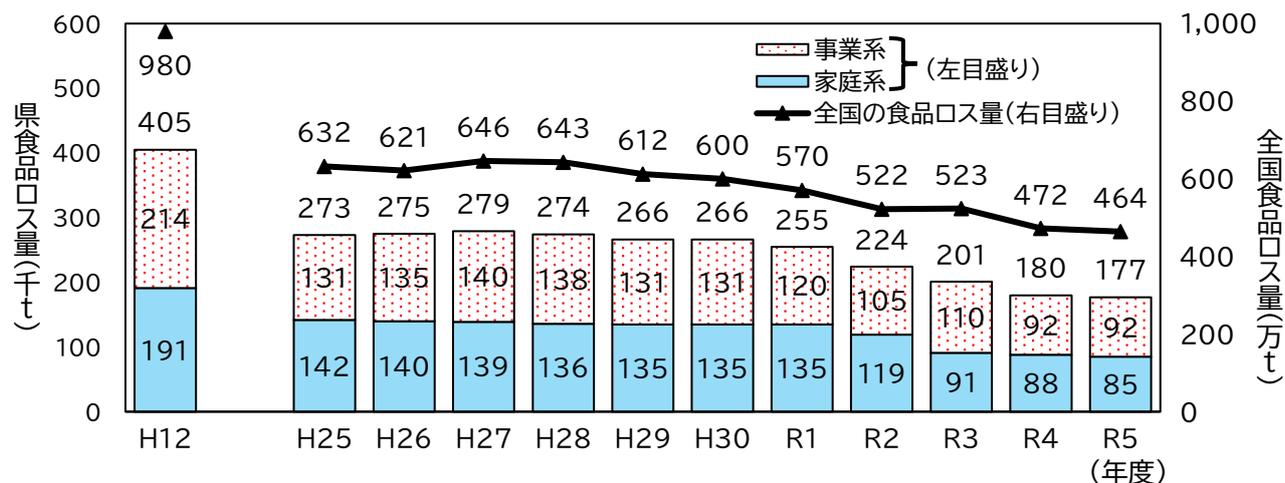
出典:産業廃棄物の不法投棄等の状況(環境省)

第4項 食品ロス

1 発生状況

令和5年度の食品ロスは177千tで、平成12年度から56.3%、10年前(平成25年度)から35.2%、5年前(平成30年度)から33.5%、前年度から1.7%減少しました。全国の食品ロスは、平成12年度から52.7%、10年前から26.6%、5年前から22.7%、前年度から1.7%減少しています。

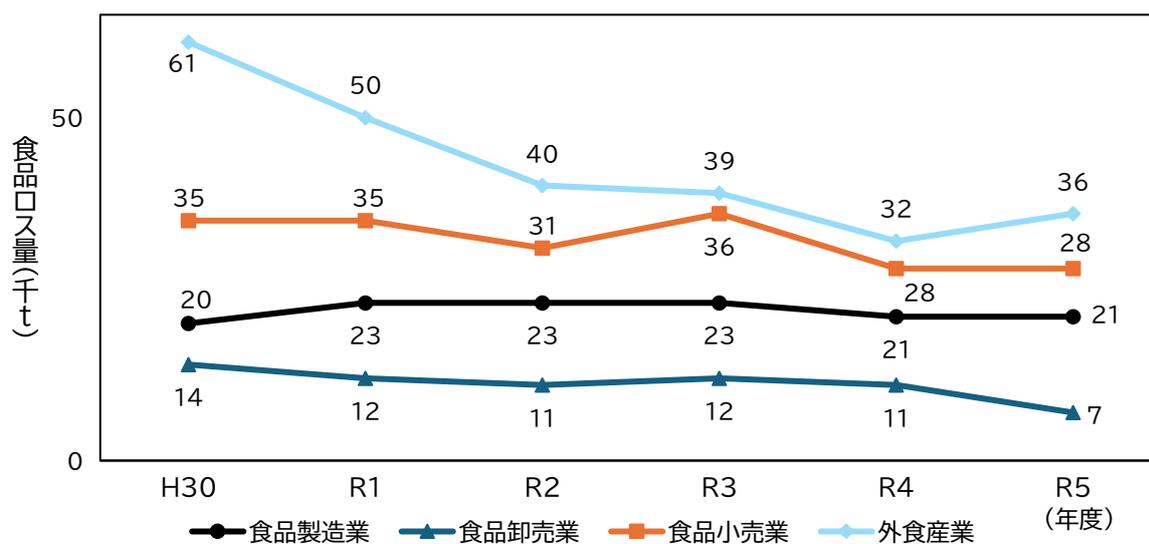
本県の家庭系の食品ロスは85千tであり、10年前から40.1%、5年前から37.0%、前年度から3.4%減少しています。事業系の食品ロスは92千tであり、10年前から29.8%、5年前から29.8%減少、前年度からは横ばいで推移しています。



出典: 埼玉県資源循環推進課作成、我が国の食品ロスの発生量の推計値(環境省等)

図 34 食品ロス量の推移

また、事業系の食品ロスのうち、外食産業から発生している食品ロスは、令和5年度36千tで、前年度から4千t増加しています。



出典: 埼玉県資源循環推進課作成

図 35 事業系食品ロス量の推移

第5項 第9次計画の状況

現行計画の第9次埼玉県廃棄物処理基本計画の計画期間は令和3年度から令和7年度までです。

ここでは現行計画策定時の最新値(平成30年度)から現在の最新値(令和5年度)までの推移を基に、現行計画で設定した令和7年度の目標値の達成に向けた進捗と達成の見通しについて整理しました。

表 5 第9次計画の目標値と進捗状況

(一般廃棄物)

区分	H30	R5	R7	目標達成 見込
	基準年度	実績値	目標年度	
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	524 g	490 g	440g	×
事業系ごみ排出量	535 千 t	485 千 t	451 千 t	×
1人1日当たりの最終処分量	34 g	30 g	28 g	○
再生利用率	23.9%	24.3%	33.6%	×

(産業廃棄物)

区分	H30	R5	R7	目標達成 見込
	基準年度	実績値	目標年度	
最終処分量	159 千 t	155 千 t	150 千 t	×

(食品ロス量)

区分	H30	R5	R7	目標達成 見込
	基準年度	実績値	目標年度	
食品ロス量	266 千 t	177 千 t	240 千 t	○

1 一般廃棄物

(1)1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

平成30年度524g/人・日から令和2年度に544g/人・日まで増加、その後は令和5年度に490g/人・日まで減少しています。目標年度(令和7年度)の440g/人・日に向け、あと50g(約10%)の削減が必要となっています。

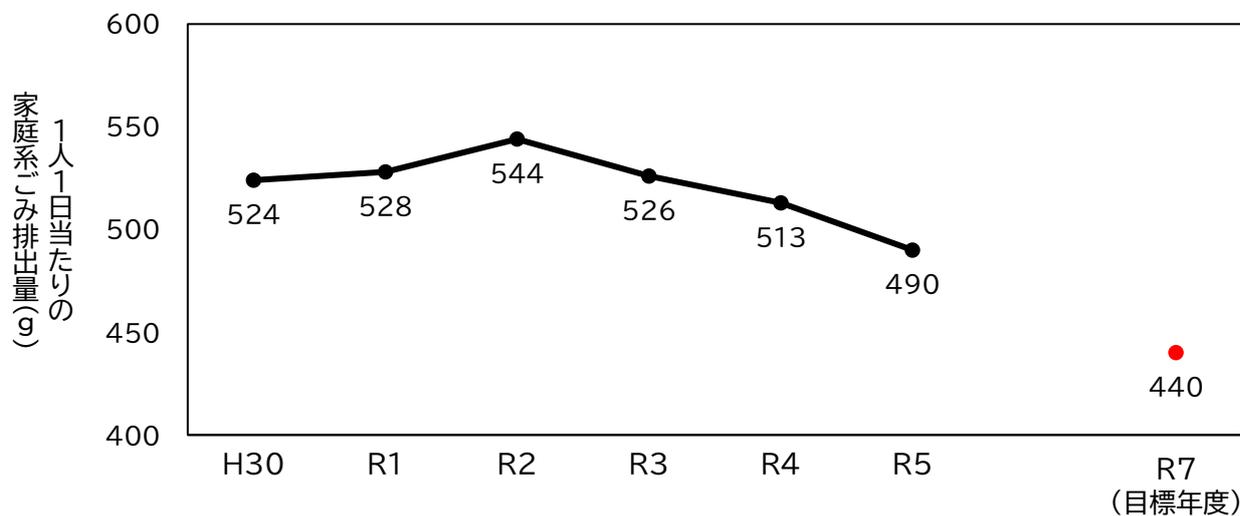


図 36 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の目標達成状況

(2)事業系ごみ排出量

平成30年度535千tから令和2年度に491千tまで減少、その後はおおむね横ばいで令和5年度は485千tとなっています。目標年度(令和7年度)の451千tまで残り34千t(約7%)の削減が必要となっています。

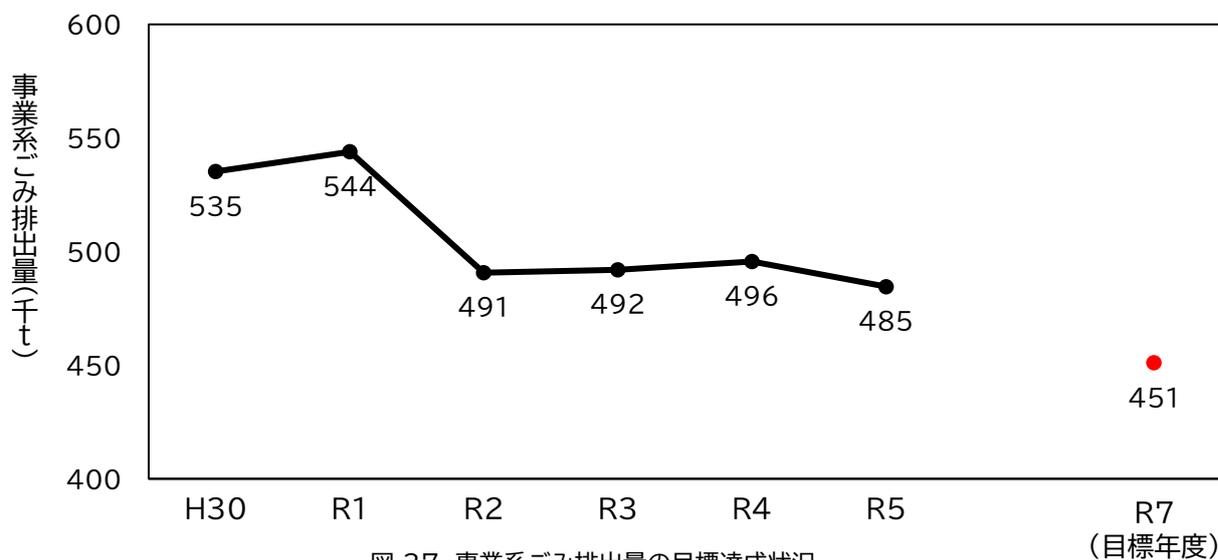


図 37 事業系ごみ排出量の目標達成状況

(3)1人1日当たりの最終処分量

平成30年度34g/人・日から着実に低下し、令和5年度は30g/人・日となっています。目標年度(令和7年度)の28g/人・日に対して残り2g(約7%)まで近づいている状況となっています。

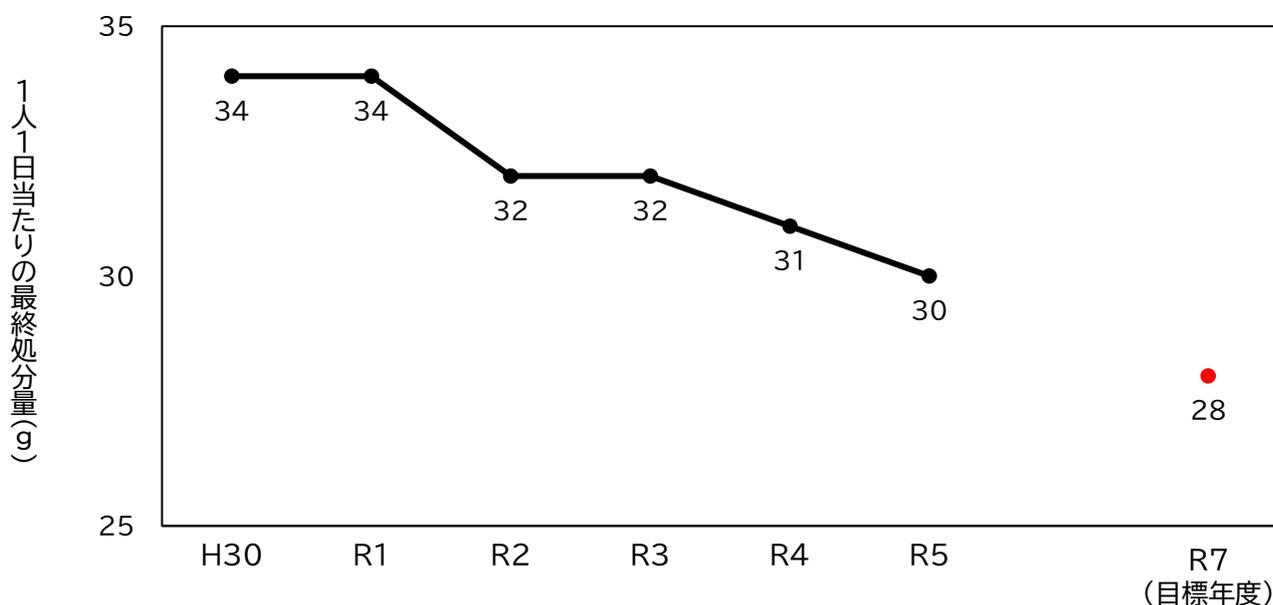


図 38 1人1日当たりの最終処分量の目標達成状況

(4)再生利用率

平成30年度23.9%から横ばいが続き、令和5年度は24.3%となっています。目標年度(令和7年度)の33.6%まで9.3ポイントの開きを解消する必要がある状況となっています。

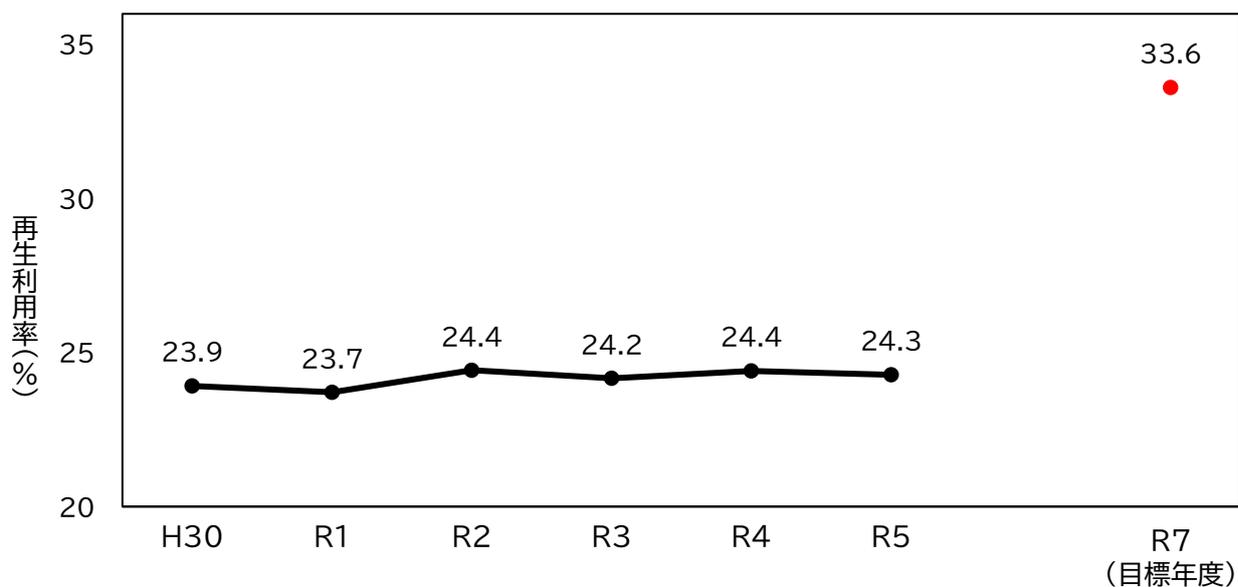


図 39 再生利用率の目標達成状況

2 産業廃棄物

(1)最終処分量

平成30年度159千tから令和元年度に193千tに増加、令和2年度に143千tまで減少、その後は150千t付近で横ばいが続き、令和5年度は155千tとなっています。目標年度(令和7年度)の150千tまで残り5千t(約4%)の削減が必要となっています。

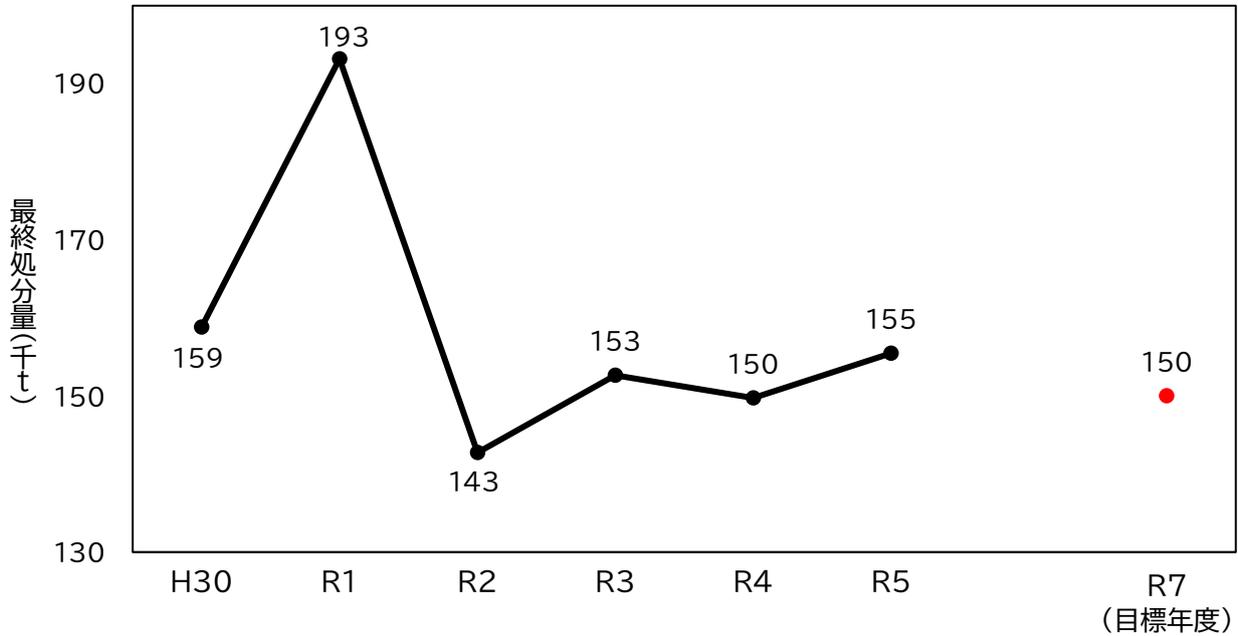


図 40 最終処分量の目標達成状況

3 食品ロス

(1)食品ロス量

平成30年度266千tから令和5年度に177千tまで減少、目標年度(令和7年度)の240千tを達成しています。また、国が基準としている平成12年度の405千tからも56.3%の削減となっています。

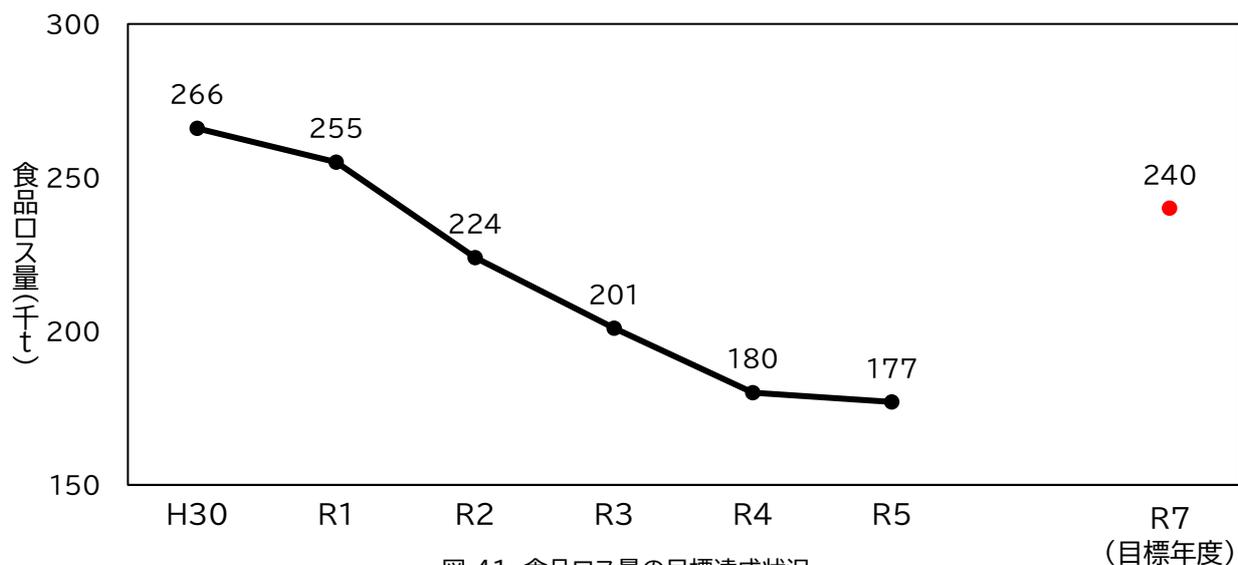


図 41 食品ロス量の目標達成状況

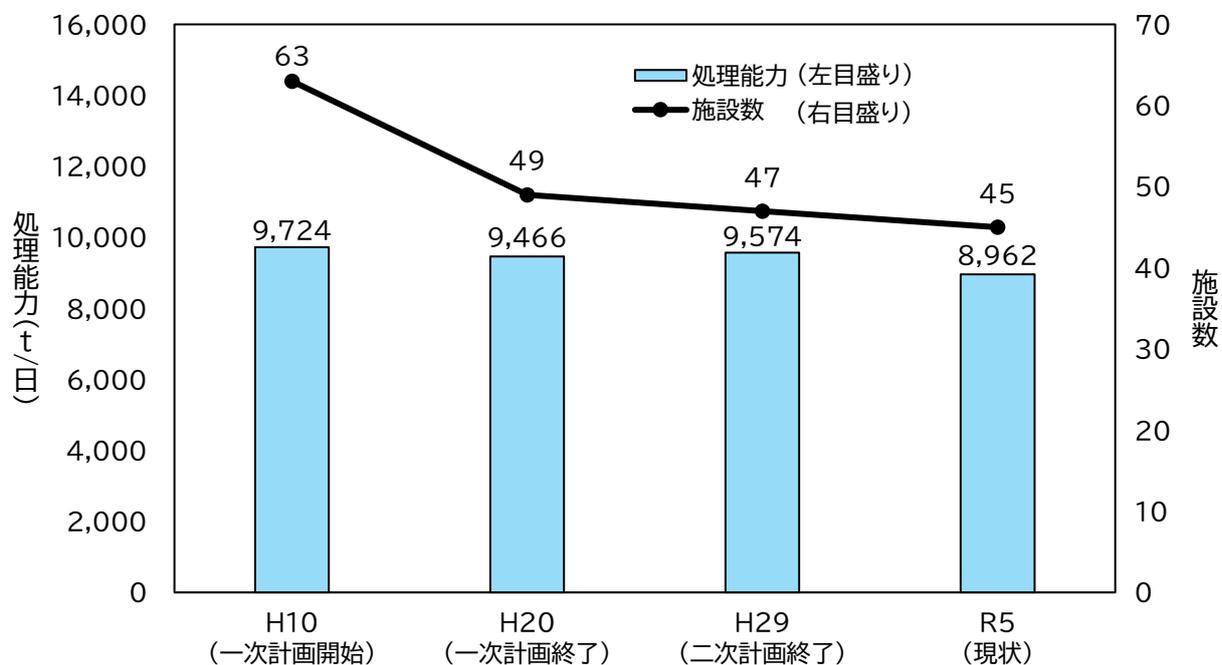
4 ごみ処理の広域化・集約化の状況

第1次計画策定時の平成10年度には、県内のごみ処理施設のうち焼却施設は63施設、処理能力は9,724t/日であり、ごみ総排出量は2,602千tでした。

その後、広域化計画の推進により施設の統廃合が進み、第2次計画を策定した平成20年度には、施設数は49施設、処理能力は9,466t/日となりました。この時点でごみ総排出量は2,560千tと、平成10年度からわずかに減少しています。

第2次計画終了時点にあたる平成29年度には、施設数は47施設まで集約されましたが、処理能力は9,574t/日とほぼ同水準を維持していました。一方、ごみ総排出量は2,304千tとなり、平成20年度から約1割の削減が図られています。

直近の令和5年度には、更なる統廃合や広域連携の進展により、施設数は45施設、処理能力は8,962t/日となっています。ごみ総排出量も2,133千tまで減少しており、発生抑制や資源化の取組が進んだ結果、施設数と処理能力を着実に縮減しつつ、効率的で広域的なごみ処理体制が構築されてきたと評価できます。



出典：一般廃棄物処理事業の概況(埼玉県)

図 42 ごみ処理施設(焼却施設)の処理能力・施設数の推移

第2節 本計画に影響を与える主な要素

第1項 循環経済への移行

我が国では、平成12年に「循環型社会形成推進基本法」を制定して以来、容器包装や家電製品など各分野のリサイクル法が整備され、廃棄物の循環利用が進んできました。

さらに、近年、欧州(EU)をはじめ世界各国で、社会経済システム自体を大量生産・大量廃棄から循環経済に転換していく潮流が現れています。

こうした潮流を踏まえて、我が国においても循環経済への移行を、気候変動・生物多様性・汚染防止との同時解決すべき課題として、「第5次循環型社会形成推進基本計画」や廃棄物処理法に基づく基本方針などに位置付けています。

第2項 人口減少・高齢化と地域社会の変容

人口減少・少子高齢化、労働力不足の進行は、収集運搬・選別・処理の担い手確保や施設運営の持続性に影響を与えています。国は2050年(令和32年)頃までを見据えたごみ処理の広域化・集約化を掲げ、ブロック区割りの再検討や都道府県境を越えた広域化も含めた中長期計画の策定・推進を要請しています。

第3項 食品ロスの削減

食品ロス削減推進法に基づく基本方針が令和7年3月に改定され、令和12年度までに家庭系を平成12年度比50%減、事業系を60%減とする目標が示されました。事業系については、令和4年度推計で半減目標を8年前倒しで達成していることから、より高い削減水準へ見直されています。自治体には、普及啓発・フードバンク支援・商慣行の見直し等を地域特性に応じて展開することが求められます。

第4項 安定的・効率的な施設整備及び運営

ダイオキシン対策を背景とした施設の集約化から約30年を経て、現在は人口減少やごみ量の減少、施設老朽化・維持費増などの新たな課題が顕在化しています。国は令和6年3月の通知で、2050年(令和32年)の人口・排出量を踏まえたブロック単位の施設配置、広域化・集約化協議会の設置、再編の進捗管理等を具体化し、必要に応じて都道府県境を越える連携を検討することを要請しており、エネルギー回収・再エネ活用等、脱炭素と一体の施設整備も求められます。

第5項 災害廃棄物処理システムの強靱化

国は「災害廃棄物対策指針」において、平時の計画策定、人材確保、協定締結、仮置場の確保とともに、発災後の適正な処理の確保と円滑かつ迅速な処理を求めています。令和6年の能登半島地震では、膨大な災害廃棄物の処理や仮置場の確保、公費による解体、広域搬送への対応が課題となり、広域連携や民間施設の活用などの重要性が再認識されました。本県においても、仮置場候補地の層厚化や都県境を越えた協定の強化、民間処理施設の活用、人材確保や標準化による即応体制の整備など、初動から処理完了まで切れ目なく進める仕組みの構築が求められます。

第6項 廃棄物・資源循環に関する法制度の改正・新制度の動向

海洋プラスチックごみ問題や資源制約への対応が国際的に求められる中、我が国でも循環型社会への転換が加速しています。令和4年には製品設計から回収・リサイクルまでを包括する「プラスチック資源循環促進法」が施行され、令和7年には処分業者の再資源化の底上げを図る「再資源化事業等高度化法」が施行されました。太陽光パネルのリサイクル制度化も引き続き検討されており、自治体はこれらの制度動向を注視しながら、地域の実情に即した対応が求められています。

【サーキュラーエコノミー(循環経済)】

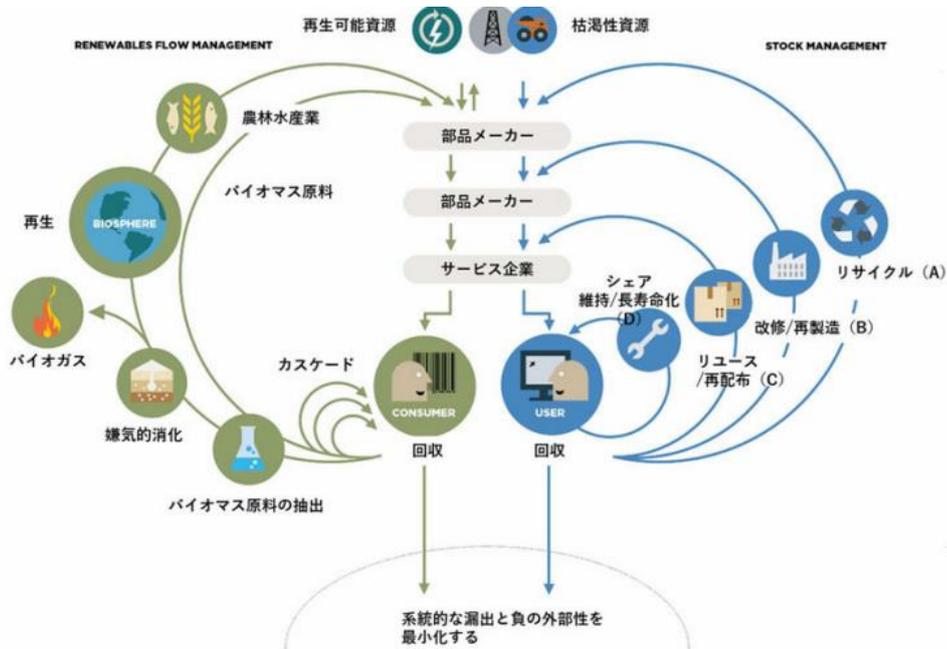
従来の社会経済は「大量に作って、使って、捨てる」リニアエコノミー(線形経済)が主流でした。

平成12年に制定された「循環型社会形成推進基本法」を契機に、国全体として3R(Reduce、Reuse、Recycle)を推進してきました。

3Rは大量廃棄や最終処分場不足といった「国内の環境問題への対応」であったのに対し、近年、世界全体の環境問題への対応として、リニアエコノミーに代わるサーキュラーエコノミーという概念が登場しました。

サーキュラーエコノミーとは、「生産段階から再利用などを視野に入れて設計し、新しい資源の使用や消費をできるだけ抑えるなど、あらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、サービスや製品に最大限の付加価値をつけていくシステム」です。先行する欧州(EU)では企業に対し、製品の設計段階からリサイクルまでを義務付ける拡大生産者責任(EPR)を強化するなど、サーキュラーエコノミーへの転換に向けた法的な枠組みも整備されつつあります。

サーキュラーエコノミーへ移行することで、従来の3Rの取組によるごみ削減などに留まらず、資源の安定確保や新しいビジネス・雇用の創出といった効果が期待されています。



出典:エレン・マッカーサー財団「バタフライダイアグラム」

(令和6年3月、経済産業省中部経済産業局「中部地域におけるサーキュラーエコノミー移行の加速に向けた調査事業」調査報告書)

第3節 将来予測

第1項 一般廃棄物

1 排出量

ごみ総排出量は令和5年度の2,133千tから 令和12年度は2,090千t(43千t、2.0%減少)となる見込みです。

生活系ごみ排出量は、人口減少の影響や発生抑制の定着により、令和5年度の1,579千tから令和12年度は1,540千t(39千t、2.5%減少)となる見込みです。事業系ごみ排出量は485千tから484千t(1千t、0.1%減少)と、近年の横ばい傾向が続く見込みです。集団回収量は70千tから66千t(4千t、6.4%減少)と減少が続く見込みです。

また、1人1日当たりの排出量は、令和5年度の790g から令和12年度は787g(3g、0.4%減少)へ小幅に減少する見込みです。内訳は、生活系580g(5g、0.9%減少)、資源ごみ94g(1g、0.9%減少)、家庭系486g(4g、0.9%減少)、集団回収25g(1g、5.1%減少)となる一方、事業系は182g(3g、1.8%増加)と微増する見込みです。

表 6 ごみ排出量の予測

	単位	令和5年度	令和12年度		令和17年度	
		実績値	推計値	令和5年度比	推計値	令和5年度比
計画人口	万人	738	728	98.6%	719	97.4%
ごみ総排出量	千t	2,133	2,090	98.0%	2,062	96.7%
生活系ごみ排出量	千t	1,579	1,540	97.5%	1,516	96.0%
資源ごみ量	千t	256	250	97.9%	246	96.3%
家庭系ごみ量	千t	1,323	1,290	97.5%	1,270	96.0%
集団回収量	千t	70	66	93.6%	62	89.1%
事業系ごみ排出量	千t	485	484	99.9%	484	99.9%
1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	790	787	99.6%	784	99.2%
生活系ごみ排出量	g/人・日	585	580	99.1%	576	98.5%
資源ごみ量	g/人・日	95	94	99.1%	94	98.5%
家庭系ごみ量	g/人・日	490	486	99.1%	482	98.5%
集団回収量	g/人・日	26	25	94.9%	24	91.2%
事業系ごみ排出量	g/人・日	179	182	101.8%	184	102.7%

2 処理・処分

焼却量は令和5年度の1,657千tから令和12年度は1,631千t(26千t、1.6%減少)へと減少となっており、1人1日当たりの焼却量は614gで横ばいとなっています。

最終処分量は82千tから80千t(2千t、2.0%減少)へと小幅に減少となっており、1人1日当たりの最終処分量は30gで横ばいとなっています。

表 7 処理・処分の予測

	単位	令和5年度	令和12年度		令和12年度	
		実績値	推計値	令和5年度比	推計値	令和5年度比
焼却量	千t	1,657	1,631	98.4%	1,611	97.2%
1人1日当たりの焼却量	g/人・日	614	614	100.0%	612	99.7%
最終処分量	千t	82	80	98.0%	79	96.7%
1人1日当たりの最終処分量	g/人・日	30	30	100.0%	30	100.0%

第2項 産業廃棄物

1 業種別発生量

近年の発生実績の傾向と各業種の活動量見通しを踏まえ推計した結果、総発生量は令和5年度の10,959千tから令和12年度は11,071千t(112千t、1.0%増加)とわずかに増加となる見込みです。

構成を見ると、引き続き発生量が多いのは、上下水道・電気・ガス業が4,563千tで最も多く、次いで建設業2,898千t、製造業2,780千t、農林・漁業523千tとなっています。

増加が見込まれる主な業種は製造業2,780千t(230千t、9.0%増加)、一方、減少が見込まれる主な業種は農林・漁業523千t(52千t、9.2%減少)、上下水道・電気・ガス業4,563千t(65千t、1.4%減少)となる見込みです。

表 8 業種別発生量の予測

	令和5年度	令和12年度		令和17年度	
	実績値(千t)	推計値(千t)	令和5年度比	推計値(千t)	令和5年度比
農林・漁業	575	523	90.8%	499	86.7%
鉱業	0	0	99.1%	0	98.8%
建設業	2,898	2,898	100.0%	2,898	100.0%
製造業	2,550	2,780	109.0%	2,951	115.7%
上下水道・電気・ガス業	4,628	4,563	98.6%	4,485	96.9%
情報通信業	1	1	101.4%	1	101.4%
運輸業	35	35	100.4%	35	100.4%
卸・小売業	145	144	99.4%	144	99.2%
医療・福祉	46	46	100.1%	46	100.2%
サービス業等※	81	81	100.2%	82	101.3%
合計	10,959	11,071	101.0%	11,140	101.7%

※物品賃貸業、学術研究専門サービス業、飲食業、生活関連サービス業、サービス業

2 種類別発生量

種類別にみると、引き続き発生量が多いのは、汚泥が6,396千tで最も多く、次いでがれき類1,762千t、動物のふん尿521千t、ガラス・コンクリート・陶磁器くず506千t、廃プラスチック類466千tの順となっています。

増加が見込まれる主な種類は汚泥6,396千t(19千t、0.3%増加)、廃プラスチック類466千t(22千t、4.9%増加)、ガラス・コンクリート・陶磁器くず506千t(34千t、7.2%増加)、がれき類1,762千t(3千t、0.2%増加)、一方減少が見込まれる主な種類は動物のふん尿521千t(52千t、9.0%減少)となる見込みです。

表 9 種類別発生量の予測

	令和5年度	令和12年度		令和17年度	
	実績値(千t)	推計値(千t)	令和5年度比	推計値(千t)	令和5年度比
燃え殻	6	7	108.1%	7	114.1%
汚泥	6,377	6,396	100.3%	6,381	100.1%
廃油	102	109	106.1%	113	110.7%
廃酸	64	69	108.9%	74	115.6%
廃アルカリ	69	74	108.6%	79	115.0%
廃プラスチック類	444	466	104.9%	483	108.6%
紙くず	161	174	107.7%	183	113.4%
木くず	192	196	102.1%	199	103.6%
繊維くず	4	4	100.1%	4	100.2%
動植物性残さ	108	118	109.0%	125	115.7%
動物系固形不要物	0	0	100.8%	0	100.8%
ゴムくず	0	0	102.4%	0	103.8%
金属くず	393	420	107.0%	441	112.2%
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	472	506	107.2%	531	112.6%
鉱さい	99	107	109.0%	114	115.6%
がれき類	1,759	1,762	100.2%	1,764	100.3%
ばいじん	17	19	108.7%	20	115.2%
動物のふん尿	573	521	91.0%	498	87.0%
混合廃棄物等	117	120	102.5%	122	104.3%
合計	10,959	11,071	101.0%	11,140	101.7%

3 処理・処分

有償物として利用された後、排出された産業廃棄物の多くは中間処理により減量化されます。その後、再生され、企業が製品の原材料や建設資材などに活用します。

令和12年度は、再資源化量4,889千t(78千t、1.6%増加)と小幅に増加し、最終処分量は161千t(6千t、3.3%増加)となる見込みです。

表 10 処理・処分の予測

	令和5年度	令和12年度		令和17年度	
	実績値(千t)	推計値(千t)	令和5年度比	推計値(千t)	令和5年度比
有償物量	448 (4.1%)	483 (4.4%)	107.8%	508 (4.6%)	113.6%
再生利用量	4,363 (39.8%)	4,407 (39.8%)	101.0%	4,452 (40.0%)	102.0%
再資源化量 (有償物量+再生利用量)	4,811 (43.9%)	4,889 (44.2%)	101.6%	4,960 (44.5%)	103.1%
総減量化量	5,993 (54.7%)	6,021 (54.4%)	100.5%	6,015 (54.0%)	100.4%
最終処分量	155 (1.4%)	161 (1.5%)	103.3%	164 (1.5%)	105.8%

第3項 食品ロス量

食品ロス量は令和5年度の177千tから令和12年度は173千t(4千t、2.3%減少)となる見込みです。

家庭系食品ロス量は、人口減少の影響や発生抑制の定着により、令和5年度の85千tから令和12年度は83千t(2千t、2.4%減少)、事業系食品ロス量は92千tから90千t(2千t、2.2%減少)となる見込みです。

表 11 食品ロス量の予測

	平成12年度	令和5年度	令和12年度		令和17年度	
	実績値(千t)	実績値(千t)	推計値(千t)	令和5年度比	推計値(千t)	令和5年度比
家庭系食品ロス量	191	85	83	97.6%	82	96.5%
事業系食品ロス量	214	92	90	97.8%	89	96.7%
合計	405	177	173	97.7%	171	96.6%

第4節 課題

1 資源循環の拡大

本県は焼却依存が高く、令和5年度の一般廃棄物2,133千tのうち71.7%、産業廃棄物10,959千tのうち54.7%が焼却・中間処理で減量化されています。また、最終処分場の残余容量は全国最低水準であり、新規確保も困難な状況にあります。

国は循環経済への移行を進めており、本県においても焼却偏重から脱却し、発生抑制と再使用を最優先に、設計・製造段階からマテリアルリサイクル(不要になった製品や廃棄物の破碎等処理を行い、原材料として循環利用するリサイクル方法)を主軸とする循環へ転換することが必要です。

特に、リチウムイオン電池や太陽光パネルなど、今後発生量の増加が見込まれる使用済み製品の再資源化を進めることが重要となります。

また、食品ロスについては、令和5年度時点で177千tと、令和7年度の目標値(240千t)を大きく下回った一方で、外食産業で増加に転じる兆しもあります。

地方公共団体、事業者、消費者など多様な主体が連携し、食品ロス削減に向けた行動変容の促進や食品寄附、リサイクル等による有効活用など更なる取組を進める必要があります。

2 廃棄物の適正処理

産業廃棄物の不法投棄については、毎年数件の小規模な不法投棄が新たに確認されている状況です。

また、不法投棄の残存量も平成25年度から横ばいで推移しており、監視指導を徹底することが必要です。

さらに、今後発生量の増加が見込まれるリチウムイオン電池や太陽光パネルについて、適正に処理がされるよう、処理体制の整備を進める必要があります。

特に、リチウムイオン電池は廃棄物処理施設での火災事故の主な要因となっており、住民や排出事業者による事前の分別排出を含めた火災事故防止対策も進める必要があります。

3 災害廃棄物対応の強靱化

頻発・激甚化する災害に備え、実効性ある処理体制の構築が急務となっています。県内全市町村は災害廃棄物処理計画を策定済みですが、定期的見直しや訓練が十分でない自治体もあり、初動・調整の遅れが懸念されます。令和元年東日本台風、令和6年能登半島地震では広域処理、情報共有などが課題となりました。平時からの相互支援協定や都県境を越えた広域連携、民間の産業廃棄物施設・人材の活用、手順の標準化と支援員の即応体制を整備することが必要です。

4 人口減少・少子高齢化に対応する持続可能なごみ処理体制

令和5年度の年間1人当たりのごみ処理事業経費は10年前から11.6%増加しています。財政状況の悪化に備え、持続可能な一般廃棄物処理事業の確立に向けた取組が必要です。

また、担い手が減少する中でも、安定したごみ処理サービスを維持するため、人材の確保とともに業務効率化が不可欠です。

さらに、本県は、今後、後期高齢者人口が全国トップクラスのスピードで増加すると見込まれており、市町村は高齢者が利用しやすいごみ収集システムの導入も必要となります。

第2章 計画の基本的な方針

第1節 目指す方向性

限りある資源を有効活用・循環させつつ、

新たな価値を創出するサーキュラーエコノミー（循環経済）システムを確立

第2節 基本方針

1 資源循環を徹底し、新たな価値を生む

発生抑制と再使用を最優先とし、再生材や再生可能素材の活用、食品ロス削減等を通じて、資源の循環利用を進めます。

また、併せて県内企業のサーキュラーエコノミーへの参入をビジネスチャンスとして促すとともに、企業間の連携によるイノベーションの誘発につなげます。

さらに、処理の過程で生じるエネルギーを有効活用することにより、脱炭素にも貢献します。

2 廃棄物を適正処理し、環境への負荷を低減する

廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用を進め、最終処分量の低減を図ります。

また、不法投棄等の不適正処理を防止するため、監視指導を徹底します。

さらに、処理困難な廃棄物や有害な廃棄物を含む全ての廃棄物が、適正に処理されることにより、廃棄物による環境への負荷が低減される社会を目指します。

3 災害廃棄物への備えと対応力を強化し、レジリエンスを高める

災害廃棄物の適正処理の確保とともに、円滑かつ迅速な処理に向けて、平時からの計画策定、人材確保、協定締結、仮置場の確保を徹底します。

発災時には関係者が連携し、迅速かつ円滑に処理できる体制を整えます。

また、処理施設の耐災害性・自立性も高めます。

4 人口減少・少子高齢化に適応した、持続可能な体制を確保する

広域化・集約化とデジタルトランスフォーメーション(DX)により、担い手不足や高齢化に対応した、持続可能な廃棄物の処理体制を確保します。

第3章 計画目標

第1節 数値目標

目指す方向性「限りある資源を有効活用・循環させつつ、新たな価値を創出するサーキュラーエコノミー（循環経済）システムを確立」の実現に向け、現状分析と将来予測を踏まえ、令和5年度を基準年度、令和12年度を目標年度として目標値を定めます。

一般廃棄物は国の基本方針に沿って発生抑制と最終処分量の削減を図るとともに、可燃ごみから資源ごみへ分別を徹底し資源の循環利用の拡大を目指します。

産業廃棄物は国の基本方針や県内産業動向を踏まえつつ、リサイクル高度化等により、資源の循環利用の拡大とともに、最終処分量の削減を目指します。

食品ロス は国の基本方針に沿って発生抑制を図ることにより、食品ロス量の削減を目指します。

第1項 一般廃棄物

1 排出量

令和12年度のごみ排出量を2,056千tに削減します。

（令和5年度実績2,133千tから3.6%削減）

<指標の説明>

年間の一般廃棄物の総排出量。1人1日当たりの排出量×将来推計人口により算出。

本指標が減少することは、住民・事業者のごみの発生抑制の取組が進展していることを表す。

<目標の根拠>

令和5年度時点で国の令和12年度の目標値(837g/人・日)(*)に達している市町村は現状以下の削減を目指し、未達の市町村は国の目標値を目指すこととして、令和12年度における県内市町村の到達水準を推計したものの。

*公表資料に基づき県が算出した。

2 1人1日当たりの焼却量

令和12年度の1人1日当たりの焼却量を565gに削減します。

（令和5年度実績614g/人・日から7.9%削減）

<指標の説明>

住民1人が1日に排出する一般廃棄物のうち、焼却処理される量。

本指標が減少することは、住民・事業者のごみの発生抑制の取組に加え、焼却処理から循環利用への転換が進展していることを表す。

<目標の根拠>

令和5年度時点で国の令和12年度の目標値(580g/人・日)に達している市町村は現状以下の削減を目指し、未達の市町村は国の目標値を目指すこととして、令和12年度における県内市町村の到達水準を推計したものの。

3 最終処分量

令和12年度の最終処分量を79千tに削減します。

(令和5年度実績82千tから3.2%削減)

<指標の説明>

年間の一般廃棄物の最終処分量。排出量×最終処分率により算出。

本指標が減少することは、住民・事業者のごみの発生抑制や循環利用の推進により、埋立処分量がどれだけ減少したかを示す。

<目標の根拠>

国の基本方針が最終処分率を令和5年度から横ばいとしていることを踏まえ、最終処分率を令和5年度(3.8%)から現状維持としたもの。

第2項 産業廃棄物

1 再資源化量

令和12年度の再資源化量を5,000千tに拡大します。

(令和5年度実績4,811千tに対して3.9%増加)

<指標の説明>

産業廃棄物及び有償物量のうち、原材料として再利用された量。

本指標が増加することは、再生材の市場供給量が拡大したかを表す。

<目標の根拠>

直近10年間における過去最高(*)である平成27年度実績(5,001千t)の水準。廃棄物が発生抑制傾向にある中、好況時と同等の水準を目指す。

*令和元年度は東日本台風による影響があるため除く。

2 最終処分量

令和12年度の最終処分量を143千tに削減します。

(令和5年度実績155千tから8.0%削減)

<指標の説明>

年間の産業廃棄物の最終処分量。

本指標が減少することは、事業者の発生抑制や循環利用の推進により、埋立処分量がどれだけ減少したかを示す。

<目標の根拠>

直近10年間の最も低い値である令和2年度実績(143千t)。

第3項 食品ロス

令和12年度の食品ロスの量を162千tに削減します。

(令和5年度実績177千tから8.5%削減)

<指標の説明>

県の食品ロスの発生量。本指標が減少することは、住民・事業者の食品ロスの発生抑制の取組の進展を表す。

<目標の根拠>

国の令和12年度の事業系食品ロスの削減目標(平成12年度比60%削減)を、家庭系・事業系ともに適用して令和12年度における到達水準を推計したもの。

表 12 計画目標値

(一般廃棄物)

項目	R5	R12	R17	R12
	基準年度	将来予測		目標年度
排出量	2,133 千 t	2,090 千 t	2,062 千 t	2,056 千 t
1人1日当たりの焼却量	614 g	614 g	612 g	565 g
最終処分量	82 千 t	80 千 t	79 千 t	79 千 t

(産業廃棄物)

項目	R5	R12	R17	R12
	基準年度	将来予測		目標年度
再資源化量	4,811 千 t	4,889 千 t	4,960 千 t	5,000 千 t
最終処分量	155 千 t	161 千 t	164 千 t	143 千 t

(食品ロス量)

項目	R5	R12	R17	R12
	基準年度	将来予測		目標年度
食品ロス量	177 千 t	173 千 t	171 千 t	162 千 t

第4章 施策

第1節 施策体系

I サークュラーエコノミー(循環経済)の推進

1 企業と連携した資源循環の推進

(1)県内企業のサーキュラーエコノミー型ビジネスへの転換の促進

ア サークュラーエコノミー型ビジネスへの転換

環境保全と経済成長の両立を目指すサーキュラーエコノミーへの参入をビジネスチャンスと捉え、技術相談から事業化、販路開拓までワンストップで支援する「サーキュラーエコノミー推進センター埼玉」を拠点に、県内企業のサーキュラーエコノミー型ビジネスへの転換を促進します。

イ サークュラーエコノミー関連を含む成長産業の誘致

「埼玉県企業誘致戦略(令和7年4月策定)」に基づき、労働生産性の向上に寄与し、DXやGX(サーキュラーエコノミー関連を含む)を促進する成長産業企業の誘致に市町村と連携して取り組むとともに、有望なスタートアップ企業の開拓・育成を進めます。

(2)廃棄物の再資源化の推進

ア 廃棄物の再資源化技術の高度化

再生材の活用を希望する企業等のニーズに対応した品質や量を確保できるよう、廃棄物処理業者等のリサイクル技術の高度化を支援し、優れた技術を普及させることにより、付加価値の高い再資源化を広げていきます。

イ リチウムイオン電池や太陽光パネルの再資源化の推進

今後発生量の増加が見込まれるリチウムイオン電池や太陽光パネルについて、市町村や企業と連携し、回収・再資源化ルートを構築することにより、金属等貴重な資源の循環を進めます。

2 サークュラーエコノミー型製品・サービスの利用促進

サーキュラーエコノミー型製品・サービスの市場を拡大するため、認定制度やロゴマーク等の活用、優れた製品等の情報発信・販路拡大に取り組み、環境価値の高い製品等を選択しやすい環境をつくるとともに、サーキュラーエコノミーに対する理解を深める普及啓発を強化し、企業や消費者の行動変容を促します。

II 3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進

1 リデュース・リユースの推進

(1)ごみを減らすライフスタイルへの転換促進

家庭からのごみの排出量を削減するため、県民一人ひとりがごみの発生を抑制する工夫や実践を行えるよう、ホームページやイベント、県政出前講座など様々な機会を通じた啓発を行います。

(2)食品ロス対策の推進

ア 家庭系食品ロス削減に向けた取組

県政出前講座やイベントなどを通じて食品ロスに対する理解を深めるとともに、すぐに飲食するものは商品棚の手前から購入するなどの消費行動の促進により、手つかずのまま捨てられる食品、食べ残し等の削減を図ります。

また、九都県市首脳会議廃棄物問題対策検討会を通じて、食品製造や小売り・外食の多くの事業者と連携して、広域的な情報発信を行います。

イ 事業系食品ロス削減に向けた取組

事業系食品ロスについては、外食産業からの排出量が増加に転じる兆しもあります。そのため、食品ロス削減につながる取組として、小盛りやハーフサイズなど柔軟な対応を行う飲食店等を登録する活動を拡大します。

また、食べ残しが発生しやすい宴会等において食べきりを呼び掛ける習慣を根付かせるとともに、「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」に基づく取組を飲食店に広げていきます。

ウ 食品の有効活用に向けた取組

市町村や社会福祉協議会、事業者等と連携し、職場や家庭で余っている食品を提供するフードドライブを実施するとともに、未利用食品を提供するフードバンク活動等に対する理解醸成を図ります。

また、災害用備蓄食料の更新時期や季節限定商品の入替時期に合わせて、フードバンク団体等とマッチングを行うなど、食料品の有効活用を図ります。

(3)環境教育等を通じた3R行動の推進

市町村、事業者、環境保全活動団体などと連携して、県民を対象とした環境教育、普及啓発を実施し、使い捨て製品や無駄なものを買わない、リユース品・リサイクル品を購入する、ごみを分別排出するといった3R行動を推進します。

ごみの散乱防止や地域の環境美化を推進するため、地域清掃活動団体の活動を支援するとともに、市町村や関係機関などが取り組む先進的事例を収集し、参考情報として、フィードバックするなど、市町村の取組への支援を推進します。

2 廃棄物の循環利用の推進

(1)建設廃棄物等の再資源化の推進

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、解体工事等での分別解体を徹底し、建設廃棄物の再資源化を推進します。

また、自動車、容器包装、家電、食品、小型家電など各種リサイクル法の円滑な実施に向け、普及啓発や情報提供、必要な連絡調整等を行います。

(2)市町村による循環利用の促進

プラスチック類、衣料品、食用油や剪定枝など家庭や事業者から排出される一般廃棄物について、発生抑

制や再使用を最優先に、マテリアルリサイクルやケミカルリサイクルが進むよう、市町村や関係機関などが取り組む先進的事例を収集し、参考情報としてフィードバックするなど、市町村の取組への支援を推進します。

(3)環境教育等を通じた3R行動の推進(再掲)

(4)セメント原料化等による再資源化の推進

一般廃棄物処理施設から発生する焼却灰やばいじん、下水処理場で発生する焼却灰や脱水ケーキ、浄水場から発生する浄水発生土等を、県内セメント工場でセメント原料化するほか、肥料や園芸用土等に再生利用することで再資源化と最終処分量の削減を図ります。

(5)彩の国資源循環工場・環境整備センターを拠点とした資源循環の推進

先端技術を持ったリサイクル企業が多く集積する「彩の国資源循環工場」において、民間の経営力、技術力が最大限発揮できるよう、立地企業が事業活動しやすい環境づくりを進めるとともに、工場見学などを開催し、広く県民の理解を進めます。

また、環境整備センターの埋立跡地に資源循環農場・公園を整備し、来場者の資源循環に対する理解促進を図ります。

3 バイオマス資源の有効活用の推進

(1)農山村バイオマスの利活用

家畜排せつ物、食品残さ、農業集落排水汚泥、製材工場等残材、稲わら・麦わら・もみがらなど農山村に広く賦存するバイオマス資源について、エネルギーも含めた利活用促進を図ります。

また、木質バイオマスについて、製材端材、間伐材などから木質ペレットや木材チップを製造し、暖房・給湯等の熱利用設備や発電機の燃料として活用する取組を支援します。

(2)下水汚泥の有効活用の推進

下水処理場から発生する汚泥について、バイオガスや固形燃料化などとして再生利用を進めます。また、やむを得ず焼却する場合においても、発生する熱を利用した廃熱発電の導入などエネルギーとして有効活用を図ります。

(3)廃棄物処理におけるエネルギーの有効活用の促進

市町村等が一般廃棄物処理施設を新設・更新・改修する際における、発電施設等の熱回収を行う設備の導入に向けて、技術的助言や交付金の適用などの財政負担軽減に関する助言を行い、一般廃棄物処理施設における熱回収を促進します。

脱炭素化の推進の観点からも廃棄物の発生抑制を進めるとともに、再使用・再生利用を推進します。その上で、なお残る廃棄物について、廃棄物の焼却時における熱回収や、食品廃棄物をはじめとする廃棄物系バイオマスのメタン発酵で得られるメタンの回収及びこれを用いた発電や燃料としての利用等を推進します。

4 県による率先行動の推進

(1) グリーン購入の推進

「埼玉県グリーン調達・環境配慮契約推進方針」を定めるとともに、本方針に基づきリサイクル製品など環境に配慮したものの、優先的な購入を進めます。

(2) エコオフィス化の推進

庁内 LAN を活用して使用しなくなった備品や消耗品の再使用を推進します。

また、DX の推進により、紙などのオフィスから発生するごみの削減を図ります。

さらに、庁内から出たごみは分別を徹底し、インクカートリッジやクリアファイルを再生用に回収するなど、リサイクルを推進します。

(3) 環境に配慮した公共事業の推進

県の建設工事等の実施に当たっては、以下のとおり環境に配慮します。

- ① 建設廃棄物の発生抑制、再資源化を推進する。
- ② 耐久性が高く、再資源化しやすい資材や再生材等を選定する。
- ③ 建築物や工作物の解体等工事時は、PCB 含有機器の有無や石綿含有建材の有無を事前調査し、適正に処理する。

なお、県の建設工事において再生材を利用する際は、「アスファルト混合物事前審査制度」の運用等により、安全性や品質に配慮します。

Ⅲ 廃棄物の適正処理の推進

1 廃棄物の排出事業者及び処理業者への指導

(1) 排出事業者への指導強化

排出事業者への立入指導等を強化し、廃棄物処理法における排出事業者責任に関する各規程の遵守の徹底を図ります。

ア 事業系一般廃棄物の排出事業者への立入指導等

事業系一般廃棄物の排出を抑制するため、市町村等と協働して事業者へ立入し、ごみの削減や分別の徹底について指導を行います。指導の際には、排出した廃棄物をできる限り再生利用につなげるため、廃棄物処理法第20条の2に基づき登録された廃棄物再生事業者の情報を提供します。

研修会等を通じ、ごみ処理施設における搬入物検査や啓発方法、事業者の優良な取組事例といった排出削減対策に必要な情報を提供して市町村を支援します。

イ 産業廃棄物の排出事業者への立入指導等

産業廃棄物の適正処理の徹底を図るため、排出事業者に対して立入指導を行います。特に排出量の多い建設廃棄物については、その適正処理の徹底を図るため、建物リサイクル法に基づき建設廃棄物が発生する解体現場への立入検査や一斉パトロール等を実施します。

また、産業廃棄物に係る制度や処理技術等の動向を情報提供するため、排出事業者向けの講習会を開

催します。産業廃棄物の処理状況を容易に確認することができる電子マニフェストについてその普及拡大を推進します。

(2) 廃棄物処理業者等への適正処理の徹底

排出事業者や廃棄物処理業者に対し立入検査等を行い、廃棄物処理法に定める委託基準や処理基準等の違反を確認した場合には、口頭又は文書により改善を指導します。

排出事業者や廃棄物処理業者が指導に従わない場合は、改善命令や業務停止・許可取消等の行政処分を行うなど、厳正に対処します。

また、一般社団法人埼玉県環境産業振興協会と連携し、AI、IoTの活用等による廃棄物処理工程の高効率化や産業廃棄物処理業界のイメージアップ等につながる優秀な取組の表彰などにより、人材育成や人材不足の解消につなげます。

(3) 廃棄物処理施設への立入指導等

廃棄物処理施設への立入検査を行い、施設の適正な使用・維持管理を指導します。

また、許可を受けた焼却施設や最終処分場について、5年3か月以内に定期検査を行い、施設が技術上の基準に適合し、設置時同様に適正に稼働できる状態であることを確認します。

(4) し尿・浄化槽汚泥処理施設への適正指導等

下水道普及率や合併処理浄化槽への転換状況などを踏まえ、し尿・浄化槽汚泥の適正処理を推進します。より高度な水処理、汚泥再資源化、広域的な処理について、市町村に情報提供や助言を行います。

(5) 廃棄物に関する適正な審査

一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の許可申請について、適正な審査を行います。

また、産業廃棄物処理業者による適正な廃棄物処理や法令遵守を徹底するため、通常の許可基準より厳しい基準に適合した優良な産業廃棄物処理業者を認定する「優良産業廃棄物処理業者認定制度」の利用を促進します。

(6) 廃棄物処理施設の適正な整備の促進

廃棄物処理施設について、都市計画上の工業系用途地域への整備を促進します。特に、産業団地の整備を進める市町村に対し、廃棄物処理施設の立地を働き掛けます。

2 不法投棄防止対策等の徹底

(1) 不法投棄の未然防止、早期発見、早期対応

家屋解体現場への立入検査や廃棄物運搬車両の路上検査により、不法投棄の未然防止を図ります。

また、不法投棄110番及び不法投棄通報管理システムの運用や民間委託による休日夜間監視パトロールの実施により不法投棄を早期発見し、「市町村職員への県職員併任制度」の運用により早期対応を図ります。

さらに、不法投棄の行為者等に対しては、行政処分や警察への告発などを検討し、厳正に対処します。生

活環境の保全に支障が生じるおそれがある場合には、一般社団法人埼玉県環境産業振興協会、県及び市町村が共同で設置する「さいたま環境整備事業推進積立金(通称:けやき積立金)」を活用し、撤去することを検討します。

(2) 廃棄物対策における広域連携

産業廃棄物の広域事案については、他の自治体と連携して対応する必要があるため、県内外の自治体と協議会等を開催し、情報共有を行います。

また、産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理を未然に防止するため、37自治体で構成する産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会(産廃スクラム)や九都県市首脳会議と協同して、産業廃棄物収集運搬車両の一斉路上調査を行います。

3 有害廃棄物等の適正処理の徹底

(1) ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の適正処理の徹底

PCB廃棄物の保管事業者に対して、適正な保管や処理について指導を行います。

(2) 石綿廃棄物の適正処理の徹底

石綿廃棄物の飛散による健康被害を防止するため、大気汚染防止法や建設リサイクル法に基づく届出等のある建築物解体工事現場などへの立入検査を実施し、石綿の飛散防止対策や石綿廃棄物の適正処理等を監視・指導します。

また、災害発生時には石綿が大量に発生することが想定されるため、飛散防止の観点から環境モニタリング等を実施し、監視を行います。

(3) 家庭から排出されるリチウムイオン電池等処理困難廃棄物の適正処理の推進

近年、市町村のごみ処理施設において家庭から排出されたリチウムイオン電池や、リチウムイオン電池を使用した製品に起因する火災事故が増加傾向にあります。市町村と連携して県民に分別排出の徹底を呼び掛けるとともに、リチウムイオン電池の分別回収や、再資源化ルートの構築を進めます。

また、市町村において処理することが困難な一般廃棄物(適正処理困難物)について、県内市町村等と県で構成される埼玉県清掃行政研究協議会において検討を行うなど、適正な処理体制の構築を進めます。

さらに、届出によって産業廃棄物処理施設で一般廃棄物の処理が可能になる廃棄物処理法の特例制度を活用して、地域の産業廃棄物処理施設を活用した処理を促進します。

(4) 使用済み太陽光パネルの適正処理の推進

「固定価格買取(FIT)制度」の下で導入が進んだ太陽光パネルは、2030年(令和12年)以降大量に廃棄されることが予想されており、最終処分場がひっ迫するおそれがあります。

使用済み太陽光パネルの再資源化に係る処理体制の確立を進め、ガラス等の再生品の需要創出に取り組みます。

4 安全・安心な最終処分場の運営・研究

(1)安全・安心な県営最終処分場の運営

県営最終処分場「環境整備センター」について、放流水の水質検査結果などの環境調査結果を公表し、埋立地に漏水検知システムを導入するなど、環境保全対策を第一に考え、安全・安心かつ透明性の高い運営を行います。

また、環境整備センターの埋立跡地にサーキュラーエコノミーの実践や地域振興を図る農場・公園を整備します。

(2)安全・安心な最終処分場の効率的な運営に資する研究

埼玉県環境科学国際センターにおいて、最終処分場から発生するガスの監視方法など、安全・安心な県営最終処分場の運営に資する研究を行います。

また、これら研究成果を市町村等との会議や学会等を通じて県内外に情報発信し、県内市町村が有する最終処分場の管理・運営に役立てます。

IV 災害廃棄物への対応力強化

1 災害廃棄物処理の体制強化

(1)災害廃棄物処理指針の見直し

災害廃棄物の処理に関する組織体制、連絡手段等の管理体制、処理手順等を定めた「災害廃棄物処理対策指針」について、環境省「災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン」(以下「点検ガイドライン」という。)による点検や令和元年東日本台風による被害経験を踏まえて改定を行います。

また、指針については、県の地域防災計画や被害想定が見直された場合、点検ガイドラインによる点検で内容の変更が必要となった場合など、状況の変化に応じて、見直しを行っていきます。

(2)市町村災害廃棄物処理計画の実効性の確保

市町村が策定した災害廃棄物処理計画の実効性を高めるため、発災後、適時に必要な業務を実施できるよう、災害発生時におけるタイムライン等の情報提供や図上訓練を実施等により市町村を支援します。

また、市町村等や関係団体と災害廃棄物処理の情報交換を密にし、処理施設や仮置場候補地など処理に必要な情報を共有します。

(3)関係団体・事業者との連携強化

埼玉県清掃行政研究協議会を中心に、埼玉県一般廃棄物連合会や一般社団法人埼玉県環境産業振興協会などの関係団体と連携した協力体制を構築します。また、研修や図上訓練を通じて、関係機関相互の連携の強化を図ります。

県は広域的な処理を円滑に行うための調整機能を果たす役割を担い、発災時には市町村で発生した災害廃棄物の量や区内処理の可否等を情報収集し、円滑な対応のため国や近隣都県、関係団体などの関係者間の情報共有に努めます。

2 施設の活用と処理能力の確保

(1)産業廃棄物処理施設を活用した災害廃棄物の円滑な処理

災害廃棄物の円滑な処理に向けて、市町村等に対し、産業廃棄物処理施設の活用について、情報提供や技術的な助言を行います。

(2)廃棄物処理施設の強靱化

廃棄物処理施設の耐震化、浸水対策として、市町村がごみ処理施設を新設、更新又は改修する際に、情報提供や助言を行い、耐震化や雨水流入対策を促します。

また、発災時に地域の災害対策拠点として機能できるよう発電設備等の導入を促します。

V 市町村のごみ処理体制の整備促進

1 市町村のごみ処理体制の整備促進

(1)ごみ処理の広域化・集約化の推進

第9次廃棄物処理基本計画において示した「21ブロックの枠内で焼却施設の処理能力150～300t/日程度の施設への集約化を目指す」方針を継続し、令和12年度末に焼却施設の数を39施設、処理能力を8,374t/日まで集約化します。

また、令和6年3月の通知「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」において、令和32年度までに1日当たりの焼却能力300t以上の施設の割合を増やす方針が示されていることから、令和32年度末までに32施設への集約化を目指します。さらに、資源化施設についても、21ブロックの枠内で集約化を図り、令和12年度末に62施設、1,767t/日、令和32年度末までに50施設、1,724t/日を目指します。

広域化・集約化を進めるため、一般廃棄物処理施設の更新を行う際に、市町村等に対し、循環型社会形成推進交付金等に関する情報提供や技術的な助言を行います。

また、埼玉県清掃行政研究協議会の地域ブロックの枠組みを活用し、市町村間の情報共有・意見交換の場を設けます。

さらに、広域化・集約化を検討する市町村に対し職員を派遣するなどし、循環型社会形成推進地域計画への助言や市町村間の調整を行います。

(2)ごみ処理会計制度の導入、ごみ処理の有料化

一般廃棄物処理施設の整備や運営などを安定的かつ効率的に実施するため、処理施設更新の際、一般廃棄物会計の導入を促進します。

また、廃棄物処理の有料化について、検討を行う市町村等に情報提供や技術的な助言を行います。

(3)ごみのふれあい収集、戸別収集、集団回収の促進

家庭ごみなどをごみ集積場所(ステーション)へ運ぶことが困難な高齢者等を支援するため、収集作業員が戸別訪問し、家庭ごみなどを収集する「ふれあい収集」「戸別収集」の事例を市町村等に周知し、導入を促します。

また、資源の有効利用を進めるため、古紙や空き缶など資源となる廃棄物の集団回収の導入を促します。

(4)ごみ処理における人材不足の解消

埼玉県一般廃棄物連合会と連携し、廃棄物処理に尽力された方や優秀な取組の表彰を行うほか、一般廃棄物収集運搬業務の適切な価格転嫁に向けた支援などにより、ごみ処理に携わる人材の育成・確保を図ります。

第5章 計画の推進に向けて

第1節 役割分担

計画を着実に推進するには、県のみならず様々な主体との協力・連携が不可欠です。本計画を推進するため、県民、事業者、市町村及び県が、それぞれ適切な役割分担のもと、相互に連携しながら取組を進めていきます。

1 県民

3R行動(発生抑制・再使用・分別排出等)に取り組むとともに、地域の集団回収や美化活動、食品ロス削減等に参加していただくことが必要です。

また、サーキュラーエコノミー型製品・サービスの選択などサーキュラーエコノミーを実践していただくことも重要です。

2 事業者

原材料の選択や製造工程の工夫、不要物を他者に譲渡して有効利用する、といった取組を通じて発生抑制に努めるとともに、再使用・再生利用を進めることが必要です。また、再生材を積極的に活用すること等により廃棄物の循環利用に取り組むことも重要です。

廃棄物処理業者は、生活環境の保全と衛生環境の向上を確保した上で、適正な処理に努めます。今後、廃棄物を有用資源として利用できるよう、処理の高度化を進めていくことで、サーキュラーエコノミーの推進に向けた大きな役割を担うことが期待されます。

3 市町村

本計画と整合を図りつつ、一般廃棄物処理基本計画を策定するとともに、他の市町村や県等と連携し、ごみ処理の広域化・集約化を進めます。

ごみの発生抑制に関し、適切に普及啓発、情報提供及び環境教育等を行うことにより、住民の取組を促進するとともに、分別収集の推進及び一般廃棄物の再生利用に努めます。

災害時においても、適正かつ円滑・迅速な処理が進むよう、体制確保に努めます。

4 県

計画の総合調整、指導・助言・情報共有、廃棄物処理法に基づく監視・検査、広域連携の推進を担います。市町村・事業者・関係団体と連携し、循環経済・脱炭素や災害対応、人材確保・DX等の取組を後押しします。

第2節 本計画の進行管理

本計画の着実な推進を図るため、毎年度、計画目標に定めた値、排出量、最終処分量等の状況、広域化・集約化の状況及び施策の進行状況等を把握し、計画の進行管理を行います。

把握した結果は、施策の改善に反映するとともに、県のホームページ等で公表します。

資料

1 広域化ブロック別収集人口、面積、ごみ総排出量、中間処理量、施設数

ブロック	構成市町村・一部事務組合名	現況(令和5年度)		将来推計(令和32年度)				施設数			
		人口 (万人)	面積 (km ²)	人口 (万人)	ごみ総排出量 (万t)	中間処理量		焼却施設		資源化施設*	
						焼却量 (万t)	焼却以外 (万t)	令和5年度	令和32年度	令和5年度	令和32年度
ブロック1	さいたま市	134.4	217.4	134.1	37.7	30.0	5.2	4	3	5	3
ブロック2	川口市	60.6	62.0	60.6	16.2	12.8	2.8	2	2	2	2
ブロック3	蕨市 蕨市衛生センター組合	21.8	23.3	22.3	6.4	5.2	1.2	1	1	2	1
ブロック4	上尾伊奈資源循環組合 川島桶川資源循環組合	36.9	127.3	32.6	8.0	7.2	1.3	3	2	8	2
ブロック5	朝霞和光資源循環組合	23.0	29.4	23.3	5.8	4.4	0.9	2	1	4	2
ブロック6	志木地区衛生組合	35.5	51.6	34.6	8.7	7.1	1.1	3	2	3	3
ブロック7	ふじみ野市 三芳町	15.2	30.0	14.6	3.8	3.0	0.6	1	1	1	1
ブロック8	所沢市	34.4	72.1	31.1	7.8	5.4	1.4	2	1	4	4
ブロック9	入間市	14.5	44.7	11.5	3.2	2.4	0.3	1	1	2	1
ブロック10	狭山市	14.9	49.0	11.4	3.1	2.2	0.5	1	1	2	2
ブロック11	川越市	35.3	109.1	33.0	9.1	6.9	1.4	2	1	3	2
ブロック12	飯能市 日高市	13.3	240.5	10.8	3.1	1.6	1.3	1	1	2	2
ブロック13	坂戸市 埼玉西部環境保全組合	22.6	158.9	17.9	4.8	3.9	0.8	2	1	2	1
ブロック14	東松山市 小川地区衛生組合	16.9	278.3	13.5	3.9	2.2	1.1	1	1	2	1
ブロック15	秩父広域市町村圏組合	9.2	892.6	5.6	1.8	1.5	0.2	1	1	1	1
ブロック16	児玉都市広域市町村圏組合	13.2	199.7	10.7	3.5	2.9	0.5	1	1	2	1
ブロック17	大里広域市町村圏組合	36.6	362.4	28.4	9.7	7.7	0.9	4	2	1	1
ブロック18	幸手市 杉戸町	9.3	64.0	6.6	1.9	1.4	0.4	1	1	2	1
ブロック19	春日部市	23.1	66.0	17.6	5.2	3.9	0.7	1	1	2	2
ブロック20	東埼玉資源環境組合	93.1	183.7	90.2	25.7	19.2	2.9	2	2	8	8
ブロック21	加須市 蓮田白岡衛生組合 久喜宮代衛生組合 埼玉中部環境保全組合 行田羽生資源環境組合	74.4	535.9	58.1	16.9	12.3	2.5	9	5	9	9
合計		737.9	3,797.8	668.6	186.3	143.1	28.2	45	32	67	50

* 資源化施設のうちプラスチックの資源化施設は、令和5年度末10施設から、令和32年度までに19施設まで増加

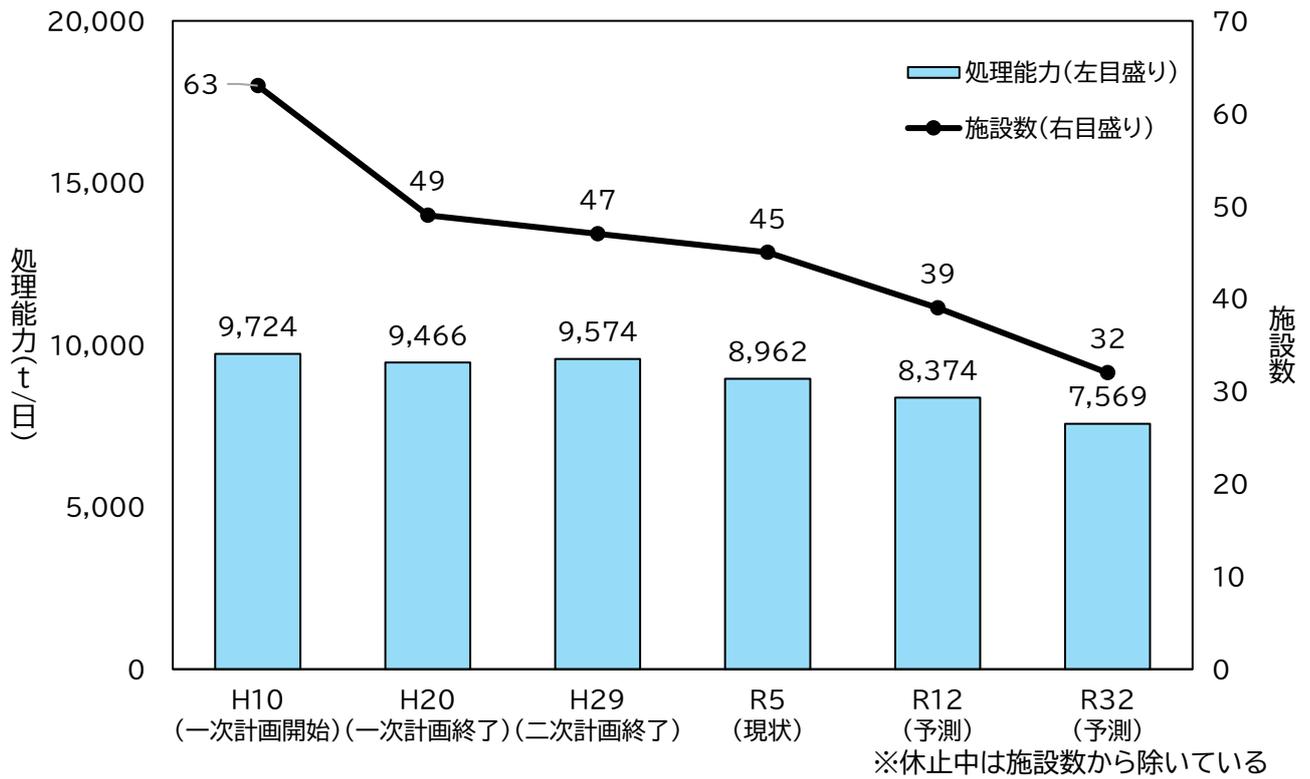


図 43 焼却施設の処理能力及び施設数の推移

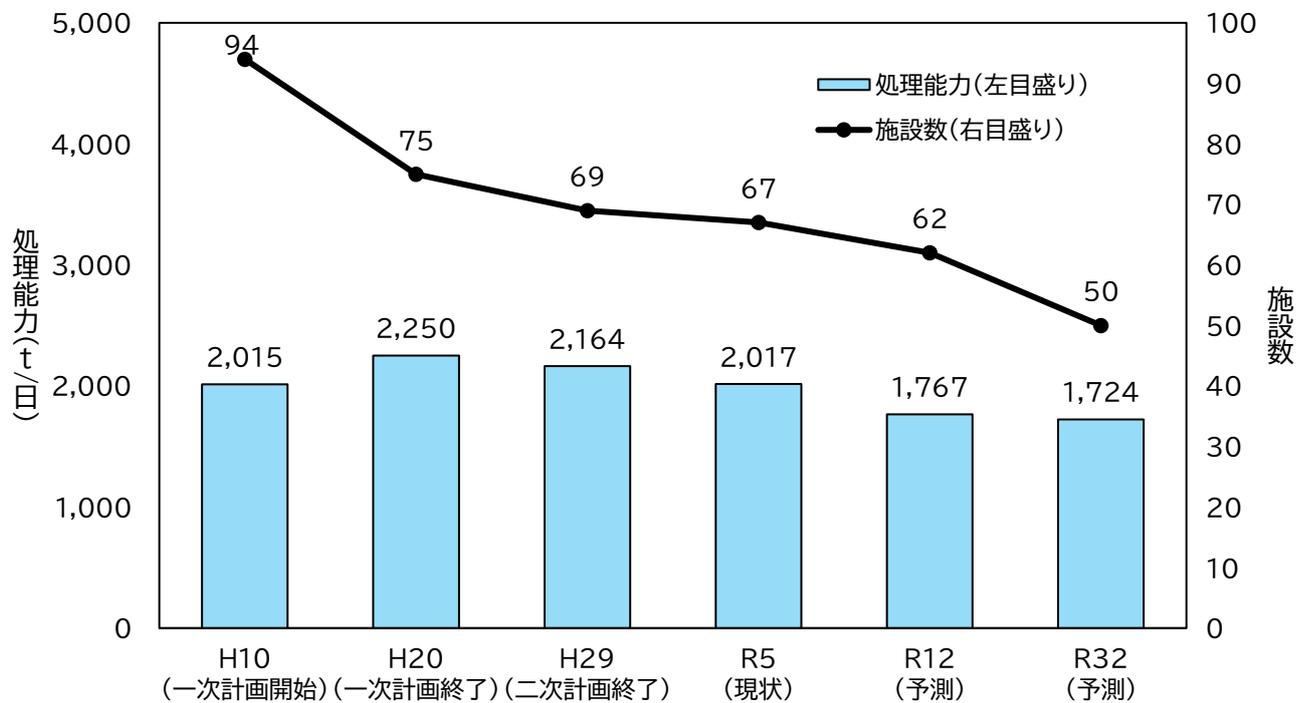


図 44 資源化施設の処理能力及び施設数の推移

2 令和 32 年度までの人口及びごみ総排出量等の算出方法

(1) 人口

国立社会保障・人口問題研究所「地域別将来推計人口」に基づき、ブロックを構成する市町村人口を集計しました。

(2) ごみ総排出量

地域ブロックごとに推計した1人1日当たりのごみ排出量を用いて、以下のとおり算定しました。

ごみ総排出量 = 人口(人) × 1人1日ごみ排出量(g/人・日) × 365 日

(3) 中間処理量

ア ごみ焼却量

ごみ総排出量に対する直接焼却量の割合を令和12年度から一定として、将来ごみ総排出量に焼却割合を掛け合わせて算定した直接焼却量に、中間処理後残渣の焼却量を足し合わせました。

イ 中間処理量(アを除く)

(ごみ総排出量－直接焼却量)に対する中間処理量の割合を令和5年度から一定として、(ごみ総排出量－直接焼却量)に中間処理割合を掛け合わせて算定しました。

3 ごみ焼却施設の整備状況及び整備計画

(1) 整備状況

ブロック	構成市町村名・一部事務組合名	施設名	供用開始年度	処理能力(t/日)	発電能力(kW)	備考
ブロック1	さいたま市	さいたま市西部環境センター	1993 (H5)	300	3,600	R10.3廃止予定
		さいたま市クリーンセンター大崎	1995 (H7)	450	7,500	
		さいたま市桜環境センター	2015 (H27)	380	8,700	
		さいたま市見沼環境センター	2025 (R7)	420	10,640	
				1,550	30,440	
ブロック2	川口市	川口市戸塚環境センター西棟(3号炉・4号炉)	1989 (H1)	150	2,200	R11年度に新施設稼働予定(285t/日)
			1993 (H5)	150	2,200	
		川口市朝日環境センター	2002 (H14)	420	12,000	R17年度に新施設稼働予定(318t/日)
				720	16,400	
ブロック3	蕨戸田衛生センター組合	蕨戸田衛生センターごみ焼却施設	1992 (H4)	270	1,950	
ブロック4	上尾市	上尾市西貝塚環境センター	1997 (H9)	300	2,080	上尾伊奈資源循環組合としてR15年度より新施設稼働予定(180t/日)
	伊奈町	伊奈町クリーンセンター	1989 (H1)	60	0	
	川島町	川島町環境センターごみ処理施設	1979 (S54)	40	0	
				400	2,080	
ブロック5	朝霞市	朝霞市クリーンセンター	1995 (H7)	120	0	朝霞和光資源循環組合としてR12年度より新施設稼働予定(175t/日)
	和光市	和光市清掃センター	1990 (H2)	120	0	
				240	0	
ブロック6	志木地区衛生組合	新座環境センター東工場	1979 (S54)	90	0	
		富士見環境センターごみ焼却施設	1986 (S61)	180	0	
		新座環境センター西工場	1994 (H6)	90	0	
				360	0	
ブロック7	ふじみ野市	ふじみ野市・三芳町環境センター	2016 (H28)	142	3,200	
ブロック8	所沢市	所沢市西部クリーンセンターごみ焼却施設	1989 (H1)	147	0	
		所沢市東部クリーンセンターごみ焼却施設	2003 (H15)	230	5,000	
				377	5,000	
ブロック9	入間市	入間市総合クリーンセンター	1996 (H8)	150	0	
ブロック10	狭山市	狭山市稲荷山環境センター	1996 (H8)	165	264	
ブロック11	川越市	川越市東清掃センター焼却施設	1986 (S61)	140	0	
		川越市資源化センター熱回収施設	2010 (H22)	265	4,000	
				405	4,000	
ブロック12	飯能市	飯能市クリーンセンター	2017 (H29)	80	830	
ブロック13	坂戸市	坂戸市西清掃センター	1994 (H6)	80	160	
	埼玉西部環境保全組合	埼玉西部クリーンセンター	2022 (R4)	130	2,420	
				210	2,580	
ブロック14	東松山市	東松山市クリーンセンター	1977 (S52)	180	0	
ブロック15	秩父広域市町村圏組合	秩父クリーンセンター	1997 (H9)	150	1,400	
ブロック16	児玉郡市広域市町村圏組合	児玉郡市広域市町村圏組合立小山川クリーンセンター	2000 (H12)	228	2,400	
ブロック17	大里広域市町村圏組合	大里広域市町村圏組合立江南清掃センター	1979 (S54)	100	0	R14.3廃止予定
		大里広域市町村圏組合立熊谷衛生センター第一工場	1980 (S55)	140	0	R14.3廃止予定
		大里広域市町村圏組合立熊谷衛生センター第二工場	1989 (H1)	180	0	R14年度より熊谷市の新施設稼働予定(198t/日)
		大里広域市町村圏組合立深谷清掃センター	1992 (H4)	120	0	R14年度より深谷市の新施設稼働予定(220t/日)
				540	0	
ブロック18	杉戸町	杉戸町環境センター	1996 (H8)	84	0	
ブロック19	春日部市	豊野環境衛生センター	1994 (H6)	399	3,100	
ブロック20	東埼玉資源環境組合	第一工場ごみ処理施設	1995 (H7)	800	24,000	R13年度より段階的に新施設稼働、R20年度完全稼働予定(720t/日)
		第二工場ごみ処理施設	2016 (H28)	297	9,400	
				1,097	33,400	
ブロック21	加須市	大利根クリーンセンターごみ焼却施設	1990 (H2)	40	0	R11年度までに廃止予定
		加須クリーンセンターごみ焼却施設	1998 (H10)	216	0	
	羽生市	羽生市清掃センター	1983 (S58)	80	0	行田羽生資源環境組合としてR10年度より新施設稼働予定(126t/日)
	彩北広域清掃組合	小針クリーンセンター	1984 (S59)	204	0	
	埼玉中部環境保全組合	埼玉中部環境センター	1984 (S59)	240	0	R13年度より新施設稼働予定(147t/日)
	久喜宮代衛生組合	久喜宮代清掃センターごみ処理施設(1号炉・2号炉)	1975 (S50)	150	0	R9年度より久喜市の新施設稼働予定(155t/日)
			1980 (S55)	0	0	
			1988 (S63)	105	0	
	蓮田白岡衛生組合	蓮田白岡衛生組合ごみ焼却施設	1989 (H1)	30	0	
			1994 (H6)	270	0	
				1,335	0	

(2) 整備計画

ブロック	構成市町村名・一部事務組合名	施設名	使用開始 予定年度	処理能力 (t/日)
ブロック2	川口市	(仮称)戸塚環境センター新焼却処理施設	2029 (R11)	285
ブロック5	朝霞和光資源循環組合	(仮称)朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設	2030 (R12)	175
ブロック21	久喜市	(仮称)久喜市新ごみ処理施設	2027 (R9)	155
	行田羽生資源環境組合	(仮称)行田羽生資源環境組合新ごみ処理施設	2028 (R10)	126

※ 計画期間内に稼働予定の施設のみ掲載

4 資源化施設の整備状況及び整備計画

(1) 整備状況

ブロック	構成市町村名・一部事務組合名	施設名	施設	処理対象廃棄物	供用開始年度	処理能力(t/日)	備考
ブロック1	さいたま市	さいたま市クリーンセンター大崎	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ, 不燃ごみ	1995 (H7)	50.0	
		さいたま市桜環境センター	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ, 不燃ごみ	2015 (H27)	44.8	
		さいたま市見沼環境センター	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ, 不燃ごみ	2025 (R7)	28.0	
		さいたま市桜環境センター	資源化等を行う施設	金属類, ガラス類, ペットボトル, プラスチック	2015 (H27)	63.0	
		さいたま市見沼環境センター	資源化等を行う施設	金属類, ガラス類	2025 (R7)	21.0	
ブロック2	川口市	川口市戸塚環境センター	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ	1974 (S49)	75.0	R8年度より新施設稼働予定(26.0t/日)
		川口市リサイクルプラザ	資源化等を行う施設	紙類, 金属類, ガラス類, その他資源ごみ, ペットボトル, プラスチック, 布類	2002 (H14)	95.0	
ブロック3	蕨戸田衛生センター組合	蕨戸田衛生センター粗大ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ, 不燃ごみ	1992 (H4)	30.0	
		蕨戸田衛生センターリサイクルプラザ	資源化等を行う施設	紙類, 金属類, ガラス類, ペットボトル, プラスチック	2002 (H14)	63.0	
ブロック4	上尾市	上尾市西貝塚環境センター	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ, 不燃ごみ, 資源ごみ	1997 (H9)	70.0	上尾伊奈資源循環組合としてR15年度より新施設稼働予定(72.5t/日)
		上尾市西貝塚環境センター空き缶選別プレス機	資源化等を行う施設	金属類	1996 (H8)	4.9	
		上尾市西貝塚環境センター内ペットボトル結束機	資源化等を行う施設	ペットボトル	2003 (H15)	2.5	
	伊奈町	伊奈町クリーンセンター	資源化等を行う施設	金属類, ペットボトル, プラスチック	1992 (H4)	25.0	
	桶川市	桶川市粗大ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ, 不燃ごみ	1989 (H1)	20.0	川島桶川資源循環組合としてR15年度より新施設稼働予定(20.7t/日)
		桶川市リサイクルセンター	資源化等を行う施設	金属類, ガラス類	1987 (S62)	36.0	
川島町	川島町環境センター容器包装処理施設	資源化等を行う施設	その他資源ごみ, ペットボトル, プラスチック	2000 (H12)	4.0		
	川島町環境センター不燃物処理施設	資源化等を行う施設	ガラス類, その他資源ごみ, 不燃ごみ	1979 (S54)	10.0		
ブロック5	朝霞市	朝霞市空き缶資源化施設	資源化等を行う施設	金属類	1997 (H9)	5.0	
		朝霞市プラスチック類処理施設	資源化等を行う施設	ペットボトル, プラスチック	2009 (H21)	13.2	
		朝霞市粗大ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ, 不燃ごみ	1984 (S59)	30.0	朝霞和光資源循環組合としてR12年度より新施設稼働予定(17.0t/日)
	和光市	和光市清掃センター	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ, 不燃ごみ, その他, 資源ごみ	1990 (H2)	17.0	
ブロック6	志木地区衛生組合	富士見環境センター粗大ごみ・ビン処理施設	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ, 不燃ごみ	2014 (H26)	25.0	
		富士見環境センターリサイクルプラザ	資源化等を行う施設	プラスチック	2001 (H13)	26.0	
		富士見環境センター粗大ごみ・ビン処理施設	資源化等を行う施設	ガラス類	2014 (H26)	13.0	
ブロック7	ふじみ野市	ふじみ野市・三芳町環境センター	資源化等を行う施設	金属類, ガラス類, その他資源ごみ, プラスチック, 粗大ごみ, 不燃ごみ	2016 (H28)	21.0	
ブロック8	所沢市	所沢市東部クリーンセンターリサイクルプラザ不燃粗大ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ, 不燃ごみ	2003 (H15)	43.0	
		所沢市東部クリーンセンターリサイクルプラザ資源ごみ処理施設	資源化等を行う施設	金属類, ガラス類	2003 (H15)	30.0	
		所沢市東部クリーンセンターリサイクルプラザプラスチック類処理施設	資源化等を行う施設	プラスチック	2003 (H15)	15.0	
		所沢市西部クリーンセンター容器包装プラスチック処理施設	資源化等を行う施設	プラスチック	2003 (H15)	20.0	
ブロック9	入間市	入間市総合クリーンセンター	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ, 不燃ごみ	1996 (H8)	40.0	
		入間市総合クリーンセンター	資源化等を行う施設	金属類, ガラス類, その他資源ごみ	1996 (H8)	17.0	
ブロック10	狭山市	狭山市奥富環境センター	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ, 不燃ごみ	2007 (H19)	30.0	
		狭山市奥富環境センター	資源化等を行う施設	金属類, ガラス類, 不燃ごみ, 粗大ごみ, その他	2007 (H19)	13.0	
ブロック11	川越市	川越市東清掃センターリサイクル施設	資源化等を行う施設	金属類, ガラス類, ペットボトル, 不燃ごみ, 粗大ごみ, その他	1993 (H5)	60.0	
		川越市資源化センターリサイクル施設	資源化等を行う施設	金属類, ガラス類, プラスチック, 不燃ごみ, 粗大ごみ, その他	2010 (H22)	53.0	
		川越市資源化センター草木類資源化施設	資源化等を行う施設	剪定枝	2010 (H22)	6.0	
ブロック12	飯能市	飯能市クリーンセンター	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ, 不燃ごみ	2017 (H29)	8.6	
		飯能市クリーンセンター	資源化等を行う施設	金属類, ガラス類, その他資源ごみ	2017 (H29)	3.2	
ブロック13	坂戸市 埼玉西部環境保全組合	坂戸市東清掃センター粗大ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ, 不燃ごみ	1982 (S57)	40.0	
		川角リサイクルプラザ	資源化等を行う施設	金属類, ガラス類, その他資源ごみ, ペットボトル, プラスチック, 不燃ごみ, 粗大ごみ, その他	2001 (H13)	45.0	
ブロック14	東松山市 小川地区衛生組合	西本宿不燃物等減容処理場	資源化等を行う施設	金属類, ガラス類, ペットボトル, プラスチック, 不燃ごみ, 粗大ごみ	1990 (H2)	4.0	
		小川地区衛生組合不燃物処理場	資源化等を行う施設	紙類, 金属類, ガラス類, その他資源ごみ, ペットボトル, プラスチック, 布類, 不燃ごみ, 粗大ごみ, その他	1977 (S52)	20.0	
ブロック15	秩父広域市町村圏組合	秩父環境衛生センター	資源化等を行う施設	ペットボトル	2006 (H18)	2.0	
ブロック16	児玉郡市広域市町村圏組合	児玉郡市広域市町村圏組合立小山川クリーンセンター	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ, 不燃ごみ	2000 (H12)	55.0	
		児玉郡市広域市町村圏組合立小山川クリーンセンター	資源化等を行う施設	金属類, ガラス類, ペットボトル, その他	2000 (H12)	13.0	

ブロック	構成市町村名・一部事務組合名	施設名	施設	処理対象廃棄物	供用開始年度	処理能力(t/日)	備考
ブロック17	大里広域市町村圏組合	大里広域市町村圏組合立大里広域クリーンセンター	資源化等を行う施設	金属類, ガラス類, ペットボトル, 不燃ごみ, 粗大ごみ	1983 (S58)	60.0	
ブロック18	幸手市	幸手市ひばりヶ丘桜泉園	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ, 不燃ごみ	1984 (S59)	30.0	
	杉戸町	杉戸町リサイクルセンター	資源化等を行う施設	金属類, ガラス類	1996 (H8)	3.0	
ブロック19	春日部市	春日部市クリーンセンター	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ, 不燃ごみ	1992 (H4)	80.0	
		春日部市資源選別センター	資源化等を行う施設	金属類, ガラス類, ペットボトル, その他	1994 (H6)	30.0	
ブロック20	草加市	草加市リサイクルセンター	資源化等を行う施設	金属類, ガラス類, その他資源ごみ, 不燃ごみ, 粗大ごみ	2009 (H21)	35.0	
	越谷市	越谷市リサイクルプラザ資源化施設	資源化等を行う施設	金属類, ガラス類, 不燃ごみ, 粗大ごみ	2006 (H18)	52.0	
	八潮市	八潮市リサイクルプラザ	資源化等を行う施設	金属類, ガラス類, その他資源ごみ, 不燃ごみ, 粗大ごみ	1996 (H8)	30.0	
	三郷市	三郷市不燃物処理場	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ, 不燃ごみ, 資源ごみ	1985 (S60)	6.0	R11年度より新施設稼働予定(18.0t/日)
		三郷市不燃物処理場	資源化等を行う施設	金属類, ガラス類, 不燃ごみ, 粗大ごみ	1985 (S60)	20.0	
	吉川市	吉川市環境センター粗大ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ, 不燃ごみ, 資源ごみ	1994 (H6)	30.0	
	松伏町	松伏町リサイクルセンター	資源化等を行う施設	金属類, ガラス類, その他資源ごみ, 不燃ごみ, 粗大ごみ	2022 (R4)	4.0	
	東埼玉資源環境組合	堆肥化施設	資源化等を行う施設	剪定枝, その他	1999 (H11)	22.5	R9年度中に休止予定
ブロック21	行田市	行田市粗大ごみ処理場	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ, 不燃ごみ, その他	1981 (S56)	30.0	行田羽生資源環境組合としてR10年度より新施設稼働予定(20.4t/日)
	羽生市	羽生市粗大ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ, 不燃ごみ	1988 (S63)	30.0	
	加須市	加須クリーンセンター粗大ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ, 不燃ごみ	1988 (S63)	30.0	R13年度までに廃止予定
		加須クリーンセンターペットボトル減容施設	資源化等を行う施設	ペットボトル	2002 (H14)	2.0	
	蓮田白岡衛生組合	蓮田白岡衛生組合粗大ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ, 不燃ごみ, 資源ごみ	1994 (H6)	36.0	
	久喜宮代衛生組合	昌蒲清掃センター粗大ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ, 不燃ごみ	1989 (H1)	10.0	R9年度より久喜市の新施設稼働予定(11.0t/日)
		八甫清掃センター粗大ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ, 不燃ごみ, 資源ごみ, その他	1989 (H1)	30.0	
		久喜宮代清掃センター粗大ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ, 不燃ごみ, その他	1990 (H2)	30.0	
	埼玉中部環境保全組合	埼玉中部環境センター(粗大ごみ処理施設)	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ, 不燃ごみ	1984 (S59)	45.0	R13年度より新施設稼働予定(16.5t/日) R13年度よりプラスチック類資源化施設稼働予定(20.8t/日) R13年度より剪定枝資源化施設稼働予定(4.1t/日)

(2) 整備計画

ブロック	構成市町村名・一部事務組合名	施設名	施設	処理対象廃棄物	供用開始年度	処理能力(t/日)
ブロック2	川口市	(仮称)戸塚環境センター新粗大ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ	2026 (R8)	26.0
ブロック5	朝霞和光資源循環組合	(仮称)朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設	資源化等を行う施設	粗大ごみ, 不燃ごみ	2030 (R12)	17.0
ブロック20	三郷市	(仮称)新・三郷市一般廃棄物不燃物処理施設	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ, 不燃ごみ, 資源ごみ	2029 (R11)	18.0
ブロック21	久喜市	(仮称)久喜市新ごみ処理施設	資源化等を行う施設	粗大ごみ, 不燃ごみ	2027 (R9)	11.0
	行田羽生資源環境組合	(仮称)行田羽生資源環境組合新ごみ処理施設	資源化等を行う施設	金属類, ペットボトル, 剪定枝, 粗大ごみ, 不燃ごみ	2028 (R10)	20.4

※ 計画期間内に稼働予定の施設のみ掲載

5 最終処分場の整備状況及び整備計画

(1) 整備状況

ブロック	構成市町村名・一部事務組合名	施設名	処理対象廃棄物	埋立開始年度
ブロック1	さいたま市	さいたま市うらわフェニックス	焼却残渣(主灰), 焼却残渣(飛灰), 熔融スラグ, 破碎ごみ・処理残渣	1988 (S63)
ブロック7	ふじみ野市	ふじみ野市一般廃棄物最終処分場	焼却残渣(主灰)	1993 (H5)
	三芳町	三芳町一般廃棄物最終処分場	焼却残渣(主灰), 焼却残渣(飛灰), 破碎ごみ・処理残渣	1992 (H4)
ブロック8	所沢市	所沢市第2一般廃棄物最終処分場	焼却残渣, 破碎ごみ・破碎残渣	2025 (R7)
ブロック9	入間市	入間市一般廃棄物最終処分場	焼却残渣(飛灰), 破碎ごみ・処理残渣	1992 (H4)
ブロック11	川越市	川越市小畔の里クリーンセンター	焼却残渣(主灰), 熔融飛灰, その他, 焼却残渣(飛灰), 熔融スラグ, 破碎ごみ・処理残渣	1989 (H1)
ブロック12	飯能市	飯能市一般廃棄物最終処分場	焼却残渣(飛灰), 破碎ごみ・処理残渣	1990 (H2)
	日高市	日高市一般廃棄物最終処分場	破碎ごみ・処理残渣	1992 (H4)
ブロック13	坂戸市	坂戸市サツキクリーンセンター	破碎ごみ・処理残渣	1994 (H6)
ブロック14	東松山市	西本宿不燃物等埋立地(上流部)	焼却残渣(主灰), 不燃ごみ, 焼却残渣(飛灰), 破碎ごみ・処理残渣	1997 (H9)
ブロック15	秩父広域市町村圏組合	秩父環境衛生センター	不燃ごみ, 破碎ごみ・処理残渣	1990 (H2)
ブロック17	熊谷市	熊谷市拾六間一般廃棄物最終処分場	焼却残渣(主灰), 不燃ごみ	1992 (H4)
ブロック18	幸手市	幸手市一般廃棄物最終処分場	焼却残渣(飛灰), 破碎ごみ・処理残渣	1998 (H10)
ブロック20	越谷市	越谷市一般廃棄物最終処分場	破碎ごみ・処理残渣	1990 (H2)
	八潮市	八潮市一般廃棄物最終処分場	破碎ごみ・処理残渣	1994 (H6)
	三郷市	三郷市一般廃棄物最終処分場	破碎ごみ・処理残渣	1993 (H5)
	吉川市	吉川市環境センター最終処分場	破碎ごみ・処理残渣	1994 (H6)
ブロック21	行田市	行田市長善沼最終処分場	不燃ごみ, その他, 破碎ごみ・処理残渣, 粗大ごみ	1996 (H8)
	加須市	加須クリーンセンター一般廃棄物最終処分場	焼却残渣(主灰), 焼却残渣(飛灰), 破碎ごみ・処理残渣	1995 (H7)
	羽生市	羽生市一般廃棄物最終処分場	焼却残渣(主灰), 破碎ごみ・処理残渣	1997 (H9)

(2) 整備計画

現在、計画されている最終処分場はない。

6 埼玉県清掃行政研究協議会における地域ブロック

ごみ処理の広域化・集約化に向けた情報共有・意見交換の場として、「埼玉県清掃行政研究協議会」における地域ブロックの枠組みを活用する。以下は地域ブロックに属する市町村及び一部事務組合を示すものである。

ブロック名	構成市町村等
第1ブロック	さいたま市、川口市、春日部市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町 東埼玉資源環境組合、蕨戸田衛生センター組合
第2ブロック	加須市、鴻巣市、上尾市、桶川市、久喜市、北本市、蓮田市、幸手市、白岡市、伊奈町、宮代町、杉戸町 蓮田白岡衛生組合、久喜宮代衛生組合、上尾桶川伊奈衛生組合、北本地区衛生組合、上尾伊奈資源循環組合
第3ブロック	熊谷市、行田市、本庄市、羽生市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町 彩北広域清掃組合、児玉郡市広域市町村圏組合、大里広域市町村圏組合、行田羽生資源環境組合
第4ブロック	川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、三芳町、毛呂山町、越生町、鳩山町 朝霞地区一部事務組合、志木地区衛生組合、入間西部衛生組合、入間東部地区衛生組合、坂戸地区衛生組合、埼玉西部環境保全組合、朝霞和光資源循環組合
第5ブロック	秩父市、東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村 小川地区衛生組合、秩父広域市町村圏組合、埼玉中部環境保全組合、川島桶川資源循環組合